

亮道以て之を首座に報ず、茲に上座一同大頭寮に相議して此件妙傳寺の所存甚だ横暴なりとし、「取上評するに不足次第」と其儘に放抛せり、

妙傳寺其返答を求むること既に再度に及びしも「兎角繁多にして衆評不決」とのみ答えて亦應ぜず、

越えて其翌明和元年(五四三)十月初旬妙傳寺飛札を身延に致して「往古より仕來れる恒例を無視して鷹峰庠更らに妙傳寺の觸に従はず」との旨を訴へて其裁決を求む、之に因り「十月二十八日附身延當番」の名を以て鷹峰檀林に飛報して誠しむる所あり、其文意に曰く「妙傳寺は觸頭なれば其檀能化入談の繼目、年始諸禮等凡て先規の通り之を届けられ、又其談普請等に付き公邊への添簡等の義も成な先例に任せて之を妙傳寺に依頼せらるべし」と云ふに在り、

此書に接せる鷹峰首座中評議の上此旨京阪先聖に披露に及び、上座五人各自に種々古記録を考合して之が返翰の案文を作製し、之を先聖に回達して五種の案文を撰抜添削し衆議相決して、十二月二日之が返書を身延に送る、其文旨左の如し

當庠開闢元和二年已來年を閱すること百四十六年、其間春秋能化の入退せら

れしもの實に數百人、其中入山に際し妙傳寺に披露に及びし人纒かに智徳院、常遠院の兩師なり、开は全く知音なりし歟又は内縁ありしに因る、之を以て例證とし新式を企つること甚だ其意を得難し、又當庠の由緒は乾暹兩師の本尊を奉安せる講堂に於て繼目の式を行へること第三代揚師已來の山規なり、其後亭潮兩師參内の砌舊記等高覽に備えし時、亭師は永聖の本尊を賜ふて「諸末寺とは格別故へ此本尊を以て萬端先規の如く一山にて諸事執行すべき」旨仰せられ、潮師は「此規則の如く後代濫漫なく執行すべし」と示さる、

又普請等には公邊への添簡の義も享保二十年、其翌元文元年の兩度の外開基已來妙傳寺に依頼せしことなく、唯だ當山一判にて事を運び來れり、

然るに妙傳寺は自末山科談林と同様に春秋能化入山繼目を届けさせんとの意向なるべし、若し此際妙傳寺の申分に従はんか、後代に至りて山科同全に能化入院等に際し其都度妙傳寺に届けて其指圖に因て能化等を決するに至らば、遠くは開山乾暹兩師、近くは亭潮二尊の尊慮に背くべし、自談闔侶の嘆き之に過ぎず、

右條々賢諒判斷の上妙傳寺に對し然るべき處知に出でられん事を乞ふ云々

此の一翰に添ふるに妙傳寺より到來せし案文及舊記の寫併せて二通を以てせり、左に之を掲げん

案文寫

當談林延山末寺而御當山之御支配寺而御座候而諸事御當山相頼申候段並能化入院之節御繼目登山仕退院之節御届申上檀林普請之砌御公邊相願候御當山之御添簡相願申候而御公所茂相願來候處近年先役僧共心得違歟御當山御届不申候付今般古來之通相勤候様被仰付委細奉承知候自今已後者右之趣板頭寮書記置古來之通急度爲相勤可申旨仍而口上書如件

寶曆十三年十月日

鷹峰檀林

妙傳寺御役者中

首座中

妙傳寺舊記寫

- 一享保十二丁未八月五日鷹峰檀林能化智徳院入院三本入(扇子)御持參之事
- 一享保十八年丑正月能化常遠院入院
- 一享保廿乙卯年六月八日檀林修覆付添簡被相願評議之上出之依而爲謝禮壹樽

三本持參之事

一同辰七月四日修覆等之儀付添簡三冊相願依認遣則板頭相渡事

已上の書に對し身延より閏十二月二十六日附の報狀、翌年(五四四)正月二十三日妙傳寺を経て鷹峰に到來せり、其狀旨に曰く

妙傳寺よりの申出には只だ通漫に往古より能化入院届、普請添簡願之頼み、年始の祝辭致來りしに近年此等の届一切無く、但だ先の妙傳寺日稽聖は檀林の先哲故其事ありしも其後は觸顏の申分を用はず不届の至りとのみ故へ其檀林へ兎角の申入れ致せしも、今般届出の案文舊記の寫に依り、妙傳寺申立の少々相違せるを知れり、然れども普請添簡依頼の義は縦ひ是迄其例格無きも公邊の趣御大法にも背くべく、何れの末寺も威な本寺觸頭の添簡を用する次第なれば此儀は必ず妙傳寺へ頼まるべく、左なくば觸頭觸下の差別を亡し、不應大法の様
に聞ゆべく、又檀林能化入院の届も飯高始め皆な其都度江戸三役寺へ届出で、近くは當山末西谷談林に届けられ候も能化仁撰等は凡て其檀林上座の評議に依て之を定む、然るに妙傳寺より同寺の指圖を以て其仁體を撰ぶ様との申渡は甚だ不恙なる申分なり、向後御察の通り妙傳寺に於て指圖簡間敷事申渡義之れ有

るとも此方にて承知致さず、其邊恐慮なかるべし云々

と云ふにあり、此の再書妙傳寺より到來せしかば首座商議の上之を先哲に披露し、慎重の態度を示して、取り敢えず返翰延引すべき斷書を出せり、時に二月十四日なり、斯くて四月朔日先聖會合の席上種々凝議する所ありしも、議終に決せざるを以て更に首座各自の意見を草案書に認め、再び先聖に披露し落着の上身延に向て返書を發せり、謂く、能化入院の届も、年序祝辭の届も貴意に基づき使僧を以て相勤むべく、されど普請等の添簡に至ては元文二年(五一)公邊に出願して修理破損等之時は當座の一判にて濟ませ來りし例に效ひ、若し奉行所當座の一判にて之を許さざる時に局り例格なきも妙傳寺の添簡を請ふべし、其に代ゆるに先回の尊翰文中に於ける飯高三谷と延池兩寺主職との關係の如く、妙傳寺向後の主職を鷹峰出身の先聖の内より之を撰定するの制を定められなば、今回の如き騷擾を後來に斷絶し、兩寺の間に圓滿なる解決を見ん、と

之に添ふるに妙傳寺主職鷹峰持の願書を以てす、時に四月中旬なりしも故らに三月二十六日の日附に爲せりと云ふ、蓋し返書の遅延せしを裝はんが爲めなるべし、

此書に對する身延よりの答書、七月十八日附を以て鷹峰に到着せり、今其要文を摘録せん

(上略)妙傳寺住職者數代是迄時之宜隨ひ嗣職致來候儀、候得者今般改而願之通申達候而は難致承知義筋と存候都而其地之寺院方住職之儀は其檀那中構中一統相談之上寺檀爲相續住職致招請來候様存候得者此方々申達候而者相續之義筋には難成存候併而後難澁にも成行候半歟と一統被存候儀一通相聞候此儀は只觸頭觸下之義筋相立候得者絶而末々迄無相構事に存候(下略)

乃ち妙傳寺と鷹峰座との争は實に斯の如くにして一旦其終結を告げ、爾來妙傳寺より觸れ來る問題に關しては之に應ずるに先立ち直接祖山に其眞意を尋ね且つ其認知を経て之を行ふ事となせり、

去れば表面上落着斯の如しと雖ども、此兩者の間怨恨結んで容易に解けず、降つて明和六年(五四八)三月に至り妙傳寺不受不施異流迫狀に詫して復鷹峰座を謀らんとせり、即ち其觸書の文中其爪牙を露はせり、

定

一本圀寺本滿寺兩山之末寺異流之僧在之候に付追院申附候所兩人共江戸御奉行

所へ直訴いたし御吟味之上過失被爲仰付候旨如別紙尤異流之義者法義之憂患御公儀御禁制に付自今已後急度吟味可在之候事若左様之僧俗於有之者同末者勿論近邊一宗之寺院よりも本山へ相届可申候萬一捨置候はゞ可爲同罪事一諸末寺住寺之儀者先規之通り本山へ吟味之上申付候尤身延山末寺之義者當山へ遂吟味候間此旨堅相守事、若其所に歸依之僧於在之者當山へ相願可受下知事此段其檀方へ急度可相觸候若檀方荷擔騒動之筋於有之者當山へ御役所へ訴候間可被得其意候

右之趣今般會本於要法寺諸本山一統評議之上相定候間急度可相守候已上
右之條々承知之上此書に被致寺印早々御戻可被申候

明和六年丑三月十五日

妙傳寺役者印

勝光寺 本瑞寺 常照寺

鷹峰庠此觸書を受くるや直に板頭寮に上座評議を遂げ此文言の儘にて寺印を押す時は向後化主入院其他萬端之を妙傳寺に窺ひ、其指圖を俟たざるべからずとなし、「印形不相成事」と評定し、添ゆるに「檀林の義なれば異流の儀者任山制無怠慢急度遂吟味候」との口上書一通を以て「定書」を妙傳寺に返戻す、時に四

月九日なり、

同月十一日折返し妙傳寺復書を當庠に送て「諸本山一統會合の定なれば其檀林のみ無印形に而者何れ相濟まざるべく仍て十三四日兩日を期して印形持參せらるべし」との意を通ぜり

鷹峰庠は取敢へず十三四日中に推參の返報を送り其の翌十二日首座評議の結果十四日二老嶺莊(諱日完號圓能院)妙傳寺に臻る、妙傳寺役者月番遠照院代理之が應對し、頻りに捺印せん事を促がせり、嶺莊之を拒んで曰く「異流の吟味は已に去春已來怠慢なく之を遂げ血判迄取りあれば、異流一と通の印形なれば敢て否む所に非れども、定書の文中異流吟味の爲め末寺住職の進退を左右せらるゝの旨あり、然るに當庠は談林の義なれば其化主職は首座本疏の評定する所、定書の如くんば當然化主職の去就亦妙傳寺の支配に因らざるを得ず、されば勝光寺、本瑞寺と其趣を異にし、従つて列座中不承知の故を以て之を捺さず」と、役者代理山科庠を引例して化主職の進退に故障なきを述べしも、山科庠は元より妙傳寺の末寺にして當庠と其軌等しからずと答へ、更に異流一と通の調書を迫りしかば、役者代理其謀計の中らざるを思ふて遂に嶺莊の需めに應じて定書の

第二條「一諸末寺云々(前引文參照)」の條文を削りて別紙に改書し、嶺莊乃ち之に捺印して歸れりと云ふ、

其後安政三年(六三五)「鐘御取上之御觸」の事ありしに逮んで妙傳寺復同一手段を以て鷹峰庠をして其末寺に列せしめんと企てしも事成らずして止むと云ふ、妙傳寺京師に於ける延山觸頭の威を以て之を壓伏隸屬せしめんとせる間に立ち、鷹峰庠實に斯の如くにして其羈絆を脱して獨立を全ふせしなり、

第三節 開祖日乾上人

師字は孝順、寂照院と號す、姓は塚本氏、師の親父元と越前の武人なり、事緣に由り若狹小濱に徙る、文祿四年(三七四)師此地に生れ、幼にして郡の長源寺日欽上人に投じて脱白す、偶、父の喪に遇ひ、母に偕はれて京都に來り、本滿寺重上人の門に入る時に元龜三年(三五二)師齒十二なり、十六七歳の頃に及んで重師三大部の講を本滿寺に開く、師會下に之が聽徒となる、穎悟にして強記、六箇年にして台教六十卷を修了す、天正十一二年の頃より専ら歴遊を事とし、三井に法相の學を習ひ、南都に瑜伽、唯識、律部を究む洛に還りて當時大光山に行

はれし大論議の講師たる事六度び、又百日の法談を竣つて終に學道衆に拔擢せらる、時に師纔かに二十六歳なり、天正十六年(三六七)日重上人の禪を稟けて本滿寺八世の法燈を續ぎ、行學の外亦構營に勉む、慶長七年(三八〇)十月宗門大意一卷を著して、文祿帝に奉る、同年春祖山主席を空ふす、乃ち日重上人を屈請す、重師固辭して起たず、秋に逮んで更に其英資日乾上人を請ふ、重師許すに期月を以てす、日乾上人祖山の狹座に昇て塵尾を振ふ、其翌年(三八二)春職を日遠上人に譲つて本滿寺に歸る、時に四十四歳なり、同十四年(三八八)再び招請せられて延山に主たり、祖山舊と毎歳三月二十八日立教開宗の日「立正會」と稱して論議を行ひ來れり、師乃ち豎儀の式を制して其式儀を整ふと云ふ、在職六年にして西谷に隱栖す、時に五十五歳なり、元和三年(三九六)春攝州能勢に遊び庵を結んで居す、郡主攝津守某聞て師を請し、法を説かしめ、師の徳を欽仰し爲めに小地を寄す、師此地に覺樹庵を艸して居ること四年、同六年(三九九)養珠夫人駿州松野日持上人の遺跡を沓谷に移し、寺領を付し、師を屈請して中興祖と仰ぎ、扁して蓮永寺と云ふ、其後を日遠上人に付して復た能勢に歸る、時に六十四歳なり、寛永三年(四〇五)夏大に旱す村民の請に任せて祈雨し即時大に洽ふと

云ふ、翌四年(四〇六)鷹ヶ峰に來り本阿陀一家の外護を得て終に學室を開基す、
暹尊者を擧げて講筵を開かしむ、然るに其翌年(四〇七)池上日樹上人等異流の事
あり、爲めに日暹上人の肉弟日揚上人を擧げて學庠の講席を嗣がしめ、遠、暹兩
師と共に江府に止まること三年、同七年(四〇九)台命を受けて洛妙覺寺に住する
こと一箇年、復能勢に歸る、寛永十二年(四一四)十月二十七日、疾んで本滿寺に
化す、天壽七十有六

著述「宗門綱格」(二卷)、「宗旨雜記」(二卷)、「書捨艸」(二卷)、「一筆艸」(二卷)、「西谷條箇」
(三卷)、弟子 生蓮院日舜上人(寶永二、三、廿一化)

第四節 谷並谷祖

當庠其指南を分つもの二あり、謂く山方やまかた、謂く峰方みねかた是なり、前者は彦根蓮花寺
及大阪妙壽寺を以て其筆頭とし、後者は即ち肥後本妙寺大阪本傳寺之が筆頭た
り、當庠も亦山科、松ヶ崎と等しく、同一法類の内に於て書生獎勵勸學の爲め
に其指南を分てるのみ、智見暹師を峰方の祖となし、立正揚師を推して山方の
祖と仰げり、又關東負笈の學侶は主として中村東法眷の所指南下に屬す、され

ば當庠所學の徒亦精貞兩學系に屬するもの其大部分を占む、而して峰方の檀林
學徒の宿房は惠光寺にして山方の徒は光悅寺を以て其宿房となせりと云ふ、

峰方谷祖 日暹上人

師字は隆恕、智見院と號す、其辯才に長ぜしを以て世人稱して富樓那と號す、
永野土佐守某の母の養子たる浦井宗府の次男にして玉澤の眞應院日達上人は師
の叔父なり(達師は宗府ノ合弟なり)、心性院日遠上人の門に投じて出家す、師生れながらに
して辯才あり、論議に巧みに、演説に善し、小西談林師の學譽を聞き疏を裁し
て敬待す、師千里駕を廻らし往て妙疏を講ず、元和九年(四〇三)秋妙寂院日深上
人の後を稟けて本滿寺第十一世の法脈を續ぐ、時に三十八歳なり、寛永四年(四
〇六)法叔乾師の撰びに應じて鷹峰庠の講筵を始む、在講年餘にして其の翌五年
(四〇七)請せられて延山第二十六世の猊座に昇りて尾を振ふ、師四十三歳なり
時に池上日樹上人、中山日賢上人、小西日領上人、平賀日弘上人、碑文谷日進
上人、中村遠壽院等、氣脈を通じて不受の異流を唱ふ、師之を乾遠兩上に謀つ
て公庭に糾明す、師乃ち其對手となりて辯步條然終に之を屈せしむ、武城に滯
留すること前後三箇年、山に歸りて寺門の修營太だ努む、在務二十二年、慶安

元年(四二七)五月二十九日泊然として座脱す、世壽六十有三、

著述 「拾要抄 全見開共」(三卷)、「西谷名目標條」(四卷)

山方谷祖 日揚上人

師字は寂洲、元と宏淵と字す、立正院と號す、日暹上人の肉弟にして亦心性日遠師の英資なり、小西檀林に入て困學多年、後屈請を受けて小西第九世の講主となる、寛永五年(四〇七)日暹上人身延に晋まるゝや其後を紹けて鷹峰座第三代の化主となる、講堂僧寮方式教制内規維持法に至る迄、師の入檀を俟つて始めて整備す、在講十有二年庶務甚だ努む、師を以て當座大成者となすものと謂つべし中たれりと、寛永十六年(四一八)四月二十三日化を檀林に示せり、世壽未詳

第八章 山科檀林護國寺

第一節 興起及其沿革

法性院日勇上人、洛の妙傳精舎に瑞世せらるゝや私かに學室建造の志を懷けり、時偶、山城國宇治郡竹鼻村に密徒の古刹護國院あり、當時既に廢墟となれり

師聞て之を求め、石を集め材を曳き先づ一字を創剏せり、師一夕辨才天來りて法悦の餘り永く山寺の鎮護を告ぐと夢む、時に一檀信和州郡山城主松平下總守清匡の女にして元と四條參議隆術卿の室、源和子(後水尾院皇后東福門院)深く師の芳徳に歸依し爲めに淨財を喜捨して師の造營を資く、茲に於て大講堂、方丈日ならずして成る、紀州大納言光貞卿の室(伏見院貞清親王ノ姫宮)は高巖院殿(伏見院姫宮殿有院)及び台嶺院殿(紀伊大納言光貞卿ノ息天眞院殿妙仁日雅大姉)は立(立)し、更に衆寮一字を加建して靈岳院殿(光貞卿ノ息女佐竹修理大夫義林卿北ノ方)の追福に備ふ、之に依り師其素願を満して茲に台當の經疏を開講し四方の學侶靡然として集る、時に寛永二十年(四二二)師四十歳なり、勝して了光山護國寺と稱し、妙傳寺に屬す、記に曰く

大凡山名了光表其檀度也寺稱護國由天女告且初有護國名者蓋靈瑞感通嘉名早立之謂乎

と、是を山科談林の起原となす、妙傳寺記録寛永九年(四一一)となせる者は日勇上人竹鼻に地を求めし最初を云へるものゝ如し、

慶安元年(四二七)日勇上人、其の資寂遠院日通上人を聘して講主に充つ、日通

上人時に三十四歳、後二年を経て勇上疾を感じ護國寺の丈室に化す、慶安三年(四二九)十二月十三日なり

明暦元年(四三四)日通上人請せられて妙傳寺に住し、傍ら山科に玄文を講ず、萬治を経て寛文元年(四四〇)に至る在講前後十四ヶ年、其間妙玄講場を開き、又所化の論議所を設け、又無盡財を募て學室の基資となす、日勇上人其規模略ぼ之を大成せりと雖ども、事未だ創艸の時にして間然する所ありしが、通師の入るに逮んで其闕を補し其不備に充て、修營に、貯財に甚だ勉めたるに因り、輪奐其美を遂げ、學檀の基資亦確定せり、其傳文に曰く

師住山科之間亦勤干修營所謂講堂衆寮神祠等悉皆建立兼以無盡財附其常住矣と、されば師に至りて全く大成せられしなるべし、其遺勳を玄堂に銘して「寂遠院」と稱し、論議所を呼ぶに「通玄峰」を以てせるもの師の功業を録して後昆に傳ふるの謂なり

第三世良靜院日令師を経て、律師發心院日堯上人の飯高より入て化主たるに及んで「堯師谷」の名を立て、其司南を分つに至る、從て之に對し「通師谷」亦起れり、想ふに寛文四五五年の頃なるべし

超えて延寶一二年の頃、時の化主寂耀院日啓上人(字輪匠、寂遠通師ノ表、妙傳寺廿元、祿二、六、十七難波ニ化ス五十八歳)財を募りて鍾樓を構へ梵鐘を鑄る、銘の撰者は草山政和尚の英資大中院日孝上人(字慈忍、洛陽ノ人、西谷化主、江戸瑞輪寺歴、飯高化主、小港歴、寶永五十八、六十七歳化)なり、其銘の序に曰く
去都下一拘盧舍有教林曰護國寺其郷曰山科開基之祖曰日勇六傳至日啓啓上近者鑄鍾上也余舊知識也既需余銘故於其見命不得不答
と、孝啓兩師莫逆の友たりしを知る

元祿七年(四七三)春、六牙院日潮上人の親父青木十右衛門宜齋翁(法號本理院可、圖日精元祿九、五、廿)淨財を喜捨して經藏を建立せり、其記に曰く(山科檀林記事撮要)
餘姓青木氏出自馬韓國餘璋王也本家周防國青木村故氏焉(中略)大父卜齋王、父十右衛門奉事福島左衛門大夫正則公也一旦依險釁起而携王父並先考而來乎京華室町永昌二坊山伏山町卒年八十歳而元祿第九丙子年六月二十九日也

と、同年秋其落成と共に之に大藏經を寄納す、元祿十一年(四七七)に至り更に草山集全部日潮上人をして之に跋を作らしめて之を納む、
寛永の初年見龍院日裕上人(字龍海、日亭ノ表、洛滿願寺、二、延山歴、元文二、正、八化)の入て第十八世の化主たるや、其師範遠沾院日亭上人、爲めに食堂を建立し、始めて永代料を納めらる、

降つて第八十四世元達院日安上人は修造講の規定を作て之を衆に募り、以て永代學舎營膳の資に充つ、

享和元年(五八〇)十一月別頭統記の印行せらるゝや、潮上人の嫡孫にして飯高講經主たる事行院日種上人亦之を経藏に寄せて學徒の閱覽に便ず、

同三年(五八二)七月六日幕府十箇條の尋問書を提起して諸寺院の格例を尋ぬ、當座の之に對する答書を掲げて該檀の一斑を知るの一助とせん

一御朱印高有無之譯

此儀從前々無御座候

一御宮在無御位牌等公儀御安置有之候、其譯

此儀從前々無御座候但、一分而者爲冥加御尊牌立置常々奉備法味候

一關東江自前々諸禮其外差定參上仕候、何々付參上、申譯、但、御禮席並献上物拜領者之有無

此儀自前々參上不仕候尤献上物拜領物無御座候

一勅願所之譯

此儀從前々無御座候

一公儀其他々葵御紋附之品御寄附有之候、其譯

此儀從前々無御座候

一官位任叙之分初官位々昇進之次第

此儀從前々無御座候

一紫衣色衣着用之譯

此儀紫衣着用不仕其外諸色法衣能化職講釋之間着用仕來、候

一住職之儀從公儀被仰付或者檀林並法類等々請待又者弟子讓之譯

此儀檀林之儀、御座候、能化職、以住持、相定來、候尤當談林出世相濟之内勿論餘檀林、學力之仁體、撰請待仕來、候

一無住之節御朱印護持取斗方

此儀上申上通、無御座候又御公用寺用等、役僧而相勤來、候

一諸願届而罷出候間席

此儀諸願御座候而役僧罷出候時、御廊下之間、相詰申候(已上山科談林撮要記)

(十七箇條の中組寺、隱居所、塔頭、猶子、本末寺、宗旨其他は之を略し、十箇條を擧ぐ)

と、以て當談の例格を窺知し得べし、尙其末に朱書して曰く
爲將來寫蓋避十惱亂初心行門、學林縉紳公家權門豪家阿附、劣之極、此答而

宜、或猶子官家立入等無詮事ナルヘシ

と、當檀殊獨の識見、僅かに此の寸毫に窺はる、

第二節 他檀との交渉並谷

前來既に述べしが如く、飯高松和田谷祖日通上人は當檀開祖日勇上人の英資にして又當席第二代の講務を續けるの故を以て、當談所化にして關東に遊ぶ者は主として飯高松和谷の指南下に入る、されど當席能化は飯高三谷の上中座又は松ヶ崎岸より入るを其通例とせり、

又發心院日堯上人の入檀せらるゝに逮んで、通堯其谷を分ち、指南を異にせり、然れども是亦松ヶ崎岸と等しく同一法類の内、學生策勵の爲め且らく其谷を分ちしに過ぎず、而して通師谷の仕送は和泉屋之を扱ひ、堯師谷は萬屋之を爲せりと云ふ、

第三節 檀祖及谷祖

開祖 法性院日勇上人

師は 桓武天皇の曾孫葛原親王の二十餘世西洞院參議時直卿の次子にして童名を梅松麿と云へり、十三四歳の頃に及んで延嶺に登り、顯是院日要上人を拜して師資の契を結ぶ、日要上人器許して竹の坊に居らしむ、師未だ阿髻にして能く學に勉む、十五歳薙染して名を天慧と改む、寛永の初年幼齡にして洛の妙傳寺に瑞世す、師毎に念ひらく勝地を得て梵宇を營み義觀兼美の法林を興さんと、偶、宇治郡竹鼻村に地を得以て後來學室の所に充つ時に寛永九年(四一〇)師二十九歳なり、東福門院源和子曾て師の道價を聞て崇敬太だ深し、茲に至て大に外護の力を揮ひて檀林創立の素願を遂げしむ、寛永二十年(四二三)始めて新講堂に入て緯を垂る、爾來講務を執る事五ヶ年、正保年中東福門院の請に應じて殿上に法華を講ず、東福門院親ら 後水尾院の御衣を裁して鬱多羅僧衣及安陀衣(表紫金欄裏菊紋章)各一領を作り以て師に覗す、後師鬱多羅僧衣を通師に付して護國寺に藏せしめ、安陀衣は之を妙傳寺嗣法に授け、傳えて永く寺珍となさしむ、蓋し吾宗門金紋袈裟の發軔にして又講經主の紫色菊章方袍を着する濫觴なり、慶安元年(四二七)山科檀林に寂遠院日通上人を迎えて講務を禪り、妙傳寺に居して只管寺門の經營に勤むる事三年、同三年(四二九)十二月十三日疾を感じて終

に護國寺の丈室に化す、天壽四十有七、(山科談林撮要記)

山科所學の徒、其籍を飯高に掛けて勇師法類の一派を唱ふるもの全く、師の上足寂遠院日通上人の功に因る

通師谷祖 寂遠寺日通上人 (飯高松和田谷祖の項下に譲て略す)

堯師谷祖 發心院日堯上人

師始め本行院日雄上人(妙覺寺實成典師ノ資、小港十七餘歴、但馬、)に就て得度す、日雄上人の寂後、洛本行寺第二世乾性院日進上人(元什門徒、十二歳ニシテ要法寺世雄房性ノ文句ヲ聞ク、見性顯師ノ門人、濱松双林寺ニ在住七年、明曆三十一、三、六十九歳化)に師事して文義教理を學ぶ、關左に赴き小西庠に學ぶ事三箇年、又飯高に徙りて居る事十四箇年、壽量院日祐上人の輪下に在つて玄文四卷を究め、洛に還りて本行寺第三世の法燈を相續せり、寛文四五年の頃山科に入て第四代の化主職を補して玄文兩部を講ず、次で松ヶ崎庠の闍衆師の學藝を聞き疏を裁して敬待す、師乃ち十五代の化主となり文句十卷を講ず、其講務を禪つて寺に歸るや官之に律師位を賜ふ、爾來世交を避け専ら宗義の蘊奥を究むる事茲に年あり、斯くて延寶五六年の頃に及んで龍華の中道院日春上

人、其師範隆源院日蓮上人と共に冠山庠の化主たらん事を師に懇願して止まず師辭するに途なく、復請せられて第八世の能化となれり、元祿四年(四七〇)六月三日本行寺に化す、未だ世壽を詳にせず、

著述「圓頓者義海」一卷
門弟

住心院日義上人(字泰念、東山大藏經ヲ周覽ス、松崎廿四、山科十七、)
心是院日隨上人(字英隆、本住寺、本蓮寺歴、松崎廿八、元文四、九、廿九化)

第九章 鷄冠井檀林北眞經寺

第一節 興起及沿革

艸山所述の龍華相承傳等に示す所に依れば眞經寺は元と密徒の古刹にして眞言寺と稱せしが像師の化に伏して寺を本化の道場となし、名を眞經寺と改むと云ふ、其後龍華第十世一二院堯師(字淳譽、尾州ノ人、慶長九、八、七、六十二歳化)の時に至り、天正十一年(三六二)關白秀吉の新居を築くに當り、命に依て妙顯寺の堂宇を移すと俱に、秀

吉公の外護を得て、鷄冠井真經寺の西に興隆寺を創立せりと傳ふ、

斯くて通明院日祥上人鷹峰、南都遊學の後、鷹峰の請を受けて化主たるに及び、真經寺の廢頽せるを聞き、一は中興の志を起し、一は學室の創設を想ひ鷹峰の講務を一心延師(字慧哲、中村出身、小室、鷹峰、化主、中村十)に譲つて真經寺に徙り營造甚だ努め幾くならずして堂宇略ほ成る、慶安三年(四二九)又鐘樓を構へて梵鐘を鑄る、師修營の傍ら衆を集めて緯を啓く、承應元年(四三二)大中孝師十一歳師の輪下に在て講を聴くと云ふ、又孝師の爲めに自ら諸部の要文を寫して之に授けて誦誦せしむるもの六百餘章なりと(水雲集下卷、末、孝師傳)、師の學徒育英に意を注げる事夫れ斯の如し師實に四十七歳の時なり、去れば此時既に師の學譽洛の内外に傳はり、四方の學徒翕然として集まり、學室爲めに狹隘を告ぐ、師之を以て龍華の日豊上人(鷲峰院、字唯遠、能登ノ人、飯高出身、中村兩講)に諮る、豊師聞て大に喜ひ財を募つて其營造を扶く、乃ち真經寺の伽藍を其南方に移し、標して南真經寺と稱し、以て像師の化跡を記念し、其跡に講堂、方丈、食堂、浴室、文句論場、玄義論場、玄能寮、大頭寮、中頭寮、玄頭寮、寮頭寮(柳の寮)、二老寮(松の寮)、三老寮(櫻の寮)、四老寮(檜の寮)、五老寮(梅の寮)、所化寮(竹の寮)、其他西南北の三方門、作

事、小屋に至る迄、輪奐堂々十有七棟、薨を連ね茲に勝して鷄冠井山北真經寺學校と稱す、是れ實に豊師池上に視篆せし前一年即ち承應三年(四三三)なり、後一二堯師の創せし興隆寺の西側に南真經寺を徙し、其後復興隆寺を廢して南真經寺に併合せりと云ふ、爾來祥師其主職に居して講務に就事せしこと前後十有餘年、萬治元年(四三七)十一月池上の豊師遙かに學校の興隆を祝して「洛西鷄冠井山北真經寺學校常住」の本尊を寄す、

斯くて中道春師(字是然、後改秀感、加州金澤ノ人、建師ノ門人、中村出身、冠山、二世、松崎十三、龍花十六、中村十四、元祿十五、正、廿五、八十一歳化)中村の遊學終て洛に歸るや、迎えて之に講務を禪り、南紀感應寺に雄飛す、萬治四年(四四〇)春師三十九歳の時なり、寛文の初、春上松ヶ崎第十三世の化主となるに及んで本源達師(字高山)其後を稟けて第三代の化主となる

慶安三年(四二九)鑄造せし洪鐘破裂せしを以て、寛文六年(四四五)化主達師重ねて衆縁を募り再び巨鐘を鑄る、艸山の政和尚之が銘を作る、其銘序に曰く

(艸山集五〇七頁)

(上略)艸創年舊廢毀尤甚、慧性法師立中興志、委身幹事、堂宇法器已備焉、至高山法師于今三世相繼、勉業(下略)

と、以て其間の消息を窺知すべし、寛文九年(四四八)龍華の春師亦爲めに本尊を送て校運の隆盛を嘉す

次で元祿十五年(四八一)時の板頭秀達(當座五十一世 遠光院日通)奉行所に出願して經藏を建立せり、其後五箇年を経て寶永四年(四八六)十二月十三日龍花第廿四世南無院日妙上人(字泰運、中村出身、寶塔寺十四、松崎廿二、中村玄、文廿九、頂妙寺)より永聖跡證據の本尊を賜ふ、時の化主信具院日陽師(字英園、南紀感應寺蓋)なり、其本尊の側書左の如し

(北真經寺什寶)

(右側) 維時寶永第四龍集丁亥曆臘月十三日

(中央は略式本尊なり)

四海唱導廿四世 日 妙 判

(左側) 西岡鷄冠井山北真經寺第廿三世信具院日陽上人

永聖跡證據之本尊授與之者也

寛文六年(四四五)鐘樓を構えしより業に五十餘年を閲みし類毀甚だしく板頭秀達、享保七年(五〇二)二月三度び之が改造をなせり(奉行ニ宛テタル出願書ニ依ル)と云ふ、超えて同十一年(五〇五)二月十九日龍華第廿八世觀具院日諦上人(字隆察、通明隆、要法寺三世、中村玄七十三、文五十八、晚隱鳴龍、享保十七、五、智見退法孫、岩國五五十六歲洛華光寺ニ化ス、規矩準細錄、窓灯座壺ノ著者)より玄講主永代紫袈裟着用免許

の本尊を賜ふ、其本尊に曰く「使洛西鷄冠井檀林玄講主永代宿塔紫田相衣者也(已上)、享保十一丙午曆二月中浣之九(已上)、詔賜四海唱導廿八嗣日諦判(已上)、斯くて其世代を重ねるもの實に三百六十餘、明治八年(六五四)廢檀に至る迄星霜を閲するもの二百二十餘年、其間教界の達師、本化の龍象濟々として其門に輩出せしもの幾くなるを知らず、

第二節 當座の新説、谷及他檀との關係

六山會合の規約に基き、冠山を除く他の五檀林(松崎、山科、鷹峰、求法、東山)の書生にして事故に遮えられ其新説の期に遅れし者は其來夏即ち翌年春當座に來て新説を爲すを常とせり、されば當座に行ふ新説は他の五談林と其時期を異にせり、從つて當座は異なる諸種の指南生を其間に混入す、然れども其大體に於ては蕙奠兩谷ありて、奠師系は特に其宿房丹後加悦の實相寺の地名に依て「加悦法類」と稱し、鷄冠井石塔寺を宿房とし、蕙師系は南真經寺を以て其宿房となせり、故に此兩系統の書生に依て學侶の大半を占む

又當座所化にして關東に遊學する者は主として中村に入り、谷指南は西法眷

に屬せしなり、又化主も多くは中村より來れり。

第三節 檀祖並谷祖略傳

檀林開祖 日祥上人

師字は慧性、後梅山と改む、通明院と號す、慶長十一年(三八五)を以て洛の西陣に生る、其性三寶を崇敬す、齡若冠に及んで自ら薙染得度し、廿二三歳の頃鶴峰庵に入ると云ふ、蓋し寂照乾師鷹峰に講肆を開きしは寛永四年(四〇六)にして當時恰も立正揚師、智見暹師の後を紹げ在務數年に亘れりと云へば、祥師の最も永く薰陶を受けしは揚師なるべしと想像せらる、祥師茲に研學すること多年、更に南都に負笈して唯識、律を學んで其奥底を極む、偶、舊知飯高の壽量祐師聲譽頗る高し、師乃ち往て之を試さんと欲して遙かに關左に赴く、恰も祐師、遠上を鎌倉に省觀せんとして兩師驛舎に會す、問難數次、更に世上の一語を交はさずして兩雄東西袂を別れりと云ふ、師の學事に忠誠なる凡て此類なり、斯くて師洛に歸るや母校鷹峰の請に應じて化主となる、時に寛永十八年(四二〇)師三十六歳なり、偶像師の遺跡鷄冠井真經寺春秋久ふして廢毀衰頽せりと聞き、

私かに之が復興を志し、正保の末年徒て真經寺に住し、力を揮ふて之が修營に努めしかば堂塔門墻日ならずして其觀を改む、草山和尚の所謂「庚寅之歲真經寺鑄鐘」(集五〇七頁)にして庚寅之歲とは即慶安三年(四二九)なり。祥師構營の旁ら又學徒の教養に志し、緯を啓らき講を垂るゝ事茲に三星霜、終ひに講堂を建て玄堂を營み僧舎を設け衆を造る時に承應三年(四三三)なり。斯くて在講十有餘年孳々勉めて倦まず、時に紀陽感應寺久遠述師の遷化せらるゝや闍衆師を屈請して止まず、師遂に講務を中道春師に禪つて寛文の初、感應寺第六世の法燈を續いて大に尾を掉ふ、在位十年一日の如く専ら寺門の經營に力めたりと云ふ。寛文十一年(四五〇)八月十日溘然として化す、世壽六十有六。

谷 祖

當座の谷は蒞奠系統に屬す、故に中村西法眷を記述する故に今は之を略す。

第十章 南谷談林並開講始祖日玄上人

南谷檀林の開闢は其の年次今明記し難きも、開祖日玄上人の傳を繕くに、師か真間山より兩山へ雄飛視篆せるは延寶元年(四五三)癸丑夏、而して在位三十二

年説法利物の暇、學者の爲めに文句を講ずと。然らば則ち當檀の創立は延寶元年より二三箇年間に師が同地池上南谷に地を相し、學室を構えて開講せしものならん歟。古記に云く「武州池上南谷朗慶山立善寺開基妙悟日玄上人」と記述せるものは當檀の山寺號か、更に檢ふべし。而して當檀の當時學界に於ける位置は本山の一小學室の如き觀ありしこと他檀のそれと類似せるものなりしが如し。

開基妙悟玄師已降、常住日宣(字玄靜、飯高三五、村松歷、壽量祐公ノ資)妙性日筵(字慈圓、飯高三九、比企谷本行院正徳四、年十二月十三日化ス)勸持日典(字顯雅、飯高支講蒲田、守玄日嶺(傳記參照)常求日章(隆、字辨高八八、兩山二七寶曆)等の講主相次で講牀を補し、學侶の爲めに開講す。嘉永三年四月、三月二十三日化)加賀和尚輝師亦當席の講主となる、明治初年に於ける本宗教學界の頭目秀逸たる文明薩師亦當時輝上に隨從し當席に就學せりと、其の廢檀は他教檀廢止と同年代ならん。

開講始祖妙悟院日玄上人

師諱は日玄、字は嶺卓(又呼義卓)、壽量日祐上の門に投じて師事し、慶安初頭頃飯高龍門を扣ひて研鑽年を閱みすること數十年、螢雪の功就りて寛文の末年

頃向城庵に妙玄を講じ、後ち衆請に憑て、同庵より直ちに飯高十七世の化主に晋み、次で真間山弘法寺に瑞世す。延寶元年(四五三)癸丑夏の頃、兩山の請に應じて本門寺雄刹に第二十二世の法躡を繼承し、左位三十二閱年、利物の餘暇學者の爲めに文句を講授す、後ち地を南谷に卜し、小學堂を創し、玄講主を聘して台教を講ぜしむ、南谷席の興起茲に濫觴せり。寶永元年(四八三)の春、微恙を示し、夏を経て重し遂に七月三日泊然として化焉。師未だ飯高席に在るの頃、同檀失火の爲に燒失せり、即ち慶安三年祐公の化主たるの時なり。仍て師向城庵を再興し、又飯高席の方丈、厨庫を修營すと。門子に左の如き逸材英資あり。

重玄日貞(飯高卅四、真間歷南谷化主、正徳二年十一月二日化ス)

妙玄日等(傳參照)

慈雲日潤(飯高玄四、南谷化主、兩山廿三、享保二年正月二十七日化ス)

成壽日芳(傳參照)

第十一章 水戸三昧堂談林

第一節 興起及沿革

義公光圀の先考中納言頼房卿(養珠夫人ノ令子、源成公)寛文元年(四四〇)七月薨去し、次で

同年十一月十四日母堂を喪ひし義公は十三年即ち延寶元年(西五二)の時に至り先考御菩提報恩謝徳の爲めに水戸向町にありし深大山經王寺を久慈郡稻木の郷に移し、土木經營を始め五箇年を費やして同五年に竣工し、山を靖定と扁し、寺を久昌と題せり。而して禪那院日忠上人(遠公資、飯高九世、同玄講、開祖、萬治三、十、十六化)の碩徳偉烈を崇め、仰いで開山と爲す、實に忠公寂後十七年の事なり。淨刹は七堂伽藍完備し玄眞院、玄收院、見了院、觀厚院、通妙院、勝圓院、俊靜院、通巖院、泰善院、是達院等の塔中を建立し以て一山の面目と爲し同年即ち延寶五年は久昌院の十七回忌なるを以て延嶺第三十世の法主寂遠院日通上人を懇請し一七日間追福法要を虔修し、上人を中興第二祖と仰ぎ、駒込大乘寺を本圀寺より、猿江の慈眼寺を身延山より譲り受けて江戸役寺となし、以て本山格に進め、其後本圀寺二十世隆源院日隆上人を三世に、同本山廿一世尊明院日輝上人を第四世に屈請し數代を経たるのみにて久昌寺歴代は中絶し以て明治昭代に至る間太田の蓮華寺に屬せられしなり。

久昌寺としての歴史は寔に其の歴世に於ても年次に考ふるも微々として振はざるも、三光勝會已來關の東西に亘りて談林勃興し本山に於ても身延は西溪、

池上は南谷、大光山は求法庠と云ふが如く各學室を設けて該山の面目を一新し教學界に貢獻せるに催勵せられ、義公亦同山内に天和元年(西六二)に學室を設け三昧堂檀林と稱せり、談林と稱するも事實未だ談林たるの組織を成せるものに非ずして學室と稱すべきものなり。學室の設立と共に講師の必要を認め貞享元年寂遠通師の高足壽遠遵師を洛の東山庠第八世より屈請し妙疏を開講す、是れ久昌寺學室に於ける講經の鼻祖にして又一面三昧堂談林開講の濫觴なり。

同師職を辭して洛の妙傳寺に瑞世するや、中村講肆廿四世隆源院日隆師(建師ノ元祿十一、三、五、五十九歲化)を三請し化主に充つ、次で元祿二年(西六八)隆師の歸洛するや、當時鎌倉扇ヶ谷に卜居せし智寂省師を禮を厚ふして第三世の化主に仰ぐ、省公妙疏を講說すること三ヶ年にして東北弘化に出づ、仍て日視師を第四能化となして義學を振作し來れり、而も學室の大權は摩訶衍庵に屬せしを以て教學の獨立は認め得ざるのみならず、全然其の治下に隸屬せしなり。摩訶衍庵とは義公が草山の高風を欣慕し遂に法孫日乘師を屈請し一寺を創立し寺領百石を附し、久昌寺無住の時は同庵主の寺務を處理するの權利を附與せられしを以てなり、而して同學室の資金は久昌院の遺金度長大利金一千五百兩の利子百五十兩

を以て維持經營せしなり。

然るに元祿四年(四七〇)義公宗義の振興上教學の獨立せざるべからざるを覺知し、從來久昌寺學室たりしを更に元祿五六年に亘りて講堂、方丈、玄義寮、板頭寮、首座寮、所化寮、食堂等一切を新築し三昧堂談林方に就る。茲を以て龍華廿世たる勝光耀師(本通九ノ資了義達ノ師、鷹峰十四、中村廿一、本法)を禮を以て迎へ第五化主として仰ぎ、師に談林一切の事を一任し以て談林を獨立せしめ、他談林と等しく學級組織及化主の招待等萬端編制し、尙能化は御物成百石、所化賄一切、別に上座五人の中、上座玄能は五人扶持、次席板頭已下四人は三人扶持、中頭は二人扶持を、別に補給せしを以て從來他檀に見ざる組織なるを以て學徒翕然として負笈す。殊に耀公の明智と努力とを以て掖導するに於てをや。師三昧堂に居ること四來、在講中妙疏十卷滿講せりと傳ふ。了義達師が十八才福島より來りて學を師に受け、終に其大器たるを認められて師資の契を結べるも亦此の時なり。後耀公職を辭して鶴峰體眞庵に隱るゝや、元祿十年(四七六)再び智寂省公を聘して化主となせり。省公が身延よりの屈請に應じて雄飛せしは在職中の事なり。次で元祿十三年(四七九)に三昧堂談林發願主たると同時に大外護者たる義公

薨せしも三昧堂談林の興隆は褪色することなく、禪智日好、妙玄日等(正徳元年入山)常寂日周(求法十、九世)、本是日貞(中村九、十五世)等の碩學明匠相續て化主となりしを以て教界に異彩を放てり。

然るに年月の閱すると共に隆盛を極めし當庠も弘化年中に至りては漸く衰頽を呈し來るに至れり。仍て嘉永元年(六二六)四月優陀那日輝和尚請を受けて常陸に趣き再興に努む、後十數年を経て、明治二年(六四六)八月に至りて輝公再興せし當庠は水戸藩府の爲めに廢せらるゝに至れり。

第二節 當庠の學風及檀祖略傳

當庠の學級組織編年は他談林と大差なきも其の學風に至りては他談林と別趣なるものあり。義公の當庠の爲めに律義十七箇條を制定せられし中に曰く
 一欲學法華不論受不施、不受不施、一致勝劣、富士門流並他宗學徒可許掛錫云云
 一各夏安居之暇、可尋宿師碩德學他宗々義、

の制掟の如き、實に自門の學徒は勿論他派他宗たりとも掛錫を許すべきの學風に至りては當時盛なりし不受不施の論、及び別派思想の高調せる時に際し

件の如き寛容主義を以て談林の掟と爲せることは當時に在ては惑耳驚心破天荒の事なるべし。此寛容主義は學徒を吸収するに又與つて大なる力ありて存す。又能化招請の儀式の如きも他檀と殊別にして肅公の代に至る迄能化請待狀は藩主の直書なりしが寶永四年(四八六)能化日剛(友哲)の代より玄能を使者として左の如き案文を以て請するに至れり。文を見るに、

水戸殿被申候、今般三昧堂空席に付其許御出御講務所頼存候 以上

御使 三昧堂板頭

他談林に於ける能化請待狀の如き惣論に例證せしが如く其辭令に實に肅々として殆んど後代よりは繁文褥禮と迄難ぜらるゝが如くなるにも拘はらず、當席の案文に至りては官僚味を帶ぶるとも稱すべく、頗ぶる單簡なるを見る。義公在世中の記録に徴するに、

西山公能化、並に上中座迄手づがら御配膳有之候、是れは御客分との思召なりとあるが如く、能化大衆を町重に最も優遇せしとは他談に其比を見ざる事實なり。尙又所化たる學徒に對しても、毎月一本の鯉節を配分し、遮戒の酒をも之を許るしたるが如き事實あるよりして義公が如何に學者を優遇し、學徒を

愛撫せられしかを知るべし。斯の如き特別なる制度と待遇法との設けありしを以て學徒日々に其數を増し、轉校、轉任し來るもの夥しく、創立當時の如き實に殷賑を極めたりと傳ふ。(已上松森僧正の記事に負ふ所多し)

開講鼻祖 壽遠院日遵上人

上人は寂遠通師の高足にして飯高に負笈し、同席玄講主となる。天和二年(四六〇)の頃届請せられて洛の東山談林第八世の化主に晋み、更に水戸義公の久昌寺談林を天和三年(四六三)に起すや、請に應じて赴任し、妙疏を講説すること約一歳、後洛妙傳寺第二十五世に視篆し、正徳二年(四九二)三月十五日化す。世壽未詳。

已上興起の年次に順つて十一檀林の概略を記述し終れり。此等の各席關の東西に勃興して各校特殊の學風を發揮し、夫々學權を建て、座覇を唱へ、數百年間に亘りて宗門教學界に許多の人才を輩出し、興學に布教に正に宗門の殷賑を極めて絢爛花の如き時代を現出せしも皆な此れ等巽席の産み出せる賜ものなりき。然るに星變り時移りて明治の初年學制の革新と俱に咸く廢檀せらるゝに至れり。

尙已上十一箇檀林の他かに、祖誕三百年の頃、常寂耀師の下總松崎に顯實寺檀林を創するあり、降つて祖誕四百二十年の頃長遠遵師の興こせる玉造檀林、中妙觀師の創せる妙興寺檀林等あれども今は此等を略せり。

第三篇

中村談林並ニ精貞法縁

中村談林並精貞法縁

第三篇 中村談林並精貞法縁

第一章 中村談林沿革

第一節 日本寺興起並ニ沿革大要

古記を檢考するに、正東山日本寺は正中嘉曆（一〇五）の頃、中山第四傳燈淨行院大輔阿闍梨日祐（日高上資、千葉宗胤ノ子）聖人、總州に法輪を轉せし砌、下總安久山に飛錫す、時に遇、道窪村を過ぎる、領主千葉胤貞（領千田庄人呼千田殿）祐尊者を見て、將て私門に請し講説を叩くに妙法の至深を極説す。茲に於て氏始めて祐上に歸依し、猶子二兒を祐師の門に投して祝髮せしむると共に飯出井村の眞言寺を改めて法花精舎と爲す。今の芝徳成寺是れなり。其の二兒とは太田五郎左衛門尉茂明の子息にして後ち中山法宣院淨光院の開基となれる日胤及其の法弟日貞兩尊者是れなり。（法宣院古記ニ依ル）

其の後千葉氏同村西谷に一淨刹を構へ、日胤日貞兩師を請す、日胤師之れを開きて寺となす、上人は祐尊者の法資なると同時に中山日高上人の肉甥なるを

以て、兩尊者を敬仰し、山を高祐と扁け寺を東福と號し、兩尊者を開山及び二祖と奉仰せり、是れ抑も正東山日本寺の興起濫觴にして今の助兵衛は其の舊地なり。千葉氏又此所に祠を建て、妙見大士を勧請す、道俗今に神徳を欽むと云ふ。爾來日貞、日英(壇谷妙宣寺開山)日乘、日圓(本性寺九世)日賢、日詮、日俊、日鎮、日恩寺の各聖相次て視篆して西谷東福寺に居せり。當時當山には末寺十個寺、塔中二坊ありしと、

天正十五年に北條氏政氏より當山へ御制札を賜はれり云く

中山去甲子甲之臺一戰之砌始成陣所以來度々在陣別而馳走之間多年入魂唯今號其元之地隱居之由當寺永代守護可爲不入若横合非分令出來者爲先此證文可有披露候速可遂糺明候仍後狀如件

天正十五年丁亥十一月廿二日

氏 政在判

日本寺

然るに此の制札に依て考ふる時は當山は天正十五年前に日本寺と改稱せられしこと明なるも、他の古文書を檢するに、天正十六年中山日侘上人隱居の後なるが如し。今且く前者に従はん。

天正年中に正中山十世日侘上人遇放逸の行業ありしを以て、洛の頂妙寺主佛心日珖上人、頻りに日侘上人に隱居の事を諫進すると雖とも、侘上敢て許諾せず。爰に於て珖上下關して行徳に留杖し、強諫尤も昂む。時に侘上の曰く「我れを隱居せしめば釋尊祖師常師も隱居たるべし、三佛隱居し玉ふも苦しからず哉」珖上「苦しからず」と應ふ。仍て侘上宗祖已來の古傳の釋尊、御互眞尊像(宗祖常師の二尊像)立正安國論、撰法華經(此中御互生御影を除く外後ち中山へ返納す)等を奉持して中山より中村西谷東福寺へ徙りて十三世たり。

日侘上人、北條氏政の歸依を受けて同處「丸山」の地を請受け、新に梵刹を開創し、東福寺の寺號をは永續せしめんか爲め塔中覺應房を芳谷と云ふ處に移轉し、寺となし、常高祐山東福寺と名け、一寺をば正東山日本寺と扁額す、日本寺の寺號全く茲に權興す。上人奉持せる二尊像を奉安し、春は常師會、秋は會式等の法要を虔修し寺門の興隆を謀れり。而して上人が日本寺を正東山と扁せる所以は中山を正中山と稱し、肥前光勝寺を正西山と號し、三山一寺たらしめんとなり。

天正十九年、十一月徳川氏より制札を受く、按文先引と同致、宛名日本寺御

使僧とあり、此れより後代々徳川家より制札を受くることとなれり其れと同時に又富田殿(七千石)よりも制札を受く、御朱印は左の如し。

寄進、日本寺、

下總國匝瑳郡中村郷之内十五石之事、右令寄附訖殊寺中可爲不入者也仍而如件

と、此の朱印は徳川氏よりの寄進なり。

師在職すること實に拾ヶ年、慶長三年五月二十九日壽八十四歳を以て化焉、
侘師寂後一時當山を「瑞光寺」と稱せりと傳ふ。古記に依るに十四代日典師の代
なりと。然るに日典師は中山十一世當位の節、放恣の故を以て文祿二年長州へ
流謫せられ、元和三年十月十四日配處に寂せり。故に典師の當山十四世に歴せ
るは中山在職中か、或は加歴か、按するに日典師は侘師の實息にして又法資た
るの故を以て中山在位中、當寺十四代に瑞世せしものならん歟。

侘師寂後、日本寺の後嗣空し矣。時に惠雲日圓上人、飯高岸後董の事に關し、
自から洛の一如重公を擧げ、間行逃去して中村北場の淨妙寺に蟄す。然るに圓
公を崇むる朋黨之を聞き、躑を慕ひ來る、公面拆すれども去らず、止むを得ず

して淨妙寺に於て開講す。瑞光寺後職なきを以て、圓公に瑞世の事を勸免す、
公應して慶長四年(三七八)晉みて十五世の法統を紹げ、瑞光寺を復正東山日本寺
と改め、學室を構へて蘊蓄せる造詣を傾け以て學侶の爲めに講説す、茲に於て
天下の衲子膺至雲集し遂に日本講寺となりて關東學界一方の雄となれり是れ中
村談林の發生原由なり。

第二節 中村談林の沿革綱領

第一項 中村談林の沿革

中村談林の興起は前節に略述せるが如し。今は惠雲日圓上人以後に於ける同
檀の變遷史を大觀せんと欲す。

慶長四年、惠雲圓公、飯高岸の講席を辭して中村へ來れるは、上人齡而立を
越ゆる僅かに三歳なりと、奥師が家康に糾彈せられて流刑に處せられたるの時
にして、聖誕を去る三百七十有八星霜なり。上人講席を開張せること七歳、大
に學侶の育英に努む、而して當時教界に於ける同岸の教權又實に大なりき、古
記に遺れる左の條々を以て推知すべし。

- 一、中村峯妙興寺は香取郡廿八ヶ寺觸頭に候處、同村にて日本寺は妙興寺之指圖一向受不申候事、勿論末寺箇間敷儀毛頭無之候事、
 - 一、御公儀御觸峯妙興寺より受不申候直に谷中妙法寺より觸來申候事、
 - 一、中村檀林日本寺は本寺之現證有之候事、
 - 一、御公儀御年禮於別席申上候事、
 - 一、守護不入之制札拜領之事、
 - 一、殺生禁斷山林竹木御免之事、
 - 一、唯今迄中山之下知一向不受事、
 - 一、中山貫主は中村日本寺之住持と相成申候事、
 - 一、中村能化は直に四個之大本寺を招申候事身延、池上、妙顯、本園
- 日圓上人、講席に塵尾を振ふこと三閱年、功徳通師本法寺十、同寺中興、佛心日玩師の英資なる唯心日因師本法寺十一、中山十七、正覺日圓及び其の法弟なる正教慈師寺十、寛永四、化相次て正東學室の二世三世の講席を紹く。顯是日要師要行日統、資、西洞、妙傳寺十、延山廿四、法性勇次て第四の化主に就けり。慶長六年師同席に西大頭寮觀月庵を開けり、是れ實に中村講肆に於ける西谷西法眷の權輿なり。故に西法

眷に於ては師を法眷の開祖と尊崇せり。

其の後數歲講序靜謐なりしも、寛永三年十月廿二日より廿六日に亘りて時の將軍秀忠公、夫人淺井氏の爲めに諸宗の僧を芝増上寺に集めて納經諷誦以て供養をなせることあり、時に當席の遠壽日充師瀧谷土、岩、部ノ開山、長遠日樹師中村五、除池上十、六、飯高七、除歷、叔靜日賢中村六、除歷、蓮華、寺、大恩寺開山、平賀日弘師、小湊日領師、碑文谷日進、小湊日延師等と偕に謗施不受の義を剛張せるを以て、樹、賢、充、堯の四師は中村席より除歴せられ、樹師は寛永七年四月二日に信州伊那に流され同八年五月十九日に化し、賢師は同七年四月に三河へ配せられ正保元、八、十四、平賀、化ス充師は隱逸して餘生を送れりと傳ふ。斯の如く不受の義一檀を風靡せしを以て漸く堅牢なる地磐を築き上げたる當檀は之れに依て大打撃を蒙り、堂舎亦朽廢し、學侶の負笈するも尠なく微々として振ざるに至れり。是れ當檀第一期の災厄なり。

其の後草山政公の師なる僧那日豐師禪那忠上ノ資、池上十、顯十六、寛文九、六、十五、化第七世の化主となれる躅を紹けて第八世に晋みし通心日境師浦井宗府ノ四男、最教寺開、山萬治二十、廿八、五、八、化スは時の上座妙心日奠隆源日蓮の兩師と一致協力して頽廢衰運に頻せし當席の回復に盡瘁し、正保元年四二二には朽廢せる講堂を再建し、以て當檀の面目を一新せり。師又東谷

に指南寮を構えて眞如庵と稱せり。之れ中村東法眷の元首にして。東法眷の祖と師を仰ぐに至れり。斯の如く檀林挽回策に貢献せしを以て師を中村談林中興の明匠と尊敬す。

又洛の本法寺十五世中興たる學林日長師(中山廿二德上ノ師)は當庠板頭寮に於て始めて妙玄の講義を開始す。之れより後ち妙玄を開講するに至れり。而して該開講の學舎を「玄院」と稱し、師を以て「中村玄講始祖」と仰く、又師の代に「本法寺中村持」の事例定り、第九妙心眞上の讓を承けて化主となれる隆源日莚上人(中正觀上ノ資、玉澤十五妙顯十)は承應元年秋年三十七才にして講牀に就き當檀へ經藏を建立す。次主一心日廷師(條師ノ資、律師法橋、元祿三、八、廿化)の時より「大光山、中村持」の事奠まれり、其の後一世を経て行岳長師の資なる興遠日舜師玄講主第十世の職に補せる時從來單に「玄院」とのみ稱せしを更に「妙」の一字を冠して「妙玄院」と改めたり。又師の時「東谷大頭寮」の建築竣効せり。而して後此の「大頭寮」を再建せしは妙玄院六十五世遠妙日教師(甲州遠妙寺歷)と爲す。第十五世興林日德上人等數世を経て二十世通猛日迅師(尼崎長遠寺歷、玉澤廿三、温)玉澤在位中に「玉澤中村東谷持」の事成れり。故に上人を玉澤東谷持祖と爲す。其より勝光耀上等

を過ぎて莚上の俊足、隆源春山日隆上人(水戸三、妙覺寺廿七、本)の代に妙法寺九世にして後に正東六十世の化主となれる靈妙日瑛師(妙顯廿九)を取次ぎとして公儀へ當檀の緣起由緒を提出せり。其の由緒書の文に云く(依録子妙)

下總國中村正東山日本寺開闢常修院日常上人、下總國大本山正中山妙法華經寺開基日蓮直弟御座候、天皇九十一代伏見院御宇永仁巳年開闢仕候、二世日祐(略)一宗門之大檀林學問根元官位等有之、一宗大本寺僧正僧都等能化參講釋相勸、又能化後大本寺大僧正僧都被成候、僧正席可對格式之大檀林御座候、正月六日御年禮諸本寺並與觸禮相勸申候云云

其の後數世間は正東庠の興隆期とも稱すべき同檀の黄金時代にして碩學名匠の師相紹きて講牀に倚り熾むに台當兩家の奥底を開きて講莚を張れり。叡桓日宗、學忍日達、智覺日啓、禪智日好、更に溯りては勝光日耀等の明星有り、此等明匠の麾下に參して稟教就學せし當時の學侶に修光日精、了義日達の兩上人を首めとして後年本化教團に雄飛活躍せる名僧輩出せり、又熾なりと謂ふ可し矣。

然るに禪智院唯妙日好上人(本通允上ノ資、求法廿一、玉澤廿七、扶老等)第四十世の講主として請せられ、師在講中、元祿十四年辛巳(四八〇)、師四十八才の春、類火の爲

めに中村庠炎上す。之れ當檀第二期の災厄となす。師當職能化たるを以て再興の重任を一身に負ひ、衣物を賣却し資金を調達し、苦辛經營、勗勉之れ再建に盡せり。其の功に依て校舎再興せられたるは同年の歳末、或は十五年一二月頃なるが如し。潮師の統記、好師の傳を叙して而も此の一事に至るや「嘉遁し一念の憂なし」と記して好師の此の大責任を遂果せる功を蔑せるは評傳杜撰の嘲りを免れざるべし。當時中座學徒として一山に英名を稱へられたるものに守光(日精)、運智(日達)、英遠(日清)、雪窓觀海(日孝)、慈明(日叡)等あり。

其の後寶永年間に至りて、慈明日叡師(妙覺寺四一、享保六六、八化)、妙玄院六十九世の講師に晋み、寶永五年五月二十日に始斧式を舉行して玄堂を建立せり。茲に於て興林日徳上人發願主となり、守光日精師を使僧として、徳上の資たる當時中山五十五代の猊座に就ける學忍日達上人(應隆廿九、飯高玄講、本法寺廿七、寶永五、九、八、安立寺ニ化ス)に玄院紫袈裟着用の事を願出づ、仍て師日叡師に對して永聖補任の本尊を賜ふ。茲に於て同年五月師首めて紫袈裟を着用せり、是れ中村庠玄院紫袈裟の元首なり。後又數十年何等の魔縁もなく、關山靜泰にして、玄院百三十九世了運日誠師(安立寺八、永聖ノ初祖、珠林ノ五寶曆十、三五、十)の時に「安立寺中村持」を、又百五十八世唯心日逢師の代には「洛妙傳寺

中村持」の事決せられき。烏兔を閲みする八十有餘、天明七年(五六六)二月十四日當庠再び祝融の見舞ふ處となりて、本堂、講堂等又灰燼に歸せり、之れ中村庠第三期の災厄なり。因て百六十世の化主明心日翁師(大法寺廿一本滿寺四一)「講堂再建御講」なるものを組織して、再興建築に勉めたりしを以て歲餘にし其の工成就し、越えて第百六十五世玄叡智朗日賢師(日達上ノ資頂妙廿九、中山八十、求法百廿四、瑞芳寺、歷文化十三、正、一化)の時に至りて入佛供養の式典を虔修せり。爾來法燈講牀相承けて三百有餘世、明治の初年(廢禮ノ年月、今未詳)廢檀に至れる迄、草創已來四百有餘星霜、春風秋雨に一榮一枯の盛衰消長の波瀾はありと雖ども、法統脈々として絶ふること莫く、俊才高哲、碩學達士濟々乎として輩出し、克く本化深固の幽旨微極の深願を究盡體得し、以て法器の育英に勗む。見よや、中村談林が生める宗門的逸材を、鼻祖惠雲圓公を首めとして僧那日豐(七)、通心日境(八)、妙心日奠(九)、隆源日莖(十)、信施論の著者興林日徳(十五)、勝光日耀(廿)、隆源日隆(廿四)、啓蒙撰者安國日講、扶老拾遺等の著者禪智日好(四〇)、正東庠西雄の義虎と稱せられたる修光日精(五三)、了義日達(五三)、本是日貞(九五)、證義鈔等の作者境持日通(九九)、祖書綱要の撰者一妙日導(百五三)、高祖年譜の編者圓行日諦(玄二百十七)、宗旨要解の作者智朗日賢(百六

五)、綱要刪者事成日壽(百八八)、年譜攷異の作者勇猛日慶(百九九)等の諸學匠濟出し、以て如何に宗門教學界に貢獻せるかを思ふと共に、本化の教學を研鑽せんと欲する學士、誰か如上先匠の力に俟たざるものなからん哉。

第二項 開講鼻祖惠雲院日圓上人傳

開基諱は日圓、字は惠照、又は惠精、後ち惠性と改む、惠雲院と號す。下總飯高の産、千葉五郎末胤の後裔、推名五郎左衛門の男なりと云ふ。初め祖山日賢上人の門に入りて祝髮す、後ち教藏日生師飯塚に來りて塵尾を振ふと聞き、乃ち往て之れに事ふ。生師飯高に徙るや、師復之に隨ふ、困學多年竟に首座に昇る。慶長二年(三七六)夏、化主尊公池上に視篆するや、同三年(三七七)冬、法雲道師其の講席を補し、在講一年にして翌四年、道師又祖山に主たり。茲に至りて後主決せず、一は洛に一如重師ありと云ひ、一は吾が惠雲上座あり曷ぞ煩しく遠方に求めんやと、會上交、争ふて隙を生ずるに至る。師之れを聞き、重公の道價高く吾が比較すべきに非らざるを以て衆侶を慰すれども聽かず。終に朋黨を結ぶ、師大に駭き、且つ謂らく、「節に蒞て躬を顧るは道者の耻する所、吾れ之れを成さす」と、間行去て中村淨妙寺に蟄す。朋黨復た其の躡を慕ふて至る、面析すれ

ども去らず、師止むを得ずして講を中村淨妙寺に開く。幾くならずして講席を同邑日本寺に徙して、榜して正東山日本講寺と稱し、中村談林の基を拓く、實に慶長四年なり。徳川家爲めに封を賜ふ。飯高の心性遠上、師の道義を識り、崇敬して親睦を修す。同八年(三八三)遠上祖山に進むや疏を裁して師を迎ふも、固辭再三、遠上強て促す、已むことを得ずして終に飯高第四代の化主となる時に廿七歳なり。在講僅かに三年、講務中同十年(三八四)六月四日疾て化焉、壽三十九歳、遺命に依り骸を上人塚の傍に瘞む。

飯高蓮福寺、大寺長福寺、内山妙典寺等は威な師の手創にかゝる、又中台昌山妙福寺中興六世たりしと云ふ。其の高著に(稻田師ノ北總史料ニ依ル)

顯性錄解一、金錘論私記一、指要鈔釋答、掌中記、三師標題二、本尊鈔私記、修性心印一、色心不二門釋答一、論迷復宗決一、同別記一、受不受異目當家立義鈔一、等數部あり。

第二章 中村談林と法脈

第一節 中村談林と東西兩法眷

寛永七年、中村談林の化主たりし日樹、日賢、日充日堯等の諸師、徳川秀忠の納經諷誦の供養ありしを謗施なりと唱へて隆に不受論を高唱せしにより各師流刑に處せられし事ありてより、發展其の緒に就き、法運漸く啓けんとなせしも、此の災厄に影響せられて學徒次第に離散し、庠序の亡滅太た近きに在り、所殘の學侶纔かに二十有餘輩を算するのみ。時の上首、妙心日奠、隆源日菴の二師、講肆の廢滅衰頽を慨嘆し、志を同ふして庠に留る。時に通心日境師、僧那豐上の躅を紹けて飯高より來庠し、第八世の講席に就く、時に寛永十七年(四一九)なり。飯高の學徒、師の退檀を憂へ八十餘僧慕ひ來る、仍て境師隨ひ來れる學僧八十餘人と一谷を構へて之れに據る、是れを「東法眷」と名け、舊住の奠菴及び二十餘輩は一谷を構へて「西法眷」と稱せり。是れ實に中村談林東西兩法眷の分岐せる濫觴たり。

第一項 西法眷祖顯是日要上人

師諱は日要、字は觀月、顯是院と號す、心性遠公の高足なり。天正三年(三五四)を以て生る、始め飯塚光福寺要行日統師に就て祝髮染衣す。幼にして智行の道譽高く、師化するに及むで心性遠公の門に參じ、攻學大に勗め、春秋三十有六

の時、正教日慈上の蹤を承けて正東庠第四の講牀に倚り、開講すること歲餘、時は當に慶長十六年(三九〇)中山には日來師の法亂起りて紛擾を極めし頃なり。師在講中、同庠西谷に大頭寮を建築し、己が字を附して「觀月庵」と雅名せり。師此所に起臥して學侶を指南す、是れ實に正東講肆に於ける西法眷の興起せる權輿にして、後年師を西法眷の祖と尊仰するに至れり。洛の妙傳寺の請に應じて第九世の法燈を掲げ、更に徙りて甲陽小室山十一世を傳承し、三十九歳、元和元年祖山遠公の招きに依り、晋みて延山第二十四世の猊座を紹承す。在位中、同山に五重ノ塔を建築し、以て伽藍の美となせり。

師又在洛中、西洞院時直公と道交尤も深厚なり。公師の高徳を慕ふて其の第二子梅松麻呂を師の膝下に投じて出塵せしむ。此の法資後年山科講肆開講の始祖となりて道價一世に高かりし法性日勇上なり。師猊牀に在りて祖山の釐革に孜孜として勗むること茲に九閱年、元和九年(四〇三)七月五日、壽四十有八歳にして泊然として化焉。

第二項 東法眷祖通心日境上人

師諱は日境、字は叡朝、通心院と號す、浦井宗府の四男にして慶長六年(三八〇)

を以て生る、玉澤眞應日達上に就て得度す、師に俗兄三人あり。長子は浦井宗竹とて水戸藩の稽儒たり。次兄は智見暹上にして鷹峰庠第二世、小西學室第七化主より轉して祖山廿六世に雄飛せし高僧なり(慶安元年五月廿九日寂)。第三兄は立正揚上とて鷹峰庠第三世、並に玄講始祖より徙りて小西學堂第九世を襲ひたる名匠なり(寛永十六年四月廿三日化)。父宗府三子をして法器たらしめんが爲め、暹は遠公に、揚は乾公に、境は達公と夫々の門に投じ、家財を傾盡して育英に励む。長兄宗竹又三弟の爲めに資助を怠らず策勵せしと傳ふ。亦美談ならず哉。

師達門に入りて研鑽年あり、寛永十七年(四一九)師三十八歳にして正東庠第八世の講師に聘せられ、同年より正保四年に臻る八個年間に亘りて文句本疏全部を講了せり。在講中正保元年(四二二)申の歳に不受の義に依りて同庠一時暗黒時代を呈し、伽藍の朽廢甚だしかりしを、奠蕊二上と階に挽回を策し、講堂等を再建せり。之れに依て正東庠を蔽へる暗雲は開除せられて光明耀々の輝を放つに至れり。故に師を同庠中興の祖となす、而して師在講中、玉澤より屈請すること再三なりしも固辭して赴かず、隆源日蓮上を推舉して視篆せしめ、自からは遠公の招き黙止すること能はず慶安元年(四二七)秋、應じて四十六歳にして祖

山に視篆し、第廿六世の法主たり。在位十有二個年、祝釐經營大に盡す。時偶、小湊日蓮、本賀日述、碑文谷日晴、興津日邊、谷中日誠等朋黨を結びて私かに不受の義を唱ふ。仍て師池上豊公と俱に萬治元年公廳に達して之れを糾明す。未だ其の事終らざるに同二年(四三八)十月二十八日東都に於て化焉。時に五十有八歳、師又玉澤法脈の祖たり、境妙日宗、境智日述、境心日勝、中心日送等は其の英資なり。

第二節 西法眷と法脈

第一項 西法眷と奠蕊二法脈

其の一 日奠上人と其の法脈

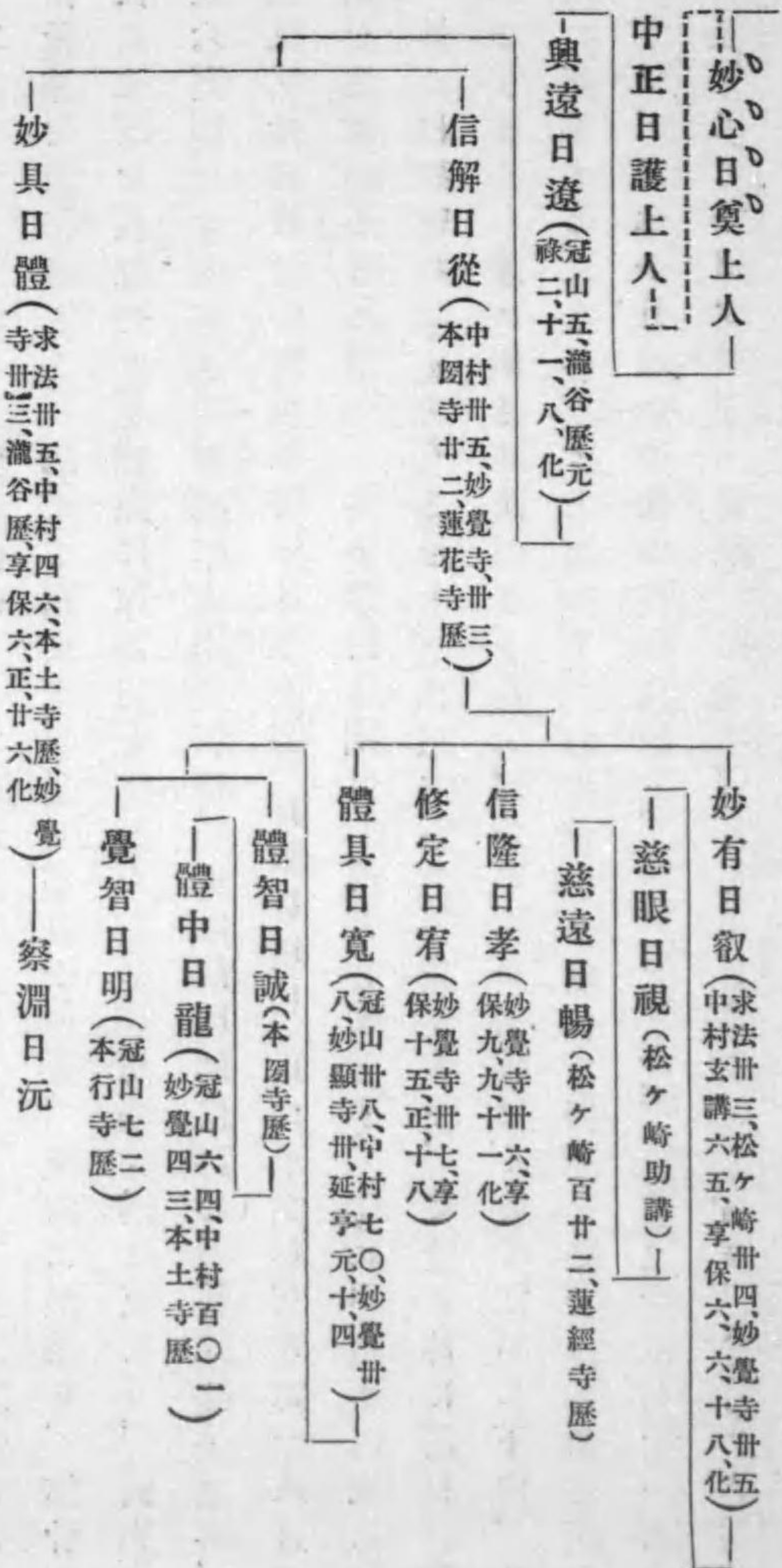
師諱は日奠、字は義通、妙心院と號す。始め心性遠公の門に投ず、後ち遠公寛永十九年(四二二)三月五日示寂し玉ふや、中正護上に師とし事ふ。笈を鼓して總の正東講肆に學び、研學大に進みて首座位に昇る。偶、同檀不受義の餘弊を被りて學侶の踵を廻して離散するもの夥し矣。師隆源日蓮上と同心協力して所殘の學徒二十餘輩と俱に孤城を固守し、更に通心境上を扶けて其の復興に力を竭

せり。請せられて同岸玄院第三世に補し妙玄を開講す。慶安元年通心境上講師を辭して祖山に晉むや師の後職に懇請せられ四十六歳を以て同岸第九世の講師たり。後ち能州瀧谷妙成寺に瑞世し、同山の經營に昂め中興の祖と崇仰せらる。萬治三年(四三九)四月二十八日、境公の遺囑を承けて祖山第廿八世に雄飛す、時に齡六十、道暇に丈六堂、及び三光堂等を建築造營す、在山八個年、寛文七年(四四六)十月十三日疾て寂焉。壽六十七。

師延嶽に塵尾を振へるの時、平賀日述寺の法亂未だ治定せず、境上の糺彈終らざるを以て武城に停住すること三箇年遂に治亂す。師平素著述多く「受不受法理抄一卷」、「五養條」、「西谷名目解五卷」等あるも現存せるものは西谷名目解のみ、始め賀陽に在るや、常樂寺、三寶寺、蓮花寺、淨心寺、妙輪寺等を草創す。

今其の法脈大系を圖示せん(所聞近日、奠上の系譜、奠師法脈にて編述すと故に大系を圖するのみ請諒せよ)

心性日遠上人



其二 日蓮上人と其の法脈

隆源院日蓮上人は洛の七織屋に生れ、幼にして鳴瀧三寶寺中正院日護上人(心性遠上ノ資、養珠寺二)の門に投じ名を春山と改め、十八歳の時、紀養珠院殿、加州壽福院殿の助力に依て正東岸に入り、研學攷究十數星霜、中村岸衰頽期に在

學して克く妙心眞上と偕に校風を維持し境上を扶翼して講肆を中興す。三十歳の時請に應じて小西學堂第十一世の化主たり。後復正東談林に徙りて第十世の講主となり、在講中同檀へ經藏を建立す。勝光耀上十七歳の時師の會下に在りて稟講すと、時に承應元年なりと。次で玉澤妙法華寺第十九世より、明曆元年十二月四十八歳にして洛の龍華十七世に視篆し、在位十一個年、五重寶塔並に七面社等を造營せりと。越えて寛文七年(四四六)五十九歳、祖山に雄飛し、第廿九世の法躅を紹繼せり。猊座に在ること前後六個年、勸學營繕は更なり、圓光庵、丈六寶塔、常題目堂、西溪岸大講堂新築、奥之院祖師堂再建、菩提梯大工事、或は又什書寶物の修覆保管等に至る迄、丹誠を竭し、寛文十二年三月二十八日後董を寂遠日通師に譲り、洛の紫野に閑居し風月を友とす、時に年六十四歳なり。然るに延寶七年(四五八)二月十一日祖山通上の寂するや、後董の件に關し、議二派に岐れ、遂に訴訟に及べり、蓮上祖山の爲め調停せんとして江戸に下向、公所に陳述すること具なりと雖とも、終に一山を黨して騷擾を醸せしと云ふ理由の下に、同年十月四日公儀の臺命に依り、佐竹右京義處公へ御預け、七十一歳の老軀を以て秋田安樂寺へ流竄、配處に寒月を眺むること三星霜、天和元年(四六〇)

正月廿七日端坐合掌して臨終す、壽七十三なりき。法資其の數八十三人なりと傳ふ。就中大僧正日隆、中道日春、隆眞日利、小倉山日現等は門下の逸材たり。蓮上始め「延」と稱せしを登延後「蓮」と改む、蓋し第十代觀行院日延師に簡へるなり。師又甲陽妙淨寺の開山たり。

嘗て師三十歳の弱冠にして小西學室の化主となれることを後年追懷懺悔し、後昆を誠飾せるの文あり、云く

山僧蚤得虛名、初謂遠上二十八歳爲飯高化主、吾今加二歳忝受小西請、一家之學角雌較雄天下不過之、今以老成回顧往年悉是妄想誤幾諸生蓋遠上者再來人乎、至是知天機之異矣、遊吾門者勿望早顯職文

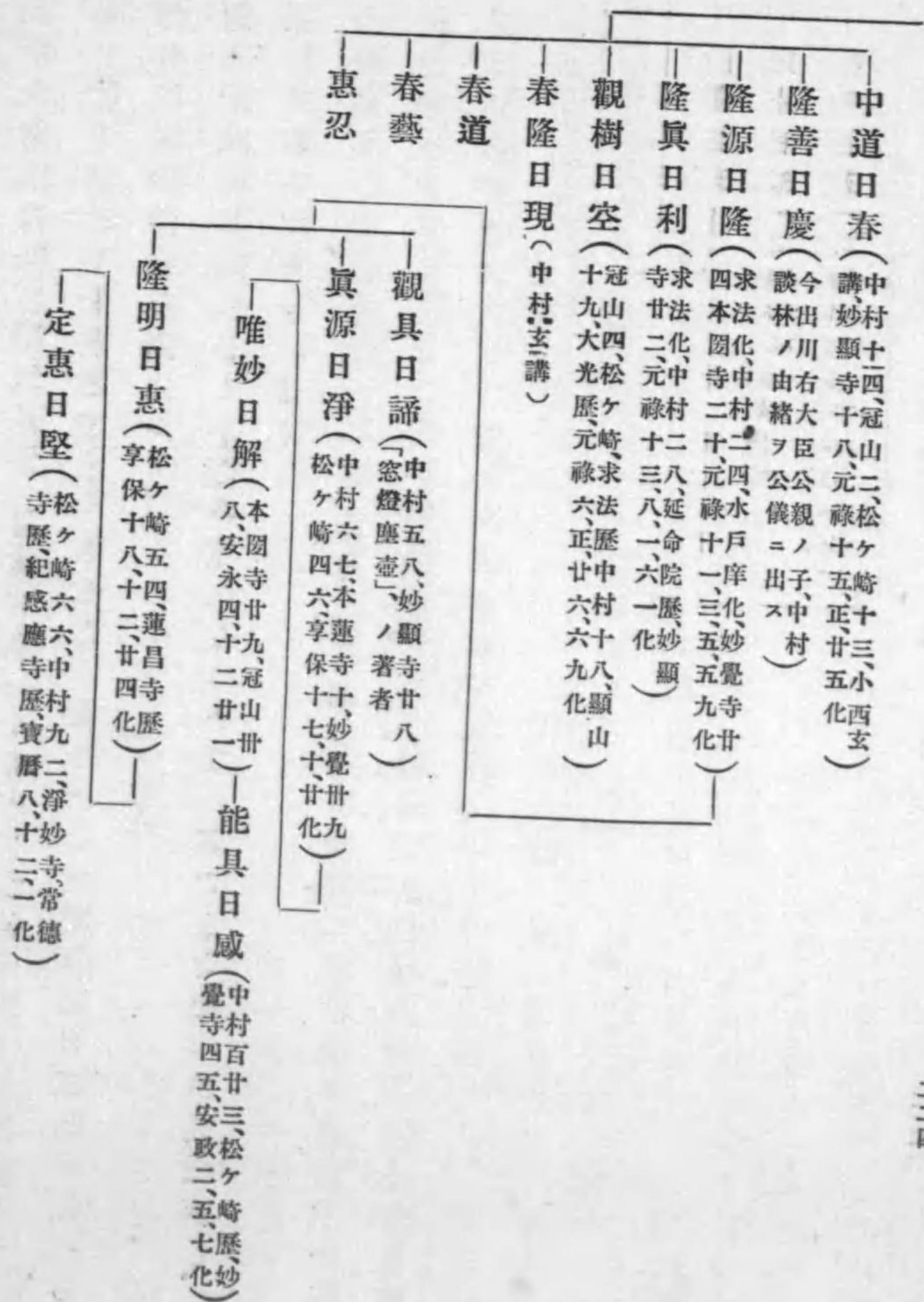
心性日遠上人

中正日護上人

隆源日蓮上人

通玄日演(養珠、演光、延寶、六、五、六、六、七、化)

稠智日禪(山科、化主、養珠、妙宣、寺、歷、享保、二、十二、廿九、七、九、化)

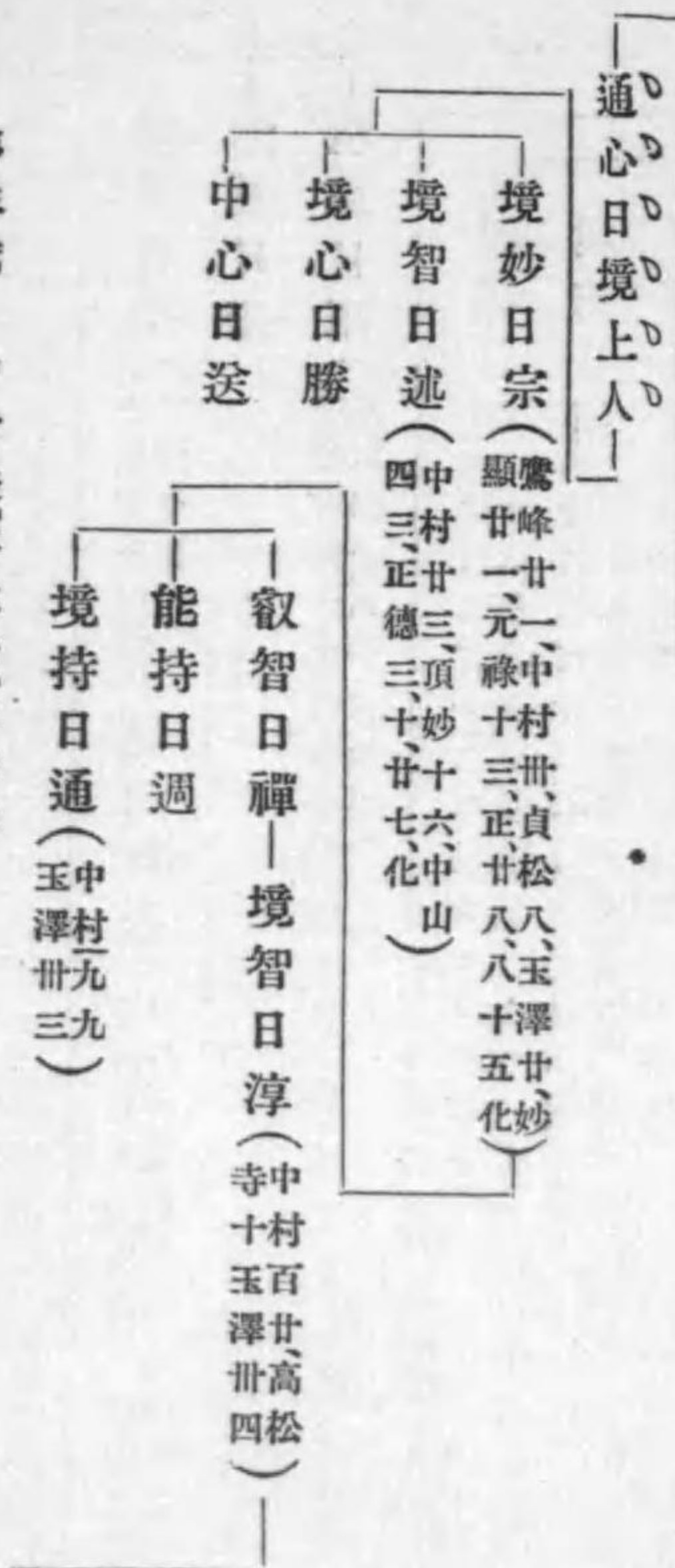


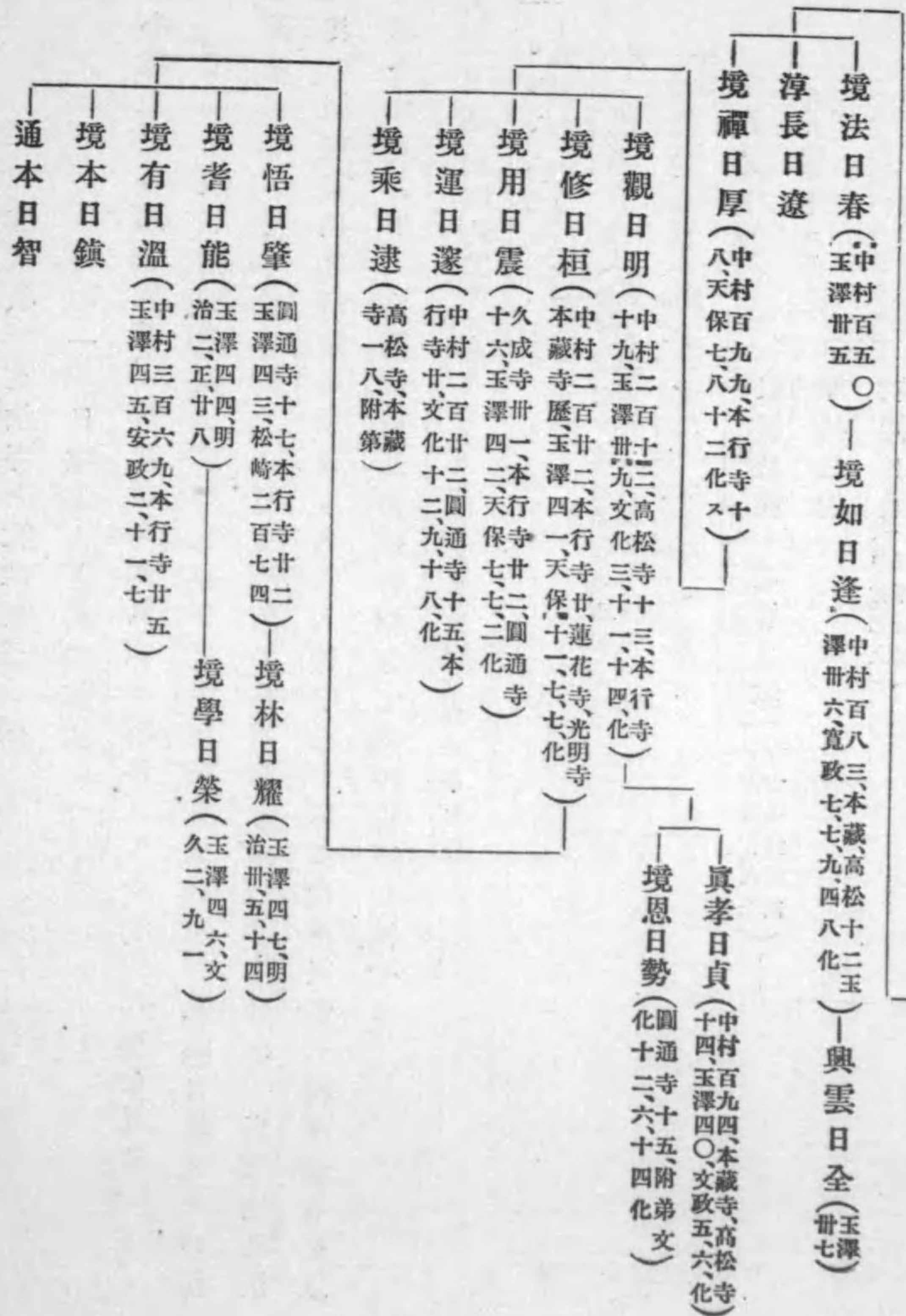
第二項 東法眷と境達貞三法脈

其の一 日境上人と其の法脈

通心境上を谷祖と仰ぐ、東法眷又數個の法脈ありて各、其の司南を異にせり。云く「境師法脈」、「精師法脈」、「達師法脈」、「貞師法脈」、是れ也。通心境上人の傳は前述せるを以て今は唯だ其の門技法葉の略系譜を圖示するのみ。由來玉澤法脈は其の師資關係に於けるよりも寧ろ人物中心を以て代々玉澤へ視蒙せるを以て、現今に至る迄、宗門の明匠高德相紹きて其の現座を補せり。

真應日達 (飯高八、玉澤十五) 萬治三、十六化 (此圖依小笠原師作圖者多シ)





其の二 日達上人と其の法脈

上人姓は笠間氏、奥州福島邑の人、父名は正運世々亭長たり、上人人皇百十
 二代 靈元天皇の御宇延寶二年(四五三)に生る。幼にして出塵脱俗の志念堅固、
 十四歳の時圓融院日通上人(要法寺派)に就き強て出家を求め、名を運智と改む。
 穎悟強記、十八歳の時江戸谷中延命院主の紹介に依り、水戸三昧堂談林の學堂
 に負笈す。時の化主勝光日耀上人は學徳の譽一世に高く、法子を慈誨する循々、
 天下の法龍義虎多く其の麾下に雲集す。上人此に在ること四閱年、勉學愈、努め
 嶄然として頭角を滿山に表せり。耀上、上人の法器を鍾愛し、遂に日通師の許を
 得て師資の契を結ぶ。水戸義公又師と道交密なり、師二十一歳の時、師耀上を
 失ひ、二十七歳の時更に大檀那義公の薨去に遭ふ、時に元祿十三年也。茲に於
 て師中村談林に轉じ、一躍學階の二班を占む、學徒修光日精上人と共に學室双
 璧の義虎と稱讚せらる。檢學數年、三十三歳の時、洛求法座の屈請に應して三

十三世の講席を補し、三十五歳辭して鷹峰に「止足軒」(又云知足軒)を構へて居し、傍ら鷹峰庠四十五世の化主に暫み、法器育英に勗む。修光精上の正東を辭するや、其の躅を承けて講林に倚り五十三世たり。時に享保十五年、師年五十有四、後ち洛の本園寺、師を狷座に屈請すること太た懇篤、止むを得ずして壺丘より入りて大光山廿六世を傳承す。時に師入山規約三箇條を定む、云く、

- 一、法義を最とし、世事を殿とする事、
 - 二、長老一往事を議し、再往主命に順從する事、
 - 三、寺を修して功あらば職を退くも留めざる事、
- 後ち職を日充師に譲りて、再び鷹峰の小庵に還る。

是れより先に、師鷹峰講主たるの時、淨宗の僧了海(單阿)に對して寶永六年に「再難條目抄」を、又正徳二年には「愍諭繫珠錄」を著して彼れが邪義を愍諭し、享保十五年、眞宗僧「性均」なるもの「略彈日蓮義」を著し以て本宗を難ぜしかば師「顯揚正理論」二卷を著して邪義を摧伏す。更に同十九年、華嚴鳳潭の「金剛槌論」に對して「決膜明眼論」四卷を述べて彼れが迷想妄夢を破す。其の他「神佛冥應論」を著して當代の儒家を評破する等、對外的に本宗の氣勢を高調せし

めたると同時に自衛的に盡瘁せるの功亦偉大なり。故に當時、華嚴の鳳潭、台の靈空と俱に佛教界の三傑と稱せられ、就中師を其の巨頭となせり。延享四年(五二五)二月廿六日を以つて化焉、法臘五十八壽七十有一、鷹峰の瑞芳寺に遷る。其著述數十部咸な學界の珍什たり。

再難條目抄一(寶永六年、廿六歳)、愍諭繫珠錄七、(正徳二年、廿九歳)、山陰雜錄三(同五年、四二歳)、番神問答記校正一(享保四年、四六歳)、神佛冥應論五(同五年、四七歳)、御讓狀注釋付法傳(同十四年、五六歳)、鷹峰群譚五(同十八年、六〇歳)、顯揚正理論二(同十八年)、決膜明眼論四(元文元、六三歳)、受不受決疑鈔一(同三年、六五歳)、學海餘滴十(寛保元、六八歳)、信佛効驗孝子傳 附不幸傳(同二年、六九歳)、本迹雪謗五(同三年、七十歳)、報應影響錄二、鎌倉殿中間答註七、象誌一、信力堅固鈔一、經律論拔萃十五、内外雜記十、獅子吼章二、立正安國論講義二、開目鈔講二、就中、現安後善鈔二卷は天覽に供し、鴻宮神記は尾陽公に捧けたる高著なり。

其の法子、七十餘人、論智朗日賢其の躅を克くす、辭世に云く
我庵は都にあらん吾妻にも
有りやなしやと千鳥なくなり。

心性日遠—智見日暹—本通日允(本法寺十八、中山卅五、元祿五、十一、十六、七、四化)

勝光日耀(三昧堂化主、鷹峰十四、中村廿一、本法廿一)
 禪智日好(省略)
 本寂日如(中村化主、韭山、妙興寺歷、元祿十二、十一、十二、七、二化)
 週遍日進(中村十九、妙覺、二十七、同再住)

子義日達上人(省傳)

真如日等(頂妙廿、中山五六)—圓住日柳(飯高化主、鷹峰化主、妙純寺歷、元文三、七、六)

一音日圓(松ヶ崎五、二、妙政、寺歷、寬延四、六、六)

乾亨日延

受道日嶺(中村八八)—唯信日淨(冠山九五)

圓朗日逢(求法百廿九)—信得日教(已下略)
唯妙日領—唯法日觀

義琢日俊

要義日明(外九資略)

體具日嚴(中村九二、松ヶ崎六二、實相寺、歷、本國卅二、天明六、九、廿六)

慈情日觀(外一資略)

運理日運(中村百八)—智洞日明(外五資略)

智觀日顯(松ヶ崎八八、東山百五、中村玄講、頂妙廿八、中山七七、安永十五、十三、化)

智正日義(外四資略)

智遠日長(中村百〇五)

一如日到(外二資略)

智朗日賢(求法百四、中村百六五、頂妙廿九、中村八〇、八三、文化十三、正、元化)

外五十七人(省略ス)

智見日全(中村玄講、頂妙三十)

智印日稱—有二資

智情日鎮

智侃日妙—有九資

智雄日道—有四資

外有三資

智達日亮

智迪日詔—有十七資

外有十二資

其の三 日貞上人と其の法脈

貞師の法脈は精師と共に其源を中山に發す、即ち中山六世暹師の資に薩師、久遠親師あり、親師の資に常住祇師あり、其資日暹より詮量休、遠成近、玄理禪と師資相續いて本是貞師に至る、今法脈中有名なる諸師を傳述せん。

一、緣祖前の先聖並緣祖傳

一 遠成院日近上人

上人諱は日近、字は幸長、遠成院と號す、別に「空堂」と雅名せり。本法寺十七代詮量日休の門人、幼にして脱俗の大志あり、承應元年(四三二)十五歳にして總の正東學舎に遊學す。困學研究十數歳、三十七歳の延寶二年(四五三)鷹峰談林に招かれて十八世の化主に晋み在講三ヶ年、一會其の學に服す。次て本法寺に瑞世し第二十三世の法燈を掲げ、傍ら中山四十五世の輪次を務め饒益する所夥矣。貞享二年中村講肆の三請に應じて十一月九日入山し、文能第二十五代並に玄講二十五世の講主たり。本法寺在山中元祿九年同山の諸堂總修覆改造を爲し、並に開山堂を建立す。晩年攝の梶折村安穩寺に隱栖す。然るに道價の覃る所、大衆檀越の懇望に依り再び本法寺に雄飛して廿五世を繼ぐ、化道愈、宏く徳化向に倍し、功を收めて復梶折に隱る。上人博學宏才、幽情閑雅にして文章を樂み、毎に草山の家風を欣慕す。一時水戸義公自から疏を裁し禮を厚し法駕を欲せんと欲するも上人疾と稱して出盧せず、貞操又知るべし。享保八年(五〇三)正月二十五日端然として化焉。壽八十六、道暇の著述門人輯録して上梓す、「教餘干喞

集入卷」是れなり。上人身を持する清淨、一世の木鐸たり、盛徳寔に思ふ可矣。長義日詮、玄理日禪、玄心日明等の英資あり門枝法葉大に榮ふ。

二 玄理院日禪上人

上人諱は日禪、字は玄理、玄理院と號す。寛文二年(四四二)を以て武州江都に生る、幸長日近上の法資(異説アルモ一説ニ從フ)、正東講肆に負笈す、所化名を「智恵」と稱したりしが後ち、「玄理」と改む。研學修養功成りて首座三老に昇進す。谷中妙法寺第七世に晋山し寺門經營に昃め大に伽藍の美を呈す、因て當山中興の祖と仰かる。四十歳、元祿十四年(四八〇)冠山座の懇請に應じて八月入山し第十八世の講主となり方便品疏を開講し、滿講退院歸山す。在山數年正徳二年(四九二)正東座學徒の屈請篤矣。仍て同年二月二十九日入山し第四十七世の化主となり開講す、容峰(能持日週、中村玄講七七)乾利(慈光日充、中村文講六一、頂妙廿二、中山六一、光山廿七)時の首座たり、後ち洛の本法寺二十八世の法統を傳承し、中山輪次第五十九代を監す。享保五年(四九九)六月二十一日、世壽五十九歳を以て化焉。

本是日貞、宜應日廷、道樹日元、日東、朗然日秀、寶乘日運等の俊足あり。

三 本是院日貞上人

上人諱は日貞、字は順我、本是院と號す。元祿十一年(四七七)美作國津山近郊に生る、玄理日禪尊者の高足なり。幻にして洛北鷹峰庵に學び、後二十三歳享保二三年頃笈を鼓して總の壺丘講肆に轉ず、研覈攷究の功を積み、享保十五年(五〇九)三十三歳の時中座二、側に進み、玄長(玄賢、日宗、東山)玄明(體具、日法、中)等の同窓にして六十七歳の化主眞源日淨師(本蓮寺、歷妙覺寺、廿六、日隆)の會下に侍して「劫初劫盡」の講説を稟く。討尋究理の念愈熾にして終に首座に昇進し、玄院百五十一世の講師に請せられ妙玄を開講す、同所北場淨妙寺第二十三世の芳住に晋みしは思ふに此の時ならん。碩學の名學界に鏘々たりしを以て洛の東山講肆より禮を厚して届請す、應じて元文元年(五一五)十二月二日村雲御所に參して受書を認め同席第六十七世に補せらる。時に上人齡三十九歳なり。

次て水戸三昧堂談林の懇望を受けて妙疏を講授すること「九夏」(約五個年)なり。上人が太田蓮華寺に瑞世せるも亦此の時ならん。更に上人五十六歳の時正東講肆闍衆の三請を稟け、同席第九十五世の講座を擔ふ、時に寶曆三年(五三三)春二月四日なり。當時上人の講筵下に稟教せし學侶に通是、玄明等あり、新來の學徒に受命、嶺間、玄明あり、上下一會和合して攷學に力を竭し、上人又堆積し來

れる學殖を傾けて講説す、學侶咸な其の造詣の深淵なると、條理の明澈たるとに悦服せりと。

後ち洛の本法寺第三十二世法叔たる長義日詮上の躅を紹けて、同山三十三世に視蒙す。當代、浪花鴻池氏改轉し施主となり四月千部會を虔修せり(一説云大阪山中氏施主ト)爾來當山に於て四月千部會を嚴修するの恒例となれり、次て中山七十世輪次を監し、日詮師代に起れる中山と三山との本末騷擾の後を承けて克く其の責務を盡し、三年にして歸洛す。而して明和元年(五四三)十月十四日、本法精舎に化焉時に上人六十有七。

其の資又多士齊々たり、

献珠日護、十門日諦、妙心日迅、一妙日導、圓行日諦、本具日迨、眞如日相、眞具日近、本立日栖、辨成日者、境智日照、本地日達、日清、義長、是好、惠禪等咸な然り。(列傳參照)

妙心日迅(字、興賢、正東、席、學、安永、五、四、十八日、同席)
圓行日諦(字、貞準、正東、席、攷、學、天、明、八年、三月)

本立日栖（字ハ義本、中村講林ニ學ヒ、寛政四年八月首座、四老位ニ列ス、餘者未詳）
境智日照（字ハ利貞、正東岸ニ學ヒ、安永八年首座ニ列ス、進ム、後冠山岸ノ文能タリ、餘ハ未詳）

右の諸師は共に貞師の法資なれども寂年月日未詳の爲、且く茲に掲げて後賢の檢考を待つ。

二、縁祖已後の諸師

一、宜應院日廷上人

日廷字は順我、本是貞上の法弟、中村岸首座より大村本經寺十一世に瑞世し、正徳六年（四九五）七月九日寂す。世壽未詳、

二、本地院日達上人

日達字は惠玄、本是貞上の資、三味堂玄講主に補せらる。晩に江府牛込惠光寺に隱退し安永二年（五五二）七月三十日化す。

三、本具院日道上人

日道字は宜辨、始め宜覺日慶の資なりしも後ち本是貞上の門に投じて師事す、寛延四年（五三〇）四月三日に東山岸の講師となり、第九十九世に倚る。後ち寶曆

十二年正東講肆第百十三代の化主に請せられ同年秋九月五日入山開講す。後ち埴谷の妙宣寺に隱居し、安永七年（五五七）十月十八日小管妙福寺に於て化す。

四、眞境院日近上人

日近字は龍潮、作州の人、初め梶原一乗寺八世普門日順師に従て祝髮す。後ち本是貞上の門に投じて師とし事ふ。東山岸百十二世玄講を務め、後滿百世の講主として寛延四年（五三〇）九月四日同岸に入山次で能勢妙法寺より浪花圓妙寺十三世に轉住す、天明元年六月十七日遷化す、世壽未詳、日詮、龍音の二資あり。

五、十門院日諦上人

日諦字は春諦、肥前の人、始め十妙院日仙に投じ、後ち幸隆匡上の門に入り、更に本是日貞上に師事す。壺丘豊に遊び昇進して同岸玄院百八十七世の講主となり、小管妙福寺二十四世、谷中妙福寺二十六世、同所妙法寺に歴世し、明和八年壺丘講肆の屈請に依り、三月四日入山して文能第百三十世に晉む。滿功の後、肥の松尾山光勝寺第三十八世に視篆す、天明四年（五六六）七月二十二日化焉。諦聽、惠體、諦照等の資あり。

六、一妙院日導上人

師諱は日導、字は智溪、肥後熊本の人、姓は井上、家世、醫を業とす。享保九年を以て生る、小字を一妙と呼び、享保十八年(五一五)十歳に甫じて本妙寺東光院某に投じて祝髮し、名を榮雅と更む。寛保元年(五二〇)十八才逃げて洛に至り、鷹峰庵に入り困學甚だ易む、時に九十五世の化主たる觀道日禪(高田本松寺十六)師、同國の出にして師の困學を見て東關するの日提け還る、仍て日禪師に師事し名を智溪と改む。後ち日禪師高田本松寺に移るや、師復之れに従ふ。後ち正東庵に學を研し、忍宏日龍、義道日到、旨廣日義、幸存日芳等と共に志を同じ、台教に深醉せる同庵の學風をして宗學研鑽の方向に趣かしめんと謀ること切なり、「縦ひ台教六十卷を究め荆溪四明の佳兒孫と稱するも塔中別府の願を探らずんば我に於て何爲ぞ」と、潜志専ら祖書の討尋に斷眠止暇す。後ち同庵學侶の爲めに玄義を講すること一夏(妙玄院二百十一世)にして峰妙興寺四十一世に住し、後ち東都牛込惠光寺十世に轉じ、揚化十有五年、天明三年(五六三)寺傍に草莊を建て、「我淨土庵」と扁す。翌四年正東講肆の懇請に依て秋八月六日入山して百五十三世の能化たり。開講すること一夏にして歸庵し、五年春(五六四)祖書綱要二十三卷方て成る。即ち安永九年(五五九)に起稿し前後凡五ヶ年蘊蓄を傾けて編述せる

ものなり、加陽輝公師を「宗學中興の祖」と稱し、又綱要を「三大寶策中最寶策」と稱美す。宜哉、本宗々學の規範的大成全く師の力に依て成る。其功績亦偉大なりと謂つ可し。天明六年(五六五)肥公の命を受けて本妙寺第二十世に視篆し、熾に法鼓を撃ち、兼ねて綱要を訂す。寛政元年(五六八)六月微恙を示して七月十二日溘焉化す。世壽六十六、法臘五十七(五〇三生)顯是、通達、溪順、日昌、溪妙、溪岩、淳善等の數資あり。師を本是貞上の資なりとなすの説あり更可檢。

七、獻珠院日護上人

日護字は智碩、初め顯是院日護と號し、後ち之れを改む。肥後の人、本是貞上の資、正東庵に笈を負ひ上座四老に進む。最教寺十四世に居し、後ち梶原一乗寺十七世に徙り、鷹峰講肆百四十一世の講師たり。享和元年(五八〇)六月十五日七十八歳を以て化す。淳智日妙(妙法寺廿世)、智圓日義、本住等の資あり。

八、妙解院日行上人

日行字は淳善、本是貞上の法流にして、正東玄講二百四十五世、惠光寺十一長明寺十三、妙福寺三十世等に歴世し谷中妙法寺十八世に晉む。正東講肆百八十六世の主となる、時に享和二年秋八月十二日なり、肥前本行寺に化焉、文化

四年(五八六)八月二十日なり、世壽未詳。

九、眞如院日相上人

日相字は貞朝、本是貞上の高足、求法、松ヶ崎冠山(百七十一)等に化主となり、界成就寺並に洛の本満寺に瑞世す。又正東庠玄講二百三十一世の講主となり大に教道を張る時に寛政七年なり。次で本法寺第三十九世に視篆し、中山八十七世の輪次を監し、文化五年(五八七)六月十七日化焉。惠琢、惠聰、順輪は其の門子たり。

十、遠住院日耆上人

日耆字は辨成、本是貞上の資、正東庠に負笈し首座二老に進み、梶原一乗寺二十一世に晋山す。文化三年正東庠の三請に依り、同年二月二十一日入山して百九十二世の講牀に座す。寺を日義師に譲りて隱栖す、後ち本法寺葆光選上の後董に推舉せられしも固辭して晋まず、文化十三年(五九五)九月二十四日化焉。辨龍日見、統持日從、通應日浩等の法子あり。

十一、淵龍院日潤上人

日潤字は龍海、何人の資なるを詳にせず。正東庠に學び、上座五老に階る、

谷中上聖寺に住し、移て妙法寺第十九世に晋居す。文政二年八月二十三日、正東庠の請に應じて入山し、玄院二百八十二世及び文能二百十九世を兼講し、文政四年(六〇〇)十一月十五日化焉。壽六十歳、

十二、顯壽院日昌上人

日昌字は顯是、正東庠に學びて首座二老位に列す、芝正傳寺十八世に視篆す。文化五年春二月二十八日正東庠百九十六世として入山開講す、文政五年(六〇二)正月二十一日化す。

十三、珠妙院日義上人

日義字は智圓、獻珠護上の資、正東庠に遊學し學成て同庠玄院二百六十九世を補し、梶原一乗寺二十二世に晋む。文化九年二月二十九日正東庠の請に應じて入山し、第二百四世の講席を補す。本法寺後董に擧げられしも固辭して出でず、文政十年(六〇六)五月二日化焉。

十四、玄守院日俊上人

日俊字は顯長(長又書俊)玄守(守又書宗)院と號す。正東巖に學び、終に同庠玄院三百九十世に晋み、埴谷妙宣寺に住し、後ち谷中妙法寺二十一世を董す。文政

六年秋八月正東講肆第二百二十七世の化主となり同月二十四日入山開講、歸山して天保六年(六一四)四月二十八日、春秋六十九を以て化焉。

十五、辨道院日見上人

日見字は辨龍、梶原遠住日耆上の資にして本是貞上の法孫なり。梶原一乘寺二十九世に晋山、安政三年(六三五)七月十八日寂、世壽及び就學の講師未詳。

十六、俊光院日成上人

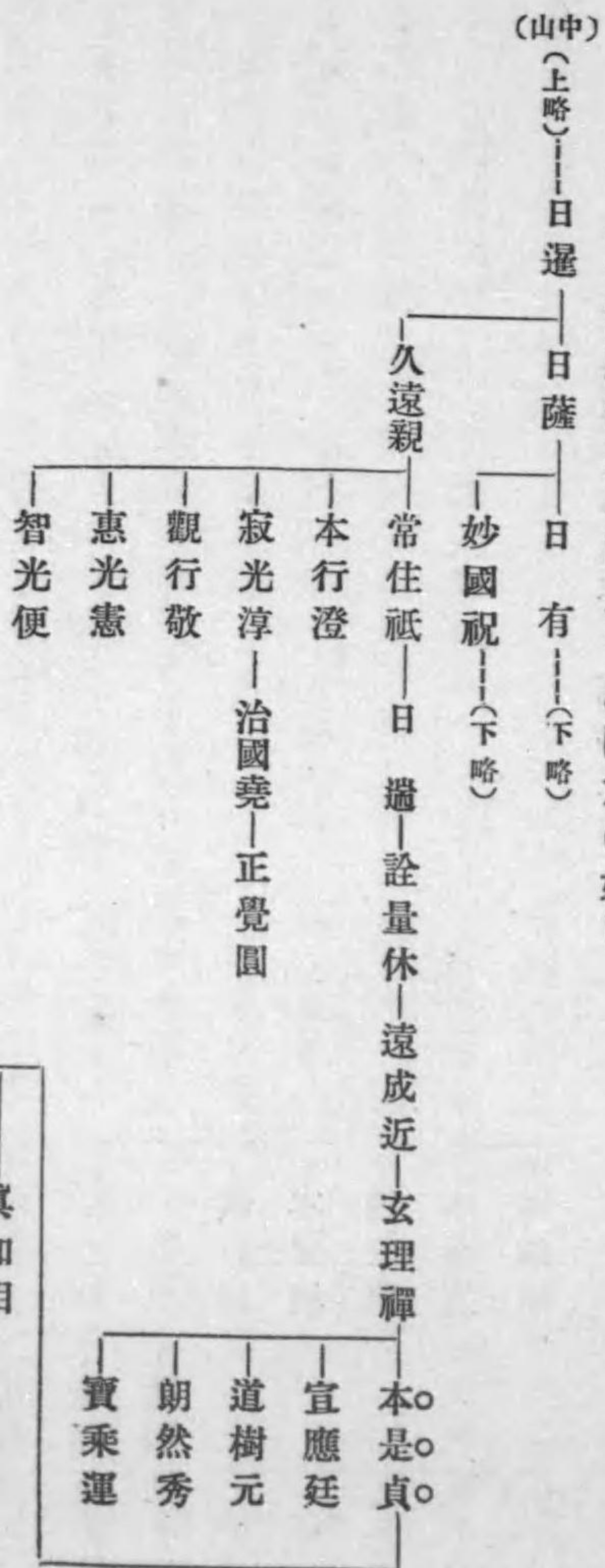
日成字は澄俊、中村庠に學びて上座二老に進む埴谷妙宣寺二十八世より轉して谷中妙法寺二十二世に晋山し、弘化三年正東庠第二百七十三の化主に招請せられて九月二日入山す。萬延元年(六三九)八月十四日、七十一歳にして化焉。其の師未詳。

十七、俊量院日睿上人

日睿又は日僭と稱し、字は俊倫と呼ぶ。正東庠序に學びて上首二老に位し、退檀して圓應寺に住し、谷中妙福寺三十六、芝正傳寺三十三世等に歴世して、妙法寺二十五世に晋山す。正東講舍文能三百七世を勤了、慶應元年(六四四)六月十四日下總田尻に於て化焉。

十八、統持院日從上人

日從師は遠住者上の高足、日見師の法兄弟本是貞上の法孫、梶原一乘寺二十六世より洛の本満寺五十世に雄飛す。慶應元年(六四四)七月十八日化焉。世壽就學せる庠序未詳。仁持院日修(一乘寺三十世)能持院日運(同山卅一世)兩師の師範なり。已上の法脈大系を圖示すれば左の如し





第三項 兩法眷と龍華光山

龍華、並_二光山と正東庠兩法眷との交渉を考檢するに、兩山へ雄飛せる上人は談林成立後に於ては、正東講肆東西法眷所生の上人より兩法眷交代に瑞世するの相續事例を作るに至れり。大光山中村持の事は正東庠第十一世の化主一心日廷師の時より奠められ爾來正東庠東西兩法眷中より互代に晋山せしを見る。

而して龍華中村持の事、其の起原審明ならざるも案するに隆源日蓮上か又は其の資中道日春師代に定められたるものなん歟。

今兩山瑞世上人の正東庠所生の法眷を檢するに事證は必ずしも一代交替制にあらずして、數代連續して同一法眷より晋み、次に他法眷之れに代れるの事例を指示せり。見よ龍華に於ける隆源日蓮師(同山十七中村西谷)、中道日春師(同山十八中村西谷)、觀樹日空師(同山十九中村西谷)と三代西法眷中蓮上の法脈を以て承紹し來り、之れに交代して勝光日耀師(同山廿中村東谷)境妙日宗師(同山廿一中村東谷)と東法眷所生の上人を以て法燈を掲げ、次で西法眷所生の隆眞日利(中村廿八、蓮上資)師の廿二代を繼げるを。

又大光山に於ては隆源日隆師(同山廿中村西谷)信解日從師(同山廿二中村西谷)等西法眷にて瑞世し、後ち東法眷所生の了義日達師同山第二十六世に雄飛せしより慈光日充師(同山廿七中村東谷羅公ノ資)了遠日銳師(同山廿八中村東谷羅公ノ資)と三代東法眷所生にて傳承し、之れに代り西法眷所生の唯妙日解師(眞源日淨ノ資中村八三化主)晋むで同山第二十九代の躡を承けたる如く、東西兩谷相次で兩山を繼紹し來れることは明なり。

其の他正東庠二十世通猛日迅師の代に於ては「玉澤妙法華寺中村持」の事例も奠まりて代々正東庠所生の先輩より晋山せり。

第三節 精師法類

第一項 法緣清規(峰妙興寺法緣函所 藏蔭光日選上人作)

題言

諸惡莫作諸善奉行ハ七佛通誠ニシテ現在安穩後生善處ノ肝要ナリ。勸善懲惡ハ諸子百家ノ教ニシテ身ヲ修メ國ヲ治ムルノ樞柄タリ。苟モ萬物ノ靈タル人身ヲ得因果ヲモ辨エズ天命ヲモ怖レズ、徒ニ禽獸ト群ヲ同センヤ。況ヤ生死ノ家マデ出デ、無相福田ノ衣ヲ著シ、佛ノ弟子ト成リ、四恩報謝ノ勤メモナク、自利々他ノ志モナク木石ト俱ニ朽チ剩ヘ永劫ノ苦本ヲ植ユルコト寧ロ歎カザランヤ。サレバ西行法師發心ノ歌ニ「思ひたつ木曾の麻衣淺くのみ染めて止むべき袖の色かは」ト詠セシハ世ヲ遁ル、人ノ善キ箴メナラズヤ。猶更ニ本化ノ末弟ノ死身弘法ノ宗祖ノ恩德ニ疵ハレ暖ニ衣、飽マデ食ヒ、無慚無愧ニシテ雨露ノ恩ト云フコトヲ曉ラズ、井ヲ鑿リテ飲ミ、田ヲ耕シテ食フトノミ思ヒ天地ノ惠

ニヨリテ水ヲ得、穀ヲ得ルコトヲ識ラズ己ガ力ヲ以テ事ヲ作スガ如クナルコトヲ見ルニ忍ビガタシ。飽食暖衣逸居無教近禽獸云ヘリ、「何故に捨てにし身ぞと折々は姿に恥ぢよ墨染の袖」ト云ヘル克言モアリ。イカニ濁世下根ナルモ三衣ヲ着スル折リ節ニハ少シク慚愧ノ心ヲ起シ恐レ慎ム可キ事ナリ。無慚無愧ハ諸惡ノ根本、有慚有愧ハ衆善ノ萌芽ニシテ慚愧ノ心アレバ自カラ改悔ノ心ヲ生ジ、改悔ノ心生ズレバ稍クニ菩提心ヲ起シ、妄想ノ風靜リテ涅槃ノ岸ニモ到リヌ可シ、依テ首メニ慚愧ノ二字ヲ標シ、次ニ法孫ノ規則ヲ示ス。因ニ心ニ浮ベルコトヲ心ニ信セテ文ヲ省キ俚シキ言ヲ綴リテ童蒙ノ曉リヤスキニ使リス。

慚愧(有慚愧清淨志求佛道者 當爲如是等廣讚一乘道)

第一則 信心章(佛法如海但信ノミ入ル則道ノ源功德ノ母一切善法由之生ス)

謂ク受持無行餘行徒然トシテ信ノ故ニ受ケ、念ノ故ニ持ツ、是レ信ハ萬善萬行ノ根本、萬善萬行ハ信心ノ枝葉タリ。千草萬木根無シテ榮ユルコト無キニ均シキ信心ノ大ナルコト以テ知ル可シ。儒ニ誠意正心修身齊家ノ教ニアリ、亦治國平天下アリ。之レヲ佛法ニ合スレハ誠意ハ天命ヲ仰ギ、正心ハ佛教ヲ信ズ、誠意信心其ノ揆一ナリ、意誠ニシテ心正フシ教ヲ信ズレバ念清シ、正心清念厥

ノ揆一ナリ。身正シテ身修マリ、念清シテ行修ウ、修身修行其ノ揆一ナリ。身修テ家齊フ、行修フテ衆服ス、齊家服衆其ノ理一ナリ。家齊フテ國治リ衆服シテ法弘マル、治國弘法厥理一ナリ。國治テ天下平ニ、法弘テ一天ニ歸ス、天奉天歸其揆一ナリ。一天下泰平國土安穩 深思之

第二則 修行章

如說而修行其福不可限

第三則 習學章

學習我道法晝夜常精進 智目行足到清涼池

合二章爲一章

謂ク習學ハ目ノ如シ、目ナキ時ハ見ルコト不能習學セズシテ深理ヲ見ルコト能ハザルニ譬フ。故ニ檀林ヲ設ケテ講習討論ノ場トス、切磋琢磨シテ以テ智目ヲ明ニスベシ。修行ハ足ノ如シ、足無キ時ハ行クコト不能、修行セズシテ覺地ニ到ル無キニ喩フ。サレバ道場ヲ構エテ修福作善ノ砌トス、唱誦讚禮ヲ以テ行足ヲ利スベシ。爾レドモ學而不思則チ罔ク、思而不學則チ殆シテ管ニ思フト云ヘドモ廣ク學バザレバ終ニ決擇スルコト能ハズ、故ニ殆ト云ヘリ。偏ニ學ブト云ヘドモ深ク思惟セザル時ハ未ダ明了ナルコトヲ得ズ、故ニ罔シト云ヘリ。深ク思ヒ廣ク學テ而シテ後ニ目足ヲ全フスルコトヲ得ベシ。又智者ハ人ノ尊ム所ナリトモ若シオニ傲ル時ハ人ニ嫉マル、復賢才有テ志ノ立ザル人ハ學ヲ以テ人

ヲ欺キ、放蕩亡懶ニシテ人ニ疎マレ、適忠諫スル人アレドモ此レヲ用ヒズ、未法無戒等ト旬リ古言ヲ引テ人ヲ惑シ、遂ニハ身ヲ損ジ、道ヲ失フニ至ル。慎テ人ヲ侮ラズ愚ヲ惑ミ道ヲ行ヒ、人ヲ諭シ道クヲ智者トハ言フナリ。愚ニシテオヲ嫉ムモノアリ、愚中ノ愚ト謂フ可キノミ、愚者ハ智ヲ仰ギ、智者ハ愚ヲ憐ミ、上下相合シテ而テ復目足ヲ全フスルコトヲ得ベシ。

第四則 說法章

大慈悲爲室柔和忍辱爲衣 諸法空爲座所此爲說法

亦唱道ト云フ法ヲ唱ヘ衆ヲ導クノ義ニシテ實ニ化道ノ要タリ。衣座室三軌ニ住シ威儀ヲ嚴ニシテ法令久住ノ志願ヲ以テスベシ、專ラ三周ノ次第ニ則リ、言辭柔軟ニシテ衆心ヲ悅可セシメ法ヲ街ヒ賣ルニ濫スルコト勿レ。巧説太ダ過ギタル時ハ狂言綺語却テ真理ニ遠ク、人ヲシテ惑ハシム。吾疑ハシキコトヲ卒爾ニ説クコト勿レ、多ク聞テ闕疑慎デ其ノ餘リヲ言ヘバ則チ寡尤ト云ヘリ。新奇ヲ好ミ輕薄ノ辯ヲ設クルコト勿レ、述シテ而不作、信シテ而好古ト云ヘリ、自行若滿必有化他トアレバ修行修學ノ業成テ而シテ後ニスベキコトナリ、又當世勸化ト稱シ財施ヲ募リ求ムルコトアリ、是レ又無クテ有ル可カラザルコトナレドモ施ニ淨施不淨施アリ、信心ニシテ棄捨スルヲ淨施トシ、不信心ニシテ恪ミ

施スヲ不淨施トス。淨施ハ施ス者受クル者ト同ジク善利ヲ得、不淨施ハ施受共ニ功德ナク却テ貪リ得ルノ罪ヲ蒙ル可シ。觀音無盡意ノ瓔珞ヲ肯テ受ケ玉ハザルコト深ク此レヲ思ヘ。

第五則 法類章

隨順是師學得見恒沙佛、
法統ヲ承ケ法脈ヲ繼クコト勿レ
テ在家ノ俗情ニ陷ツルコト勿レ

夫レ法理一ナリト雖ドモ學派流レヲ殊ニス。故ニ古ノ明哲各、學海ニ游泳シテ標ヲ樹テ統ヲ垂レテ以テ其ノ律ヲ示ス。爰ヲ以テ後進學者其ノ標ヲ覓メ其ノ統ヲ攀ヂ、研習力ヲ勵ム時ハ終ニ第一義海ニ歸シテ同上鹹味スルコトヲ知ル。而モ派流斯ノ如ク相分ル、ト雖ドモ必ズシモ分離スルニハ非ス、唯是レ遠近淺深ヲ分ツノミ。其レ遠キニ至ラント欲スル者ハ必ズ近ニ由リ、深キニ至ラント欲スルモノハ必ズ淺キヨリス。然レドモ其ノ要スル所ハ先師ノ統ニ本キ、其ノ教ヲ繼テ以テ厥ノ徳ヲ謝シ而シテ名ヲ立テ道ヲ行ヒ、師親ノ恩ニ酬テ孝ノ終リヲ全フシ、遠ク佛祖ノ恩澤ヲ空フセザルニアリ。誤テ隔礙ヲ懷ク時ハ大ニ祖意ニ背キ竟ニ宗義ヲ損スルニ至ル。假ヒ異心ヲ以テ我レニ敵スル者アリトモ敢テ對當スルコト勿レ、怨ヲ報スルニ徳ヲ以テスルハ佛子ノ道ナリ。祖訓ニ曰ク、日蓮ガ弟子檀那等自他彼此ノ隔テナク水魚ノ思ヒヲ作シ異體同心ニ南無妙法蓮華

經ト唱フルヲ生死一大事ノ血脉トハ云フナリ、今日蓮カ弘ムル處ノ所詮是レナリ」已上爾ルニ濁世ノ流弊動モスレバ野心ヲ起シ、矢石相反ムクノ諍論ヲ作シテ沙門ノ身ヲ忘レテ寺ヲ爭ヒ人ヲ譏ルモ顧ミズ甚シキハ公廳ニ訴フルニ至ル、元ヨリ三衣一鉢樹下石上ニテ飽キ足ル身ノ無慚ト云フモ餘リアリ。

跋語

右五章ヲ以テ規範トセルモ至當ノ論ニモ非ラサルベケレド聊カ予ガ管見ヲ述シテ以テ標目トス。法類相會スルコトニ此レヲ批判スベシ、批判スルニ從テ各ノ智眼ヲ開キ、自カラ其ノ極致ヲ得セシメント欲ス、又其ノ五章但信ノ一字ヲ以テ本トス本立テ道生ルトテ信心ヲ勵マス佛果ヲモ期セザル人ハ今日ノ生涯ヲモ全フスルコト能ハズ。不繫念寶所化城ノ路一步モ不成トカヤ、亦爲君作忠者ハ榮エ、身ノ爲メニ忠ヲ作ス者ハ亡ブトテ、君ノ爲メニスレバ自ラ天命ニ應ズ、故ニ榮フ。身ノ爲メニスル時ハ天理ニ乖ク故ニ亡ブ。信心モ亦復此レニ同ジ。若シ身輕法重ノ實意ヲ忘レ、私欲ノ爲メニスル時ハ大ニ冥利ヲ失ヒ、身ヲ忘レテ法ノ爲メニスル時ハ功德莫大ニシテ求メザルニ現世安穩ノ利益ヲ蒙リ、身ノ榮耀ヲ得ルニ至ラン。又異體同心トハ互ニ患難ヲ救ヒ、榮ヲ共ニスルコトヲ計

リ、法流ヲ長クスルコトヲ希フベシ。法類ノ榮ハ一ハ即チ法眷ノ榮エ、法眷ノ榮ハ檀林ノ榮エ、檀林ノ榮ハ宗門ノ榮トナリテ近キヨリ遠キニ及スノ要タリ。故ニ曰ク捨近勿親遠ト、或ハ又法類モ他ノ交リヲ深クスル人アリ、一ニハ菩薩ノ無縁ノ慈悲ニモ似亦君子ノ仁和汎愛ノ形ニモ見ユレドモ、實ハ名聞ヲ求メテ利養ヲ貪ルノ業ナレバ、自利ノミニシテ利他ノ益ナシ。六親和セザレバ一家亂レ、法類睦シカラザレバ道衰フ、尺蠖ノ屈スルハ欲伸トテ終リヲ全フセント思ハ、其ノ始メヲ慎ムベシ。サテ智行兼備ノ人ハ古今稀レナル所ナリ、然ルニ智行ノ優劣ヲ論ズルニ行ハ優レ智ハ劣レリ、行ハ德ナリ智ハ才ナリ、才ハ人ノ貴ム所ナレドモ人卒ニ懷キ難シ、德ノ人尤モ尊シ且懷ク、爰ヲ以テ才德ヲ帶ブルニ似テ才ハ行德ニ超エ難シ。故ニ寺職ノ擇ヒハ行ヲ先ニシ智ヲ後ニスベシ、若シ智行兼備タラバ何ニカアラン。次ニハ其ノ寺ト土風トヲ考エ而シテ任ヲ定ム可シ、其ノ宜シキニ應セサレバ損多クシテ益少シ、終ニ法類ヲ滅滅セシム、必ズ已情偏頗ヲ挾ムコト莫レ。總テ寺職ハ檀家ノ歸依懇望ニ依リ、請セラレテ行クベキモノナリ、行ヲ勤メテ身修リ、學ヲ勵ンデ智明ナル時ハ諸人渴仰シテ辭スルトモ容サズ、強テ來リ迎フベシ。予ガ頑愚ナルモ佛天ノ惠ヲ蒙リ、幸ニ人

ニ疎ミ捨テラレズシテ七箇寺住職タリ、何レモ三止四請シテ需メニ應ジ更ニ我レヨリ望マズシテ生涯ヲ全フスルコトヲ得、些ハ師親ノ恩ヲモ報ズルニ似タリ。此レヲ自負スルニハ有ラネド冥利ヲ尊ク思フ儘ニ恍惚之レヲ書付ケ侍ル。爾レドモ人ニ貧福アリテ時運ヲ得ルト失フトニテ身ノ幸ヲ得ザル人アリ、斯ル人ハ彌信心ニ讀經シ、罪障ヲ懺悔シテ身ヲモ心ヲモ慎ム時ハ必ズ佛天ノ加被ニ由リテ人ノ愍ヲ受ケ自然ト祥來ル可シ。必シモ愚痴ノ心ヲ起シ己レヲ省ミズ人ヲ恨ムコト勿レ。兎ニ角信心ヲ忘レズシテ佛祖ノ冥慮ヲノミ仰ギ祈ル時ハ現世安穩ニシテ未來善處ニ生ズル事疑ヒナシ。其ノ餘ニ何ノ求メ望ムコト有テカ才覺ヲ出シ、詐欺謀計ヲ作ス事ヲ用ンヤ、樂彼天命復何ヲカ疑ンヤト云ヘリ。無疑曰信ト云フモ亦此レナリ。

朝 暮

左ノ三偈ヲ忘ラス唱フ可シ、小沙彌ヨリ教エテ以テ恒トスヘシ

著衣文

善哉解脫服無相福田衣我今頂戴受世々常得被

看經初ニ唱フ可シ。

禮經文

無上甚深——願解如來第一義

其ノ次ニ唱フ可シ

懺悔文

一切業障海皆從妄想生若欲懺悔者端坐思實相衆罪如霜露惠日能消除

讀經終唱フ可シ。

時ニ文化十四載丁丑春三月佛生日

老年七十四歳努力識之

叡昌山四十世

日選在判

正中山九十世

叡昌山四十二世

日利在判

正中山九十三世

正東山二百十五世

日要在判
日詮在判

第二項 緣祖以前の御先聖略傳

一 久遠成院日親上人

其學早く成りて而して大志を立て、聖加を得て堪不を占ふ尙世に希有なり。其の開講に及ぶや大法の爲めに身命を忘れ、諸宗を折伏し、屢公武を諫争し、宗義を憂夷に宜揚して熾むに順逆を勸化するもの、實に大聖滅後親上唯一人のみ、

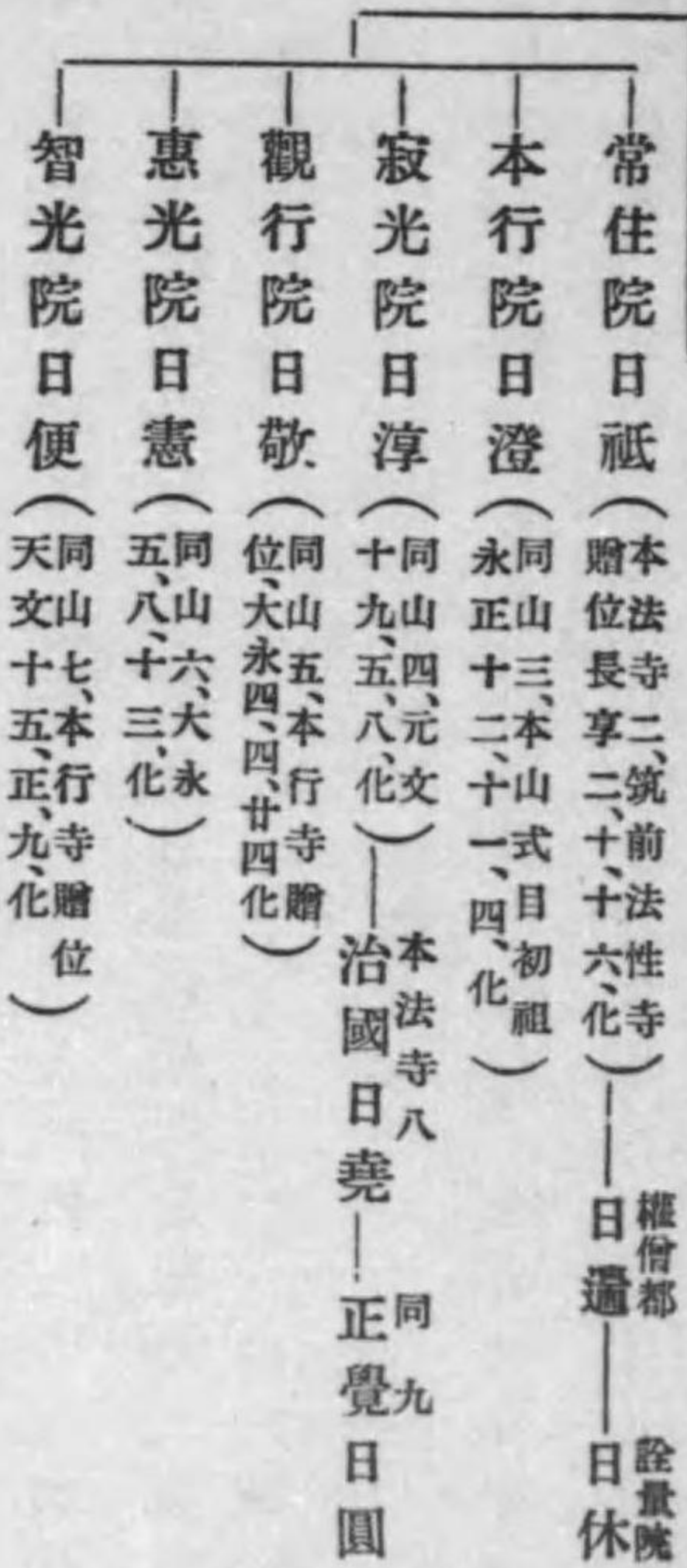
上人は下總國埴谷の代官左近將監(法名日胤)の胤族にして應永十四年(一八六)丁亥

九月十三日に生る。幼名を寅菊麻呂、初め叔父たる日英上人に就きて稟教せしが英上寂後、十四歳の時中山日暹上人を訪ねて遂に剃髮す。御年十九歳、應永三十二年(三〇四)に九州松尾山に西國總導師として下向す。翌年大法宣布の宏願を發し、所願成滿の爲め中山へ歸向し一百日間久遠偈百卷宛を御歴代總塔に誦し玉ふ、滿願の夜、奇瑞を感得し、愈眞淨大法弘化の志堅固に、留難不退の心身を鍛鍊し、同三十四年(三〇六)春二月八日御歳二十一歳にして上洛し、一條戻橋畔の石上(此ノ石干今在洛本法寺境内)に屹立して盛むに本化別頭の教法を大聲疾呼す、時に攝州梶折村の住人宇野西村の兩氏、上人の説法を聽聞し、宿縁の追ふ所、一聞信服隨從し、上人を自郷に招待し以て一字を建立す、今の一乗寺是れなり、正長元年播州東條に弘教するや、逆縁謗法の眞俗、上人を害せんと謀る、幸に虎口を逃れて同年筑前博多へ御下向、時に將軍義教、唐土へ珍寶を求めん爲めに神主彦左衛門に命じて親船を造らしむ、上人便船あり船中にて神主に授法す、今の法性寺は神主造船中の假屋敷なりと云ふ。永享十年(三一七)御年三十二歳の時「正義抄」を選述して中山日有上人を諫め玉ふ。蓋し山中の式法を改めんとなり。翌年「立正治國論」を撰して將軍義教公の輿中に入れ、邪法折伏を

高唱諫曉す、之れに因て義教大に忿り、上人を捕へて獄に投じ、或は水火を以て苦しめ、或は寒熱を以て惱し、或は舌根を斷切し、或は火鑊を冠しむ等の慘刑を課すると八度、日を読みすること五百三日、謗法の現罰靚面に、義教家臣赤松氏の爲めに弑害せらるゝに至る、於茲幕府上人の偉徳を恐惶して赦免す。獄中本阿彌氏なるものあり、上人の崇行高風に悦服して師檀の契を結ぶ。上人出獄後弘通に懈怠なく、展轉開法するもの威な歸依す。康正二年子の十月十日、御年五十歳にして逆修の塔を洛東烏邊山に建て玉ふ。西國北國往還六度、華洛關東往還十五度、他宗討論六十六度、國主諫曉八度、御撰述に「折伏正義抄」(三十二歳)、「立正治國論」(三十三歳)、「埴谷抄」(六十四歳)、「一生修行記」(傳燈抄) (六十四歳)「本法寺縁起」(八十一歳)「本尊相承鈔」(山王宮縁起) (共撰撰述年次未詳)等數部あり。後ち上、上人の徳を嘉し、地を賜ふ、狩野修理入道叡昌聞て大に喜び、自から費を捨て之れを助け一字を建立す、叡昌山本法寺是れなり。長享二年(二六七)九月十七日泊然として化焉。時に壽八十二、上人本化の淨刹を手創すること、洛本壽寺、博多法性寺、雲州大慶寺、備常國寺、勢久法寺、甲圓久寺、能本延寺等三十餘箇寺なり。

今上人諸賢の略系譜を示さんに

日親上人



二 功德院日通上人

上人幼にして俗塵を捨て、油屋玊上の門に投ず。三十六歳、天正十六年(三六七)叡昌山本法寺第十七世の法躰を傳承す。時に將軍秀吉聚樂城郭を造り、近地に諸大名の屋敷を構ふる爲め、城に近き淨刹に移轉を命ず、仍て上人一條堀川なる同刹を現今の小川頭の地に移し、本堂、樓門、番神、大黒堂(此ノ二堂木阿彌光二ノ施主)本院、庫裡、客殿等を建立す、故に上人を以て中興の祖と仰ぐ。上人又本阿彌光二(光悦父)に文祿三年(三七三)霜月十七日に紺紙金泥十界の本尊を授く(光悦寺所藏)

蓋し光二氏上人の移轉再建の工事に盡瘁し、尙篤信なるを以ての故なり。後ち師瑠上に依て奠められたる中山輪次の制に基き、法兄瑞雲日曉(眞妙寺)の譲りを承けて中山第十四代の輪次を督すること三個年、歸洛して慶長十三年(三八七)正月十六日化す、壽五十有八。

三 行嶽院日長上人

上人諱は日長、字は學林、行嶽院と號す。功德通上の資なり、下總正東庠板頭寮に於て始めて妙玄を開講す、故に上人を中村講肆妙玄院の始祖と仰ぐ。後ち洛の本法寺十五代に視篆す、又上人に依りて「本法寺中村持」の事例首めて定まれり。在位中正中山第廿五世の輪次を勤め、寛永十六年(四一八)三月十日化す、世壽未詳。

四 興林院日德上人

上人諱は日德、字學林、興林院と號す。姓は中川氏、洛陽の人、寛永元年(四〇三)を以て生る。幼にして本法寺十五世學林日長上の門に投じ、十三歳雉染す。同十六年(四一八)笈を壹丘講肆に負ひ、研鑽螢雪の功成りて道價先輩を呼ぶに齊し、二十有八歳、慶安四年(四三〇)洛北鷹峰庠の三請に應じて同庠第十世の講師とな

る、引檀の後、同庠閩山の學侶屈請すること太だ篤矣。辭する由なく復妙疏を開講すること歳餘、一會和合して常住も亦賑ふ。今の講堂庫厨は上人の鼎新する所なり。寛文三年(四四三)春、四十歳にして本法寺十九世に視篆し、而して中山第三十七輪番職を督すること三星霜、時遇、院家寺僧等寛文五年不受不施を受不施に改派せざれば寺領押收すとの幕令に刺激せられて、本通允上の時に於ける不受不施の餘焰未だ全く滅せざりしを以て茲に再燃して異見を懷抱するものありしかば、上人「信施論」一策を撰述し、以て寺僧等の異見を糺明し、妄徒の翳眼を開覺す、依て一山靜謐に趣けり。草山政公上人の此篇を讀みて、余嘗讀上人信施論酷愛其釋氏之文而不墮世諦(艸山集)と評隲す。同八年(四四七)、上人四十有五、壹丘講肆の請を受け、五月二十九日入山、十五世の講席を紹げ開講するに所益倍多矣。翌九年(四四九)春正月十六日奄然として滅を執る。時年四十有六、法臘三十有餘年、江府谷中安立寺に葬る。

上人嘗て正東庠妙玄院紫袈裟着用の願主となり修光日精上を使僧とし中山五十三世成遠日達(徳公ノ寶本法寺)師へ請ふ。之れに依て寶永五年五月、玄院六十九世慈明日叡師の代に至りて方て玄院紫袈裟着用を聽さる、其功亦上人に歸す

可し。上人又鷹峰在講中、草山和尚と道交尤も篤く、常に政公の病床へ慰狀を呈し見舞ひしこと、草山の「復日德上人書」に表れたり。上人草山の「扶桑隱逸傳」を褒すれば草山亦上人の「信施論」を賞するが如く道游の清なる思ふ可し。上人又行文彩華絢爛に美才ありと傳ふ。「上人有妙思者我素知之有美才所未嘗聞而遽出文章」と草山政公をして讚せしむるに依て明なり矣。後政公寛文八年二月十八日に寂するや、上人政公の高風を後世に傳へんと草山集の編纂に力を竭せり若し政德兩公交遊の迹を偲ばんと欲せば草山集を繙く可し。

上人の歌に云く

あのれさへてらすにたらぬ螢火の

こゝ路ありげに飛びわたるかな。

五 興學院日秀上人

上人諱は日秀(又云習)、字は堯通、興學院と號す。泉州堺の人、行嶽日長上の資にして德公の法弟なり。正東庠玄院第十三世に補し、次で寛文末年頃招かれて鷹峰庠第十二世の講主たり。後ち泉の廣布山妙國寺第九世に瑞世し、而して法兄德公の闕を承けて總の中山卅八世輪次として東關す。職を辭して武州葛西平

井、郷圓成寺に居して終焉。實に元祿四年(四七〇)三月十三日、時に年六十有七、墳域は寺に在り、上人又誦經者を以て名ありと。

六 智覺院日啓上人

上人諱は日啓、字は辨通、初め「日能」と呼び後ち日啓と改め、智覺院と號し、寂堂と雅名す。泉州堺の人、幼にして縣の本光寺賑公(或云弘經寺今廢寺)に従て祝髮す。後妙國寺九世堯通秀公に師事す。十一歳叔父眞如日觀師と共に洛北松ヶ崎講肆に遊び、後ち笈を總の壺丘庠に鼓し、遂に同庠玄院四十六世の講師となり妙玄を講授す。元祿八年(四七四)春二月、卅九歳にして求法庠第二十三の化主に充り、別序爾時已下を開講す。講演籤下私記一冊寫傳現存す。頂妙寺第十九の狛座に遷り、四十三歳元祿十二年(四七八)中山五十三世を輪次し、同十五年(四八二)八月歸山、翌十六年正東庠闔山の懇請に依り、十月十五日晋みて三十九代の講牀に倚り開講すること年餘、越えて正徳四年(四九四)十月、五十九歳にして四海唱導龍華第二十三世に雄飛す。在位八ヶ年、晩年職を辭して、岡崎の艸庵に隱栖し風月を友とす。上人又詩文を克くし、本化律僧大中日孝師と道交深かりしと(水雲集参照)。上人隱栖閑居の詩に云く

洛北^レ匿身雲水間。 萬緣休處一心閑。

世人若到問五樂。 臥聽松風坐見山。

享保十三年(五〇七)四月晦日唱題して示寂す、時に春秋七十二。

第三項 緣 祖

修光院日精上人

上人諱は日精、字は守光、修光院と號す。越前敦賀の人、延寶二年(四五三)を以て生る。幼にして縣の妙顯寺枝院塔頭圓明院日祐師に從て薙染得度す、後ち龍華第二十三世智覺日啓公に師事す。小字を智仙と呼び、洛北常照講寺に學徒として普く教相の學を習ふ。元祿四年勝光耀尊者具足山妙顯寺に主たるの時、上人の法器たるを嘉し本尊を授與す時に上人十八歳なり。元祿年中涉りて總の壺丘講肆に負笈す、天賦の明悟宏識に加ふるに斷眠止暇泛く内典を讀破し、外籍を涉獵し、以て講を稟く。研覈攷究大に最め穎脫群を抜き、明智衆に透逸し、壺丘滿堂の學士比肩するものなし。于時衆呼びて「文珠」と尊稱す。容桓日宗、智覺日啓、禪智日好等の各明匠の會下に稟講す。殊に好公講主たるの時は上人中座に進み、時偶、正東庠回祿の厄に罹る。當時上人並に運智(了義日精、本國寺二十六)英遠(信

口清冠山化、中村五五、雪窓觀海(信隆日孝中村五)、慈明(玄院六九、妙覺寺四一)等、壺丘講肆の法龍義虎と稱せられ成な一時の英たり、上人遂に首座に昇る。

上人三十有四にして寶永四年(四八六)秋九月、道樹日元師(冠山廿一、中村玄講妙興寺卅)の蹤を承けて下總峰妙興寺第三十一代の芳主に晉む。在位三年、玄理日禪師の後を繼ぎ同六年(四八八)春、江都谷中妙法寺第八世を董す、時に上人三十六歳。同七年(四八九)秋八月、請に應して洛の冠山庠廿五代の講師に就き、「別序爾時」を開筵講授し、名聲普く聞ゆ。時宛も松ヶ崎庠に六牙日潮上講主たり。教界の兩雄南北兩庠に據り各深底を傾けて講授す、寔に當代學林の盛觀濟美なりき。

上人三十八歳、正徳元年(四九〇)仲冬十一月、眞如等公(勝光耀上ノ資)の囑を承け並に大衆の渴仰に依り、頂妙寺廿一世に視篆す。在位中、珖公奉祠の同山二天王の拜殿を建立す、爾來靈驗愈、揚ると。同年(四九三)中山第五十八世の輪番を督し、享保元年職を全ふして歸山す。同四年(四九九)壺丘庠大衆の篤望懇請に依り六月二十日入山し、第五十二世の講牀に倚り、講説す。上人時に四十有六歳なり。好學の侶、聞知して負笈するもの夥矣。其の麾下に參聽せるもの、中觀嶺、光友、千朗、宜辨等あり。友光は弘誓日東(中村七七、妙覺寺三十七)、千朗は妙行日唱(覺妙

寺四二妙顯寺卅二）、宜辨は性玄日領（中法五八一）なり、各、後年、教界の司南となり、德海の燈明となれる、亦上人の慈誨に依るもの多大なりと謂つ可し。滿講の後、即ち同年冬十一月四海唱導第二十五代の猊牀を稟承し、在位六歳、晩年岡崎の艸廬に隱栖す。元文四年（五一八）二月十六日午の下刻同所森艸庵に泊然として化焉。壽時に六十六歳、深草山に荼毘し、艸山鶴林院（後龍華第十世一二日亮師代=寶塔寺ト改ム）靈場記二ノ卅九ウに葬る。

自讀妙經二千八百部、引導精靈三百餘人、受法人二千百五十餘人、說法千七百餘座。上人天稟の穎才加ふるに勉學大に努め、學徳共に一世に高く法枝門葉殷盛にして脈々として法水瀉瓶、以て于今榮ゆ。上人未だ正東庠の學侶たるの砌、興林徳公の使僧として中村玄院紫袈裟着用の事に于與し遂に其の許を受け、後年寶永五年五月玄院六十九世慈明日叡師の時代に至りて成功することを得たる亦上人與て力ありと爲す。道暇著述あり。

享保十八年、十一月、六十歳作

著作年次未詳

- 一、教觀說疑篇三卷
- 一、台門教部分別章一卷
- 一、妙經肝要義二卷

同上

- 一、同追加一卷
- 一、教部集一卷
- 一、化城喻品三類逢値、並聲聞攝屬論一卷
- 一、分身短維考一卷

同上
同上
同上
同上

（右ノ内、教觀說疑篇三卷之眞筆ハ京本圓寺濱井日成師秘藏）

其の法弟法資を列記せん

通如日領、智道日念、通堅日迨、通堂日玄、隆光日陳、英遠日遵、融妙日威、
（已上法弟）。義體日陳、潮光日東、幸存日逢、光長日宗、修耀日淳、幸隆日匡、
 光純日修、文雅日莖、鳳州日照、戒心日量等其俊足たり。（列傳參照）

第四項 緣内先聖列傳

已下傳述するところの先哲先匠は威な修光精上の法脈に連なれる碩徳にして就中本法寺の猊座に晋み、其の他緣内由緒ある淨刹に視篆せる諸聖を、其の寂年月順に依りて配次記述せり。此の外尙ほ緣内中に其の芳名の後代に遺りて、而も功績の比較的不明なる、又は芳名功績共に隠れて傳はらざる先聖多々あらんも此等は威く之れを省略し唯法脈の根幹のみを叙述して其の枝葉に言及せず讀者之れを諒せよ。

一、境智院日遵上人

日遵字は英遠、境智院と號す。泉州堺の人、智覺啓尊者の門人、幼にして顯悟、耳目過る所永く記して忘せず。遠く笈を負ふて正東講肆に學び、三、側に昇進し、名聲大に叢席の間に振ふ。享保二十年(五一四)五月二十八日、壺丘連齋に死す、時に年二十有餘。

古人云く「顔子の徳あるは顔子の憂なり、於戯遵の早世吾黨の不幸乎」と以て遵上の俊器たる知るべきのみ。

二、立賢院日宗上人

日宗字は光長(又云光澄)、立賢院と號す。修光精上の直資、洛の産、俗姓は西村氏、正東庠に負笈し遂に首座五老に昇り、次て同庠玄院百五十世准歴に補せられ、享保十九年(五一三)春妙惠東山談林第六十一世の講師に聘せらる。滿講の後、洛の本瑞寺より届請せらるゝも晉まず、而も歴位に列せらる。元文二年(五一六)十二月二十八日化焉。宗修、耀進の二資あり。

三、義休院日陳上人

日陳字は義休、初め耀遵と呼び、義休院と號す。因州の産、修光精上の資、幼

にして宇治山科の鬘舎に學ぶ。寶永二年(四八四)六月一日、十八歳にして信解品入文の新談義を説き、觀心部の所化を勤む。山科庠中座より總の中村講肆文句四、側に横入、螢雪の功を積み、因州芳心寺に晋山し、年四十二歳、享保十四年(五〇八)春松ヶ崎庠第五十八世の化主と爲り、疏入法師品を開演す。終て洛の本満寺卅二代に瑞世す、同二十年(五一四)四十八歳にして正東講肆に請せられ、二月廿四日入山、七十三世の能化たると同時に妙玄院百〇八世を兼務して玄文兩部を講ず。時の板頭は見利にして其の講を稟る學侶に榮運、寶如等あり、元文三年(五一八)五月二十四日、壽五十一歳にして奄然として寂焉。

本秀日芳、是乘日乘、慈忍日要等の英資あり、

四、慈霽院日雄上人

日雄字は幸學、慈霽院と號す。堯通秀上の英資後ち知覺啓尊者に師事す。西肥佐賀の人、鷹峰庠第三十九世の講主たり。寶塔寺十九代より徙りて本満寺二十世の法統を紹き、晩年岡崎の草庵に化す。時に寛保二年(五二二)六月六日、壽未詳。學俊日幸、學誠日休、寶塔寺日悟等は其の高足たり。

五、隆光院日陳上人

日陳字は隆光、隆光院と號す。智覺啓尊者の門人、壺丘講肆に學ぶ。修光精上嘗て中山に輪次たるの時、師をして塔中本行院に主たらしむ。後鷹峰第六三世の化主となり妙疏八を開講す。通如領上又師をして大阪正法寺第九世の芳主たらしむ。寛保三年(五二二)九月廿五日、六十五歳を以て終焉。隆妙日昌、體善日過、隆長日運(雲雷寺歴)等其の資なり。

六、四攝院日莖上人

日莖(初云日經後改莖字)字は文雅、四攝院と號す。越後の人、修光精上の高資にして初め東山談林に學び、同席玄講となり、後ち正東席に轉じ、中座に進む。歸洛し、寛保二年(五二二)霜月東山席の請に應じ七十六世の化主に補し妙疏藥草喻品を説く。師在講中同席「照道谷指南制法」を奠む。云く

照道谷指南制法(東山善正寺古記)

- 一、同指南中異體同心督上下禮式無敢簡隔偏可希檀林久住之事
- 一、所指南之方者就萬端可崇能指南嚴命毛頭不可存違之事
- 一、上者憐下常恒無由斷可加教誡之事、若不用之輩者達師匠檀家嚴可爲異見容易不可出首座之評隨分指南之中可取計之事但法外之犯罪者非此制事

一、或者懷於二心指南之密談等漏他事尤不可在之若於在件謀計心者可蒙佛祖鎮守買罰者也

一、同指南中或者病患之尅互無疎意補助看病祈禱内外共至于中爲親切之事右者雖舊規今般改這後來堅守者也

延享二龍合乙丑歲青陽良日

妙惠山七十六世

四攝院日經 書判

寛保三年(五二二)七月二十四日州の高田長遠寺三十二世の芳住となり、在位六年、資縁を勸募して經藏を建立し、大阪正法寺に寓し、延享五年(五二七)四月十有九日大阪に化焉。師性敏悟兼て儒を善くす。嘗て龍江日順東山に化主たるの時、精尊者を見、屢莖の英才を稱す、精公是に於て一見師資の契を結び、壺丘席に負笈せしむと。文察、了達の二資あり。

七、本理院日芳上人

日芳字は本芳、本理院と號す。本満寺卅二世義休日陳上の門人、初め東山席に遊學し、第二階に位し、後ち中村席に轉じ勉學して遂に首座に昇る。歸洛し六

條求法講肆第七十六世の講師に招せられ洛の一貫勝光寺に住す。寛延元年(五二七)十月二十有六日化す。壽未詳、

八、體具院日迨上人

日迨字は通堅、體具院と號す。洛陽の人、智覺啓尊者の門人、笈を壺丘に負ひしも多病蒲柳の故を以て中途退檀。後學成り請れて冠山第四十五世の能化となり疏五を講説す、時に享保十四年(五〇八)師年四十有二。當時松ヶ崎には義休日陳化主として屢尾を振ふ。師後に敦賀妙顯寺に住し、歸洛して勝光寺八條庵に居し、寛延三年(五二九)三月二十日泊然として終焉。時に世壽六十二。(或は四)智康日禪、惠能日暹は其の上足たり。

九、近成院日宏上人

日宏字は體妙、近成院と號す。丹州龜山の人、通如領尊者の高足、中村談林上座二老職たり。請に依て鷄冠井談林第六十二世の講師に補し。武州葛西新宿立増寺第十四世に晉み、寛延四年(五三〇)四月十九日、四十有九歳にして化焉。

十、體善院日暹上人

日暹字は幸雅、中山の人、本行院日陳上の門に投じて祝髮し、中村談林に負

笈し首座に位し、大阪正法寺十世に晋山、請に依りて六條求法談林六十八世の講主となり。寶曆二年(五三二)二月十五日、四十有七を以て化焉。體了日好(法顯寺十五世)は其の資なり。

十一、通眞院日東上人

日東字は潮光、通眞院と號す。豊後の人、修光精上の高足。高嶺日看師は其の講師なり。正東庵に學び、因學遂に上座二老に昇る。請に應じて因州の芳心寺に晉み、更に徙りて武の妙法寺第十一世に居す。冠山庵の請を受けて第四十六の講牀に倚る。轉じて本満寺に瑞世す。寶曆四年(五三三)春正月十三日、壽六十九、草庵に遷化す。幸説日迅、潮音日是、寂如日照等の英資あり。

十二、妙境院日念上人

日念字は智道、妙境院と號す。豊前中津の人、水戸三昧堂中席、壺丘に轉じて二側に進み、智覺啓尊者に師事す。一日尊者、念に語て曰く、「汝江府に於て一寺に住し、吾が門弟を扶翼せよ」と、師乃ち命を含みて牛込宗柏寺第八世に晉む。吾門傳燈の師多く此の寺より出づ、又師の力に依る。寺を精進淳上に譲り、晩年松壽庵に閑居し、寶曆五年(五三四)六月三日、八十有三を以て化焉。探奥日

妙は師の法資たり。

十三、體眞院日領上人

日領字は通知、初太澄と呼ぶ、號は體眞(眞又云信)院、總州行徳の人、幼にして同村妙覺寺本光日義に投じて難髮す。後ち智覺啓尊者の門に入る、即ち修光精尊者の法弟なり。初め笈を正東に負ひ、研學倍、易め三十四歳正徳二年(四九二)同岸妙玄院七十九世の講師に充つ。同三年六月十八日懇請せられて洛の東山岸第二十九の化主と爲る。時に師三十五歳、師在講中、御所御剃髮の節、師色衣着座せしの先格に依て、東山岸化主は村雲御所及び本園寺に於て色衣着用の許狀を正徳四年自性日境師(卅世)の代に至りて賜はる。爾來同山永代聖人色衣の寺跡たり、其の功又師に歸す可し。

同五年(四九四)八月十四日、三十七歳にして深草寶塔寺に住す。此の時鷹峰曇舍主席虚し、仍て師を屈請す、應じて享保二年(四九六)二月二十一日同岸第五十三世の講師に補せらる。時に三十九歳なり。越えて同五年十一月廿八日四十有二歳、叡昌山本法寺に視篆し、第二十九世の法燈を繼ぐ。同十一年三月二日壹丘講肆第六十二世の講席を稟く、同年八月二十七日中山第六十二世輪次として

入山、同十四年(五〇八)八月二十七日中山退職、同年十一月朔日本法寺主位を辭し、啓尊者の遺付に依り岡崎草庵に隱栖す、時に五十一。嘗て常州下妻に於て壽量寺、妙圓寺の二刹を手創し開山爲り。又岡崎草庵を本光寺と改め閑居二十有七年、自讀一萬五千餘部、寶曆五年(五三四)九月十三日寂す。世壽七十有七、其の資成な英才にして法器たり。曰く

惠觀日道、體妙日宏、體仲日道、英學、哲誠日經、體察日教、湛甚日深、湛道日應、湛住日忍、湛長日利、本具日達等是れ也。

十四 宣妙院日經上人

日經字は哲誠、宣妙院と號す。越中の人、初め明靜日逢師に従ふ。後ち通知領上に師事し、壹丘講肆に入りて修學す。退檀して攝の安穩寺に住し在住五年にして辭して江都駒込大恩寺に化す。時に寶曆六年(五三五)八月十有五日、春秋四十七、法臘三十有餘年。通誠日信、通信日順の兩資あり。

十五、法爾院日匡上人

日匡字は幸隆(又云光隆)法爾院と號す。修光精上の資、正東岸に學び、首座二老に昇進す。小管妙福寺第廿四世に晉み、更に移りて江府妙法寺第十二世を董

す。請を受けて洛の冠山庠第五十八世の講主に就き、滿講の後、晩年千東に寓して化焉。實に寶曆六年(五三五)十一月十三日なり。

十六、本量院日迅上人

日迅字は幸説、本量院と號す。上州沼田妙光寺日檀の門に投じて薙髮し、後ち妙法寺潮光東上に謁し師事す。壺丘講肆上座三老職を勤務し、駒込大恩寺十一世に晉山し中興の祖たり。寶曆七年(五三六)正月二日寺に化焉。春秋五十有三、陽山日輝、潮故日覺、潮説等は其の資なり。

十七、本妙院日修上人

日修字は光純(或云淨意)本妙院と號す。浪華の人修光精上の直資、正東庠中席たり。多古法福寺第十五世に居し、元文二年(五一六)十二月朔日、轉じて小管妙福寺二十五世として晉山、同五年退住し更に梶原一乘寺十四世に瑞世し、寶曆八年(五三七)四月十九日浪華の隱莊に化焉。其の資に光純日曉、隆江日忠あり。

十八、明靜院日逢上人

日逢字は幸存、明靜院と號す。加州卯辰の産、修光精上の高足、初め洛外冠山庠に遊學し、後ち總の壺丘に轉じ學就り、請せられて冠山五十世の化主に補

し、卯辰蓮昌寺二十四世に居し、後ち請に依て延享五年(五二四)四月朔日入山し正東庠第八十八世の講師となり、傍ら同玄院百三十二代を兼務し玄文兩部を開講す。玉辨、行通、靈瑞、了遠等は二側、二頭は文察、榮雅、知事は友寛なり。師晩年寺を門人秀榮日這に付囑し寶曆九年(五三八)七月六日を以て化焉。

十九、止寂院日這上人

日這字は秀榮、又時知味と稱し、止寂院と號す。幸存逢上の高足、洛外冠山七十三の化主なり。瀧野の常照寺に住し、師逢上の命に因て加州卯辰の蓮昌寺に轉住す。寶曆十一年(五四〇)七月二十八日化焉。壽未詳。其の資に壽遠日壽、止信日妙の英才あり。

二十、佛乘院日道上人

師諱は日道、字は惠觀、佛乘院(又云妙乘院)と號す。肥州大村の人、通如領上の上足、正東玄講第百二十五世の講師を勤め、水戸三昧堂談林の化主に請せられ、後若州小濱の妙興寺に住し、徙りて肥の大村本經寺第十四世に晉山す。寛保三年正東講肆の三請に應じて六月二十七日入山し、第八十二世の講牀に座し、同八月十七日文句題釋を開講す。時の二頭は唯超、二老は能遍、觀孝は板

頭たり。滿講の後、退きて山田の艸庵に隱栖して化焉。實に寶曆十有一年(五四〇)十一月二十四日、時に師七十有二、惠了、湛解の二資あり。

二十一、惠光院日照上人

日照字は鳳州、初め修旭と稱す、號は惠光院、洛陽の人、修光精上の資、正東庠に學び、遂に上座五老に進む。請に應じて洛北鷹峰講肆第百二十六世の講主たり、因州芳心寺に住して化焉。時に寶曆十有一年(五四〇)九月朔日、壽未詳。

二十二、詣鷲院日乘上人

日乘字は是乘、上州沼田妙光寺智慶院日檀の資、幸說日迅師の俗兄、迅師と共に潮光東上の門に入る。(或云義休、陳上ニ師事)、正東庠に修學し上座三老に昇進す。結城妙國寺の芳位に住し、晩年寺を資英遠日明に付し、中山法宣院に徙る。師又儒を克くすと、寶曆十二年(五四二)十月十一日、春秋七十有二を以て化焉。

二十三、本量院日暹上人

日暹字は觀瑞、初め觀朗と呼び日詮と稱せしが後日暹に改む。武葛西の人、修耀淳上の資、中村庠に學び、上座三老に進み、篠崎妙勝寺廿一世の法燈を續き寶曆十三年(五四三)三月十六日、寺に化す。

二十四、通遠院日玄上人

日玄字は通堂、洛陽西陣の人、智覺啓尊者に師事する尤も恭矣。啓公の妙顯寺に在るや、子を以て伏し、寅を以て起き剃髮沐浴以て常と爲す。師近侍して倦怠なく、寢食を必ず後にし、安を喜び不節を憂ひ、一も師命に違ふ無矣。師關左に行くに及びて尊者の曰く、「我れ老たり矣、而して今汝東方の行あり、吾命明日を期し難し、然れとも子の行哉學事の爲めなり、留る可きに非ず行け」と師遂に負笈して中村に入る、未功にして退き、武の葛西下平井妙光寺に住して寂焉、時に寶曆十三年(五四三)四月二十四日なり。師常に嘆して曰く、「方今諸生多く其の器に非ずして而も重職に任ず、我が敢望せざる所なり」と。迨公師を評して曰く、「日玄は夫れ吾門の君子乎、師に事へて倦まざるは孝也、己を省みて食らざるは命を知れるなり、而して世を避け、道を樂しむ亦君子ならず乎」と、耀遵、幽玄、幽宣の三資あり。

二十五、幸壽院日量上人

日量字は幸周、中村鴻巢の人、休善日暹の資、中村談林に學びて中席に階る、京六條求法講庠の第百十世に補し、大阪正法寺十二世に晋み、明和元年(五四三)

九月二十一日同山に化焉。壽四十一歳、其の資に宏顯あり。

二十六、隆妙院日昌上人

日昌字は隆善、又亨然と云ふ。寶永四年(四八六)總州神保に生る。中山本行院隆光陳上の資、後ち通知領上の門に投じて師事す。壺丘講肆に研學し、遂に同席玄院百六十三世を補す。谷中安立寺第九世より大阪正法寺第十一世に晋じ、蓋し師跡たるを以てなり。鷹峰席の招請に應じて百二十三世の講師となり、滿講の後、本法寺に瑞世して第三十四代の法燈を點し、中山七十三代の輪次に主たり。職を辭して正法寺に居し、明和二年(五四四)十一月十七日、世壽五十八を遷化す。

二十七、守玄院日道上人

日道字は體仲、初め「日等」と號し、後ち「道」に改む。播州姫路の人、俗姓は高木氏(或書云近衛家太夫息也)、通知領上の資、中村講林に學び上座四老に進む。寛保三年十月請に應じて東山席八十一世の化主を勤む初め伏陽の泉經寺に居し、徙て武江高田妙泉寺に住す。明和三年(五四五)三月九日雜司ヶ谷の隱莊に化焉。壽未詳、資に了山日完あり。

二十八、本淨院日現上人

日現又日進と呼び、字は志賢、初め勇猛院と號し後之れを改む。因州の人、精進日淳上の資にして正東席に研修し上座二老の階に昇る。招かれて相州萩野の戒善寺に晋み、又池田の本養寺に轉ず。明和三年(五四五)五月二十一日化焉。法子に泰雅、泰堂、泰靜、泰惠、泰玄等あり。

二十九、湛住院日忍上人

日忍字は湛住、姓は加藤氏、世尾陽公に仕ふ。幼にして名古屋法華寺に入りて祝髮す。初め洛の山科に學び、時の化主通知領上を見て遂に師事す。領上の聘せられて中村席の化主となるや、師亦從て中村席に轉學し、學就りて同席玄院二百一世に主たり。高田妙泉寺に居し、後市谷蓮秀寺に徙りて化焉。明和五年(五四七)四月二日、壽四十七、湛海日禪、湛眞は其の法子なり。

三十、勇進院日逞上人

日逞字は惠能、肥州島原の産、同國護國寺に投じて祝髮し、後ち通堅日道上の門に入る。初め冠山講肆に學びしが、擾亂ありしを以て總の壺丘席に轉學し、修學就りて遂に同席玄院百七十四世の講師となり、小管妙福寺廿六世に居す。

招せられて洛外冠山庠第八十六世の化主に就き妙疏第六を開講し、已て高田の本松寺に徙り、又正東庠の請に依て明和元年(五四三)春二月五日入山し、百十六世の講牀に倚る。智溪(二妙導公)英誠其の會下にありて稟教す。新入學徒に惠明、義大、可了、識遠等あり、講を辭して洛の本法寺第三十五世の法統を繼ぎ、明和五年(五四七)四月十七日同山に化焉。文貫日道、泰妙、葆光日選、惠秀日顯、惠顯日了等の英才其の門より輩出せり。

三十一、亨元院日應上人

日應字は湛道、讚州高松の人、通如領上の資、初め湛住と共に山科に學び、又中村談林に徙り、終に上座三老に進級し、赤坂圓通寺十世を董し、明和五年(五四七)五月六日同寺に寂焉。了清、了遠日精(峰三十九、中村百十二)の二資あり。題經寺中興亨貞敬師亦師の法資なり。

三十二、眞淨院日達上人

日達字は英學、下總の人、通如領上に師事す、中村學舎に學び、同庠三側に進み、退て相州萩野の戒善寺に住し、轉して島田の正行寺に居す。明和五年(五四七)九月二十七日相州の隱莊に寂す。辨應日宏は其資なり。

三十三、信解院日誠上人

日誠字は義哲、幸存逢上の高資、中村に遊學して首座に進み、攝州梶原一乘寺十八世に晋山し、明和六年(五四八)五月二十日、宗柏寺に客居して寂焉。

三十四、眞淨院日教上人

日教字は體察、筑前の人、領上の資、壺丘講肆に入り文句部に昇進す。博多本長寺に住し、明和六年(五四八)五月二日、肥の長崎に寂す。壽六十二。

三十五、宣示院日要上人

日要、初め大秀と字し、後ち慈忍と改む。因州の人、義休日陳上の門人、中村疊舎二頭古役を勤了し、小管妙福寺第廿七世に晋山し、移て加賀卯辰の蓮昌寺に住し、明和七年(五四九)六月朔日寂焉。春秋五十有一、等樹日選は其の法子たり。

三十六、精進院日淳上人

日淳字は修耀、總州香取郡中村の人、元祿十一年(四七七)に生る。四歳に甫むて親父を喪ふ、父の願命に依り、修光精上の門に投じ、十二歳薙染して冠山の講肆に入り、十四歳にして初めて法輪を轉し、十六歳笈を壺丘講肆に轉し、

遂に上座に昇る。享保十八年(五一三)春峯妙興寺三十七代嗣法となり、寶藏を建立し、又永代田地三十石を納む、時に年三十七。元文元年(五一五)春請を受けて冠山第五十四世の講師となり帖釋下を講説す、寛保元年(五二〇)夏智道念上の囑を承けて宗柏寺第九世の傳燈たり。寛延三年(五二九)頂妙寺第廿六世に視蒙し、翌寶曆元年壺丘庠闍衆の懇請に依り十月二十一日入山し、第九十三世の化主と爲り、廿五日開題す。辨龍、耀天、惠充等は二側、二頭は靈定、慈情にして耀山知事たり。年五十有三、寶曆五年秋八月、輪次を以て中山七十一世の事を督する三年、既にして職を辭して牛郊精進草庵に遷化す。實に安永三年(五五三)春三月二十日、世壽七十有六、法臘六十有五、舍利を中村、頂妙、宗柏の三刹に分ちて起塔供養す。讀誦妙經及開結二經一萬二千部、誦惣持品六萬六千有餘遍、誦久遠偈六十六萬二千餘遍、授與本尊一千餘幅、開筵唱道稱呼すべからず。金蓮寺開山たり。又師名山靈地に往詣し、足跡六十餘州に遍し、故に自から回國聖師と稱せり。嘗て曰く、

「自行は成り易し、化地は則ち難し、我は唯物と結縁するのみ」

と、師初め中村庠に在學の時、昌山妙見祠に詣て三七日を尅り、水漿を絶ちて

將來を祈る。時に靈應多矣、而も終に他に語らずと云ふ。

了順、修妙、智芳日靜、泰瑞日應、志賢日現、觀瑞日暹、智辨日龍、智海、智光、智眞、順孝、慈忍日要、通誠、通信等の俊才其の門より輩出せり。

三十七、寂如院日照上人

日照小字は慈本、後寂如と改む。佐州の人、越後妙國寺日亮師に従ひ、後武江に來りて潮光日東上の門に參し、笈を壺丘講肆に負ひ、終に首座二老に階り、大堀賢德寺、秋本本久寺、安穩寺江府圓德寺六世、岩本實相寺等の諸山に曆せし、晋ひて貞松蓮永寺十三代の傳燈たり。明和六年壺丘滿山の懇請に依り、同年二月八日入山し第百二十六世の講牀に倚り、智靜、超榮等の爲めに開講す。安永五年(五五五)十一月廿九日化す世壽未詳。高林、眞察日是三原本蓮寺隨應大堀賢德寺等の資あり。

三十八、本具院日暉上人

日暉字は陽山、初め智諦院と稱し後ち本具院と改む。肥前の人、潮光東上の資なり。正東庠に笈を鼓し、累進して同庠玄講百九十六世に補し、駒込大恩寺の十二世に居し、同寺永聖初祖となり中興と仰かる。安永七年正東庠の招請に

依り、閏七月二十四日入山し、百四十二世の能化を補す。本法寺准曆に擧げられ、天明元年(五六〇)六月七日化焉。

三十九、勇猛院日是上人

日是字は初め智俊と呼び、後ち潮音と改む。諱を初め「日實」と名け、中頃「日進」と稱し、後ち「日是」に改む。豊後立石の人、九歳にして州の日出妙光寺修顯日看師に就て雍染し、後ち潮光東上に師事し又修耀淳上の門に入る。初め冠山庠に修學し、後ち壺丘庠に笈を徙し研習功を積みて終に上座三老に進む。江府小山圓徳寺に居し、又武島根安穩寺に轉じ、更に小管妙福寺廿八世に晉む。明和三年壺丘講肆の請に依り、同年秋七月廿六日入山して百二十一世の化主となる。時の二頭智琢、利妙、にして新來の學侶に義本、察賢、文貫、妙道等あり、板首は智溪師なり。講説する翌四年春三月に至る辭して洛の本法寺三十七に視篆し、中山第七十九の輪次に主たり。歸洛して本壽寺の經席に化焉。時に天明六年(五六五)四月六日なり。

四十、修耀院日進上人

日進字は修耀、洛の人、光長宗上の高足、修光精上の法孫なり。初め光道と

字せり。松ヶ崎庠に學び、後正東更に笈を更め、上座三老に昇級、明和六年(五四)五月東山庠の請に應じて第四百四十四世の講主となり方便品十方佛土中の偈を講説す、時に四十一歳。同九月二十四日退檀、同八年二月松ヶ崎學侶の篤望に依り、百三十三世の化主となり、信解品疏を開講す。後ち六波羅日體寺に居し、更に大潮寺に轉住し同山中興たり。天明二年再び松ヶ崎に應請して助講し九十兩月に譬喩品釋、及び佛意一音を講義す。時に五十四、天明七年(五六六)七月十八日化す。光順は其の資なり。

四十一、領解院日深上人

日深字は湛惠、洛の産、初め本法寺寶林院の資なり。後通如領上の門に入る、笈を壺丘庠に負ひ上座五老に昇る。新宿立増寺十五世より伏見本教寺に轉じ、次て松ヶ崎談林百八世の化主となり、又寶曆五年秋九月東山庠の請に依りて百九世に主たり、學侶の爲めに藥草喩品題釋を開講すと。越えて明和九年(五五二)壺丘講肆大衆の三請を受けて二月朔日入山、百三十一世の講席に主として慈禪、本妙等の爲めに「八教攝不」の論題を講授す。講席に在ること一歳、辭して大村本經寺に視篆し、天明八年(五六七)四月二十四日化焉。惠澄、了山、惠等日盛、

惠嚴、湛朗、詮量等咸な其の資なり。

四十二、探奥院日妙上人

日妙字は探奥、總州栗山の人、智道念上の資なりしが、後ち修光精上に師事す。正東庠首座より洛の東山庠百十七世の講主に招かれ寶曆九年(五三八)秋八月二日入山して疏、九壽量下を講説す。而して牛込宗柏寺十世に居し、更に本法寺三十六世の法水を瀉瓶し、中山七十六世の輪次を董し、寛政九年(五七六)二月十日溘然化す。世壽未詳。

寂賢日宗、辨應日宏、本妙日顯、探了、順了、辨龍、辨理、本成麗江日光等の法子あり。

麗江(號瑞應院、舞池田本養寺卅四世、本法寺准)の資に麗山日輝(號瑞鳳院順孝、導師ノ附弟)、麗雅日尙(號雲院本養寺卅五)、麗旭日樹(號瑞泉院、求法、東山兩能、奈良常徳寺歷本養寺卅七)、日盛等あり、又麗山の資に麗忠、麗成、麗心日成師等あり。

四十三、妙雲院日龍上人

日龍字は智辨、精進淳上の資にして壺丘に學び上座二老に位し、江都牛込宗柏寺十三世に瑞世し寛政元年正東講肆の請に依り、同年秋八月十六日入山、百

六十三世の講師となる。寛政十年(五七七)八月三十日化焉。其の資に智海日顯、博辨日稽、智淨、智門等あり。

四十四、不輕院日宏上人

日宏字は啓覺、學誠日體の資にして念上の法孫辨龍日遷師と法兄弟、正東庠に負笈し、累進して玄講二百三十二世となり、今宿妙勸寺に住す。屈請に依りて正東庠第七十三の講牀に倚る。時に寛政七年三月九日也、滿席の上、北海松前法華寺第二十二世に轉し、文化二年(五八四)二月十二日化焉。三明、三了、觀如日亨(松尾山歷中村二老)等は其の資なり。

四十五、本成院日道上人

日道字は文貫、惠能逞上の資にして、通堅迨上の法孫たり。正東庠に遊學し終に上座二老に進む珠林八世に居し、水戸三昧堂談林第五十二世の化主に晉み、以て冠山の屈請に依りて安永三年(五五三)八月下旬入山開講す。更に數年を経て寛政四年正東庠の懇望に應じて同年八月十八日入山し百六十八世の講主たり。一夏開講の後洛の本法寺卅八世に視篆し、中山八十二輪次を督す。師在山中、本法寺焼失す、仍て中山より歸山し、臺所、假屋、客殿、開山堂、二王門、本

堂、千部經机等に至る迄全部新築新調す。再輪番して八十四世を董す。師の在
山中本法寺一代賜紫敕許あり、後ち武江高田の本松寺十九世に居し、文化五年
(五八七)八月十七日春秋七十九歳を以て化焉。其の門下實に多士濟々英傑多し。
達源、寛照日隨、慈辨日簡、榮善日要、文了、了貞、日利、耀全日體、惠充、
貞也、榮明、文榮日慈、隆明、寛順日伸、惠學、惠教、海辨、詮量、貞應、
貞龍等皆然り矣。

四十六、長遠院日壽上人

日壽字は長遠、秀榮日這上の法資(一説云慈忍日要師附資)、幸存逢上の法孫、修光
精上の法曾孫たり。正東座に研鑽し累昇して同座玄講百六十一代の講主たる
同時に百九十八世の化主を勤む、時に文化六年二月十七日なり。東陽寺より牛
込宗柏寺十四世に視篆し、法器の育英撫養に盡瘁し、常に「百壽」を作ると稱
せりと、故に其の門葉法枝今に榮ゆ。文化八年(五九〇)四月五日化焉。

壽善、壽逢、壽正、壽英、壽寛、壽光、壽長、壽海、淳智、壽剛、壽延、壽
山、壽潤、壽貞、壽顯、壽請、壽體、壽潮、壽玄等皆其の門より輩出せり。

四十七、達源院日蓮上人

日蓮字は俊達、正東座に負笈し、學業成就して同座の請に應じて文化二年二
月十三日入山し、玄講二百四十七、文講百九十世に主たり。大塚本傳寺十一世
より貞松山二十六世に雄飛し、文化十三年(五九五)八月四日化焉。

四十八、頂珠院日蓮上人

日蓮初め日明と呼び、字は葆光と稱す。備後三原妙正寺慈道日惠師に従て祝
髮し、後ち惠能逞上に師事し、逞上に從て冠山及び正東座に修學研究し終に中
座に階る。學成て洛の求法座百十四、松ヶ崎座百八十二、鷹峰座滿二百世等の
化主を勤め、學匠の名大に高く、享和三年壹丘講肆滿山學侶の懇請に依り、同
年二月廿五日入山して百八十七世の講牀に倚り、所益愈夥し矣。妙興寺四十三、
無量山十五世中興、普處山十世、光照山十五世等に歴世視篆し、正法寺第十七
世より徙りて洛の本法寺四十世に雄飛し、中山九十世の輪次を督して歸洛す。
文化十四年四月八日七十四歳の老軀をも顧みず、「法緣清規」(別節ノ如シ)を作りて
歸向すべき處を奠め玉ふ。緣内先匠中の殊勳者なり。又本法寺本堂寶塔諸尊像
の修覆等をなし入佛會を成就せしを以て師を同山再中興の祖と仰く、中山より
歸山の後隱居し、文政二年(五九八)正月二十四日世壽七十六歳を以て化焉。葆壽

壽葆、葆山、葆惠、貞順等の資あり。

四十九、寛弘院日利上人

日利字は了貞、文貫道上の高足、壺丘座に遊び累進して同庠玄院二百五十八世の講主に請せらる内山妙典寺、久成寺に歴世し、次て谷中妙法寺十七世に住し、更に晋むて肥の大村本經寺に徙り、葆光選上の躑を承けて本法寺後董を約せしも三年晋まず、仍て三原妙政寺日善師同山四十一世を繼ぐ、師其後を傳承して四十二世となり中山輪次九十三世を兼ぬ、文政十年(六〇六)六月十八日化焉、寛朗日讓、貞雅、亮榮、貞信、省候、了讓寺の數資あり。省候顯師に辨達日仁、文郁日禮、辨融日信、辨忠、辨隨等の資あり、辨達の資に辨曉あり。

五十、壽遠院日詮上人

日詮字は文孝、文雅莖上の高資、正東巽に遊學す。學成りて同庠二百十五世に文化十四年八月二十四日就任す、小管妙福寺三十世、高田長遠寺三十八世、牛込宗柏寺十五世等に歴世し、天保三年(六一一)七月九日化焉。文孝日永、惠教、壽哲、榮達、文了、文雅日助、文運、文雅日英、觀道、達運

等其の法枝甚だ繁榮せり。文孝永師の資に文貫通師、文要日車、文徳日承等あり、通師の資に文雅孝師、文孝勝師、文琳等あり、文明日膽、文精日敬、文邦日榮等は皆文雅孝師の上足なり、文徳承師に文承秀師あり。

五十一、信順院日鳳上人

日鳳字は躰玉、幸通日元上の高弟、隆光日陳上の法曾孫、正東學林に學び、終に二百七十四世の玄講主たると同時に文能二百十世に主となりて開講す、時に文久十二年春二月なり、下總大寺長福寺に住し、後ち浪花の正法寺十八世を董す、天保四年(六一四)五月九日、壽七十四歳を以て化焉。

體通(正東文能文久五十二十八化)躰玉、體雅、幸如等の資あり。

五十二、本妙院日要上人

日要字は榮善、文貫道上の高足、北海松前の人中村談林に負笈し、成學の後ち同庠玄院二百七十四世の講師たり。谷中安立寺十四世に晉山し、水戸三昧堂談林玄文兩能を勤め、文化十三年正東講肆の懇請に應じて同年八月十六日入山、二百十三世の化主を滿講の上、下谷徳大寺十八世に轉じ、後ち徒て洛の本法寺四十三世の傳燈を承け、方丈奥向書院等再興、中山九十六代の輪次に下向、歸

山の後、大光山よりの屈請に依て文政十一年入院第三十七世の法蹤を紹げ、天保八年(六一〇)九月八日化焉。鳥邊山に遷る。

察誠、榮善、榮察、榮通、榮暹、榮充、榮遷等の資あり。

五十三、福壽院日富上人

日富字は見龍、正東庠に修學して上座三老の班に昇る、後ち冠山文講百九十五世を嗣ぐ。文政十二年正東講肆の請に應じて二月十八日入山、二百三十八世の能化たり。貞松廿九世を傳承し、再住二十九世を視篆し、寺門の經營に盡瘁す、世壽六十三、天保十一年(六五七)四月八日迁化す。寛智慧師は其の高弟たり、

五十四、玉樹院日榮上人

日榮字は光山、下總多古の人、光純日曉上の高足、正東庠に遊學し首座二老に累進し、谷中新田安立寺に住し、又小管妙福寺第三十三世に轉じ、徙りて谷中安立寺十六世に晋山す。文政九年、正東庠闔山の屈請に依り同年八月廿五日入山、第二百三十三世の講牀に倚り開講す。滿講の後ち、本法寺四十四世の貌位に雄飛し、旁ら中山九十九世の輪次を務む、師本法寺在位中、同山一老は貫首中山在勤中一山の諸役を督す可きの事を定む。

中山輪番中は時之一老御代引勤可申由被仰付則御免狀有之御在山中は相成不申候事

于時天保八丁酉年

四十四世 日榮

先本養院 大坂正法寺隱居 日遵

時ノ一老 教行院 日教

天保十四年(六二二)十月十三日、七十五歳を以て終焉。

大惠、達善等其の門より輩出せり。幸辨は達善の嫡資、惠觀日登は其の法會孫なり。

五十五、本壽院日久上人

日久字は愿長、壺丘講肆に負笈し首座二老に位し、文政元年七月二日入て小管妙福寺三十四世の法燈を掲ぐ。天保五年正東學堂の懇請に應じて十月六日入山し、第二百四十九世の講牀に座す、小管に在住すること前後十九個年、天保七年十二月銚子妙福寺に轉じ、嘉永元年(六二七)二月朔日靜岡蓮永寺に化す。

五十六、寛照院日隨上人

日隨字は寛照、文貫道師の高足、總の壺丘講肆に負笈し、攷學に勗めて終に中座に階る。高田本松寺廿四世に居し、請せられて洛北松ヶ崎庠第二百二十五

世の講師に補し、更に天保四年正東座の懇望に應じて同年二月二十五日入山し、二百四十六世の講座を擔任す、次て珠林十六世より洛の立本寺四十七世に雄飛す。嘉永二年(六二八)十月六日化焉。門人多士

樞恩日祝、寬省日習、寬周日應、寬境、寬智、寬直、寬了、寬宣、寬善、寬柔、寬通、寬如、了解、寬中、寬孝等咸な其塵尾下より輩出す、其の法脈今に備の中後に榮ゆ。

五十七、耀妙院日運上人

日運字は超隨、著琢日環師の門人、正東座に負笈し中座に進む。松前法華寺二十五世に晋山し、嘉永の初正東座の請に依りて二百八十二世の講主となり、講務終て歸山後、程なく水戸檀の僧にして其留守中の院代たる天華院なる者の爲に毒殺せらると云ふ。嘉永四年(六三〇)十二月朔日化焉。世壽未詳。

五十八、樹王院日地上人

日地字は壽潮、壽遠壽師の英資、正東座に笈を鼓し上座二老職に進む。退檀して大堀賢徳寺二十七世に居し、天保二年(六一〇)十月十八日、越後高田長遠寺四十七世として晋山、在寺十三ヶ年也。天保十四年(六二二)大阪正法寺に隱栖、

翌弘化元年春三月四日正東座第二百六十八世の能化に請せられて入山開講す。嘉永五年(六三〇)十月二十四日六十三歳を以て化焉。(或書云六十五肥)大村本經寺に化す(と)本法寺准歴たり。

壽潮日觀、壽政、可靜、壽禪、壽翁、寬孝、元湜等の英傑其の門に出づ。

五十九、察遠院日正上人

日正字は學山、總劬香取村の人、天明六年(五六五)を以て生る、千山日健師の高足、幸説迅上の法會十六歳にして駒込大恩寺十六世たり。正東座に學び、同座玄講三百三十一世に主たり。冠山及東山兩座の玄講にも補す、文政九年(六〇五)四十一歳にして峰妙興寺四十八世に晋山し、同山永代緋紋白初祖、本堂、三門、鐘樓、家根修覆、書院、庫裡、玄關等を再建し又網代乘輿を許さる、故に同山中興の祖と崇めらる。天保十三年壹丘講肆の届請に應じて、同年秋八月二十二日入山開筵、二百六十五世たり。

弘化五年(嘉永改元六二七)六十三歳の三月十七日洛の本法寺四十六代の傳燈となり、嘉永七年(安政改元六三三)中山百〇五代輪番滿了歸山、同年十一月十二日、六十九歳を以て本法精舎に化焉。貯金三千餘金、道選二和尚の遺志に則り不殘山

納、御遷化の後東西兩法縁示談の上永代紫衣の儀を粟田殿へ出願、許容せらる。學惠、學淵、學順、榮林、了遠、學辨等の數資あり。

六十、慈恭院日良上人

日良字は慈溫、又慈辨と云ふ。西肥大村の人、寛政六年(五七三)を以て生る。本經寺慈辨日簡の上足、中村談林に遊びて首座二老職たり。行徳圓頓寺十七世より谷中蓮華寺二十六世に徙り、更に下谷徳大寺に晋山す。正東講林の請を受けて二百七十九世の講師に進む、時に嘉永二年秋九月二日也。安政三年(六三五)二月十三日公儀届濟、同月二十日本法寺四十七代の法統を紹げ、同八月下關の時、病痾の爲め伊豆熱海へ入湯、同年十月十日同所にて遷化。時に壽六十三、玉澤に葬る。元順、溫孝、慈廣の資あり。

六十一、本孝院日遵上人

日遵字は順孝、西肥大村の人、通信日順師(本經寺)の高足、正東庵に學びて中座たり、本法寺塔中本養院へ住し役者勤勞尠からず。加ふるに同院を再建す。後ち大阪正法寺十九世の現董に晋む。天保十年招に應じて壺丘講肆第二百五十九世に同年秋九月朔日に入山開講す。同十月二十八日退檀歸阪す、同十二年(六

二〇)九月五日公儀開濟の上同月十三日本法寺四十五代の法燈を掲げ、中山百二代の輪次を董す。安政五年(六三七)正月十二日化焉。

貞山、湛如、湛雅、貞秀、順妙、順能、順照、順諦、順解、湛雅、探道、惠學、湛祥、貞澄、惠能、本孝、順善、順精、順直、順理、順存、順如、春靜、麗山、麗仁、麗玄等の法子あり、就中順孝日具上は高足たり。

六十二、妙運院日啓上人

日啓字は溪順、正東庵に研修して上座二老に班たり。多古妙光寺三十八世に視篆す、弘化四年正月壺丘學室の招に依り二月二十五日入山して二百七十四世に主たり。安政五年(六三七)九月二十九日化焉。

六十三、寛智院日慧上人(幸ニ上人ノ自叙傳ヲ得タレハ全)

夫名有召體功矣、吾無慧而名日慧、無智而號寛智、是則似名體不會、然吾以法界爲身心、法界豈論智愚賢否耶、龍寛其字也、駿州興津手塚氏之子、母青木氏、以文化四年丁卯十二月二十七日生、十有三歲投群之理源寺祝髮、十有六歲入延嶽西谷、庠初轉法輪、然後晨講夕磨五送歲、序既而事貞松富公二年、于茲更有四方志、遂負笈登下總正東山講習、台教已十年、而掛錫江府大塚本傳寺、後七年應正

東山學徒、講法華玄義(編者曰玄院三百七十一世之)、功成歸山矣、後二年轉錫于下總中村鴻峰法務十年而退職、卜居郷、分山下一東一西、托身水雲、元治紀元甲子(編者曰聖誕六四三)、更因正東山大衆囑、一夏緝法華文句(編者曰三百六世)、慶應三年丁卯冬衆相議、請主京師大光山、吾雖非其任亦辭無他、乃諾焉、明年戊辰春欲理行李而病魔爲礙、湯藥涉日、預知歸法界、本土乃記黃梁一夢、重說偈言、
梵中記梵楚中言、魂歸本土晨昏、唯期一枕後樂、法界界上謁世尊
又大塚本傳寺十六世在位中、同土中出現高祖緣起序文を撰す、谷中大雄寺に化焉、慶應四年(明治改元六四六)二月十二日、春秋六十二。

六十四、照孝院日習上人

日習字は寛省、備中の人、寛照隨師の高足にして正東學園に遊び上座二老に階り、高田本松寺二十五世より山崎金蓮寺に徙り、天保十三年正東山大衆の懇請に應じて春二月二十六日入山し、第二百六十四世の講主と爲り文句を開講すること一夏安政四年(六三六)二月十三日公儀屆濟、同十六日本法寺四十八世に視筭す、時六十四歳なり。安政七年(萬延改元)八月中山百〇八世の輪番に下向、文久四年(元治改元)將軍上洛、紀伊中納言殿本法寺へ御旅館、其の因縁に依りて永

代現米百石を下賜せらるゝに至れり(但シ維新廢藩ノ際廢セラル)而して師在位中光明照院本法寺の末寺となれり、明治元年(六四七)十月四日、壽七十五歳を以て化を他界に遷さる。

寛省、三省、孝省、勵省は其の資なり。

六十五、三上超順上人

師は葆光日選上の法孫にして松前法花寺廿六世觀明院貞順日靜師の法資、松前法華寺に於て祝髮す。容貌魁偉、識見卓拔、談論風發の人、王政維新の秋に際し、壯圖抑え難く北海より出江し、雞聲ヶ窪蓮久寺に新井薩和尚を訪ね、時代の推運に伴ふて宗門育英の改造すべきを勸説せしも用ひられず、更に備後に下り水飲村妙顯寺妙心日修上人を説くに復容れられず。去て坂谷路蘆氏の塾に入り熾に勤王の説を鼓吹せしも其の志望企畫の積極的なるよりして路蘆氏亦其の事に與らず、師腐儒語るに足らずと去て北海松前に還る。一日松前城に登城し藩公に見え勤王論を主張す。時は當に、佐幕勤王兩派の議論酣にして衆議當に佐幕説に傾かんとするや、師蹴然立て佐幕黨の領袖家老某の首級を揚げ、尊王の説を叫絶す衆議忽如として師の高説に讚し、松前藩勤王の幢を城頭に翻へす

に至る。此の變事を聞知せる敵將榎本釜次郎氏嗟嘆して曰く、「松前の軍機一禿顛手成」と、斯くして師は勤王軍に參し、遂に松前城頭の露となり、松前藩勤王軍卓尾の彩花を放つて忠死せり、故に後年法花寺境内に師の英靈を三上神社と祭りて弔えり。今幸に師の奮闘至烈を雨窓記文(小杉雅之進 述上下二卷)の一節を拔萃せん、此時敵中一個の坊主あり、三上超順と名乗る、亂丸の中も恐れず左の手に組板を持ち丸を防ぎ右の手に刃を閃かし、兵一兩人を切殪し、我嚮導役(指揮官ノ事)伊奈誠一郎(越智ト俱ニ門ヲ破リシモ)と戦ひ、伊奈小銃を以て防ぎ兼ねしを横田豊三郎(差圖役頭取)之を見て進み近き、力を合せ超順を獲んとて馳せ行しに超順早くも誠一郎を切殪し(伊奈頭上三ヶ所ノ大創ヲ蒙リ後病院ニ入瘞タリ)横田目掛けて馳せ來るを豊三郎「ヒストール」を以て立迎え打懸しに如何したりけん發せず、之れに由り、刀を抜く暇あらず柄に手を掛け聊か退きしに降積る雪に蹶き倒るゝ處を超順得たりと乗掛り切付る(左ノ手首其ノ他多ク創ヲ被ル)、此時堀覺之助(軍醫)黒澤正介(差圖役)遙に之れを見て飛ぶが如く馳付け、超順を切殪し横田を救ふ云云

(右詳傳脇田僧正講演ニ依ル)

と、終に師は館城内に戦死す、時に明治元年(六四七)十一月十五日なり行年卅七歳、日妙上人と諱す。

六十六、本來院日具上人

日具字順孝、順孝遵上の高資、正東庠に遊學し中座に昇進、谷中妙圓寺十八世に住し、轉じて大阪正法寺二十世に晋み、更に貞松山蓮永寺に雄飛す。壹丘講肆の招請に應じて二百九十八世の化主を勤め、正法寺廿二世に再住し、明治二年(六四八)三月二十四日化焉。順哲日應、順哲日輝は其の資なり。

六十七、本妙院日觀上人

日觀字は壽潮、壽潮日地師の高足、正東講肆に負笈研鑽の功就りて同庠立院三百九十三世、文能三百二十五世の講師を兼ね。谷中大雄寺二十二世の法燈を掲げ、明治七年(六五三)七月十三日化焉。

壽覺、壽孝日長、壽山日慈(現身延法主)壽延日記等の高資あり。

六十八、方山院日掌上人

諱は日掌、方山院と號す。始龍山院日顯と云ひ後日潤と改め晩に「掌」と云ふ。字は觀朗、文化三年二月八日肥前佐賀郡飯盛に生る。姓は塚原氏、常吉の叔父

なり。同十三年二月八日佐賀觀照院智見理師に就て脱白す、後十方唯師(字ハ畫明師、)の附弟となる文政二年四月廿八日西肥松尾山の學室に入り、同六年二月二日洛東山庠に轉學し、天保五年八月二日下總中村庠に再轉し中座成功の後東山庠の化主となり同七年四月十二日博多妙典寺卅八世の法燈を傳承す。慶應四年六月十日松尾山光勝寺五十三世に視篆す。明治五年夏博多妙典寺々傍得船庵に隱退し、同九年(六五五)十一月十二日庵に化す。享年七十有一。

掌師の法兄に唯信顯師、方正拜師あり、拜師の資に圓妙英師(字ハ神峰)あり、又法弟に龍照神師(字ハ一方)、十具周師(字ハ一方)、致德彰師(字ハ曠光)其他勇山、智峰、春岳、冬林、禮岳、西岳、南峨北丈等あり、又要妙津師(字ハ現理)、一源品師(字ハ教順)、致淳懿師(字ハ觀性)は師の英資なり。又十具周師に圓妙英師、示賢、智運濟師、智恭、慈泰等の資あり、智明師は智運濟師の資、示芳師は示賢師の資なり。

六十九、照導院日貫上人

日貫初め日正、字は寬中、初め止妙院と號し後ち之れを改む、備中小田郡神の島の人、寬省隨上の上資、正東學校に負笈研學累昇して同玄院三百六十三世

の講師となり、退いて高田本松寺二十六に晋み、次で正東庠二百九十六世の講主となりて文句を開講す(一説云十一世間開講此説難信)。安政五年、峰妙興寺五十世を瑞す、明治元年七月二十四日、京都願濟八月二十二日入山、本法寺四十九世の法統を承紹し、九月六日出立中山百十一代輪番東關、明治四年(六五〇)八月退輪、同六年二月二十三日歸山、十一年(六五七)十月二十四日備後鞆津妙蓮寺下向、十一月三日同寺に於て遷化。同山に埋骨し、烏邊山に齒骨を分ち埋む。

樞恩禪師は師の法弟なり、又貫師の資に靜師、寬中、止孝等あり、靜師の資に侃師、孝瑞要師あり、孝潤等師は侃師の資、孝薩、孝忍、良教、孝榮、孝遵等は要師の資なり。

七十、龍晋院日啓上人

日啓字は壽泰、壽正日進師の英資、壽遠壽上の法孫なり。中村談林に負笈し終に同庠玄講三百六十九世、並に文能三百三世に主たり。總州銚子妙福寺三十六世に晋山し、明治十七年(六六三)四月八日化焉。

壽直日泰(本傳寺歷)壽善日良(同寺歷)壽哲日實、壽寬、壽優日祥、壽玉等の法資あり。

七十一、溫良院日讓上人

日讓字は湛禪、慈溫日良師の高弟、正東座に學び晨學夕研、終に壺丘講肆玄講三百七十八、文講三百十二世の化主に請せる。徳大寺廿三世の視篆す、明治廿三年(六六九)十一月三十日寂す。世壽未詳、其の資に湛禪日衛、湛徵、湛綠日運あり。

七十二、衍道院日伸上人

字は寛爾、姓は遠藤氏、天保八年駿河國に生る、始め興門に投じて脱白し、同門の學匠江戸目白台蓮花寺日邊上人に就て學ぶ、次で僧籍を轉じて本法寺照孝習師(字寛)の弟子となる。後徳大寺湛禪讓師に師事し、白井秋本寺、土支田妙安寺二十九世、駒込大恩寺等を歴住し、終に徳大寺廿六世を嗣ぐ、明治卅八年(六八四)十月六日六十九歳にして沼津の隱莊に化す。

義全扶師(號照院)、寛照遍師は其法資なり。

七十三、慈明院日運上人

日運字慈綠、鳥根縣楯縫郡平田本町濱佐七三男文政十年(六〇六)に生る、初め

鷹峰講肆に學ぶ、夏間彦根蓮華寺塔中理應院日光師の附資となり以て研學す、攝津原田法華寺に住し、轉じて彦根蓮華寺に晋山す、而も師攷學修養の志鬱勃として禁せず、正東座に入らんか爲めに徳大寺湛禪讓師の門に入り名を湛綠と改む。明治十二年六月十六日京都府願濟、同九月十八日洛の本法寺五十世に視篆し、九州山陰山陽等巡教し専ら寺門經營に盡瘁す、師の在位中内務省より保存金百圓を下賜せらる。次で正中山法華經寺百十六代に雄飛し、同三十四年八月二十四日蓮宗管長に推薦任命せらる。晩年退職して大檀越横濱市飯島榮助氏の厚遇を受け、四十二年二月六日溘然として化焉。時に壽八十三歳。
慈修日修、慈明日常、佳雄日濟、慈辨日堯、慈綠、慈正等の英資あり。

第三章 中山三法類沿革

第一節 三山輪番の先格

宗祖弘安五年鶴林の雲に非滅の滅を現し給へる後、常修院常忍常師中山に法華經寺を開創し、宗祖を第一祖に追尊し、自から第二世に居せしより爾來日高

師(太田乘明ノ子)、日祐師(肥前光勝寺開山)、日尊師(辨法印阿闍梨應永)、日暹師(尊上ノ養應)
(常師ノ叔姪)、日薩師(兵部阿闍梨應)、日有師(文安五十一、十三化)、日院師(文龜九、六、八、五化)、日觀師(永大)
(永二十九、十、三)、(三六化)等の高德相次で法燈を繼紹して法運倍々隆盛に趣けり、時に第十代の法
獨を紹ける日侘師は其の職を克くせず、甚しきに至ては常尊已來置文に明記せ
られし聖教其の他重寶を輕し、或は之れを浪費するに至れり、蓋し宗門に輕か
らざるの寶物の散失は視一日も緩がにすべからざるを以て、頂妙寺日珖上之れ
を聞くや直ちに通牒を移して法眷に告げ、更に侘師に説くに利害を以てし山の
爲めに退院を迫る時に天正十六年なり。(侘珖爭論ノ事第一
章日本寺沿革參照)

侘師遂に中村東福寺(後改日本寺)に去て其の子日典師第十一代を董するや、日
あらずして復た文祿年中三代聖人の制掟を忘失し、宗門興隆の志も薄く、猥り
に靈寶を散失すること却て侘師に倍せり。乃ち當時宗門の長老棟梁たる日珖師、
宗門繁榮の爲め、中山興隆の爲めに中山に詣して典師を諫曉する太た勗むと雖
ども、典師更に轉我邪心せず。爰に於て宗門將來の爲め默視するに忍びず、珖
師文祿二年(三七三)奉行家康公に愁訴す、之れに依て幕府日典師の罪狀を糺明す
る頗る峻嚴、典師の非分顯露せるを以て遂に師を長州萩に流竄す。(典師元和三年十
月十四日配處ニ

化ス、後中山寺僧寺ノ願
ニ依テ本山歴世ニ位ス

典師流竄に處せられし後、中山の主席空位なるを以て閭衆謀て曰く、珖上を
得は乃ち興らんと、信を以て懇請太た篤矣(請狀今在
中山傳フ)。加ふるに家康の嚴命あり、
故に固辭するに言なく文祿三年(三七三)秋、中山法華經寺十二代に瑞世す。緇素
巷を掃ひ、以て篤く迎ふ、珖公は則ち中山中興輪番の初祖たり。師情、謂へらく
此山の靈寶多數なるは諸山に超過せり、而も其の書成な是れ宗門の重寶珍什な
り然るに此の地の風俗人心堅固ならず、若し夫れ此山に永住せば憍恣の心自然
に生じ、侘典兩師の如き人出來せば一宗の眼目忽如として亡滅せん。如かず老
納より年を限りて輪環住持し、互に其の好否を糺明し、徧に其の靈寶を守護し
奉らば一宗の寶藏永えに住せんと、其の旨趣を家康に訴ふ。家康の曰く、曾て
聞く中山は古來「本寺附弟」とて、其の門葉は一同に時の貫首の弟子たりと云ふ、
上人先づ中山を相續し、且つ三山交代に輪番に勗めなば法燈の明滅することよ
もなからんと、乃ち珖上の訴を容す。

茲に於て珖上を始めとして上人の高資日曉上人洛の頂妙寺四世より入つて第
十三代を紹き、法弟日通上人本法寺十世より晋みて十四代を承け、又法弟日統

上人堺妙國寺二世より進んで十五代を継げり、即ち方今中山晋山順次の奠定せる先格全く此所に權輿す。

第一節 三山輪番に於ける變遷梗概

玆上の寂後、十有餘年を閲みして日來師の述師に交りて十八世を繼ぐや、俗緣天久保次右衛門（法名道儀）の權勢疵護を背景とし、院家寺僧等の三山輪番の制は己れ等に不利なるよりして常に不平を懷抱せるの虚に乗じ、衆徒を懷柔し、公命に背き輪番を廢し寺僧末寺等を掠亂せり。仍て翌十七年妙國寺本法寺兩山主として此れが解紛に努力するも寸効なし、故に本法寺日因上人を輪次當職として赴任せしむるも、日來師門を閉鎖し、之れを拒む。因師施すに術なく是の凌辱に憤慨するの餘り山門前柵傍に於て乗り來れる肩輿の裡に決然として自刎せり、時に同十八年（三九三）十月二十五日なり。日因自刎の凶報一飛するや、法統全部の激昂となり、本法寺十二世日慈師下向の上公訴數度に及びて、終に上聞に達し、御奉書を頂戴し、日來を追却除歴し、輪番の舊規復本還元し、衆徒末流愁眉を開き、咸な安堵の思をなすに至れり。時に慶長十九年（三九三）なり。

其の日來宛に下れる奉書に云く

中山法華經寺之儀 如先規頂妙寺本法寺妙國寺輪番仰付候旨從駿府金池院本多上野殿奉而被仰越候通披露申候處其寺傳來靈寶諸道具無紛失當住本法寺江可相渡旨上意候 恐々謹言

慶長十九年七月十三日

- 安藤對馬守判
- 土井大炊助判
- 酒井備後守判
- 酒井雅樂頭判
- 本多佐渡守判

中山 日來侍僧中

（編者云ク、峰妙興寺ノ古記ヲ案スルニ金池院トハ京都五山ノ頂上、洛東粟田山瑞龍山天平興國南禪寺ノ塔頭ニシテ大業和尙ヲ開山トス和尙七百石ノ役領ヲ以テ駿府ニ來リ又江戸ニ移ルト）

日來師が輪次制に對する妨害策の謀計紛糾も漸く爰に一段落を告げ、數年間は平安の内に經過せしも、廿二世日窓、廿三世日龍兩師の代に亘りて山主と院

家寺僧等との間に紛擾を生ぜしも遂に家院等の褶伏に依て鎮定せり。其の後日演日養兩師の時に及びて諸末寺不受不施の義を構えて本寺に違背せしも寛永二十年七月日に對決、同九月十三日に解紛せり。蓋し、池上日樹師の主張に刺激せられしに原因す。

不受不施に呪咀せられたる中山輪次制は、院家等が野望敢行の巧策として數年來謀計し來れる反旗は承應元年即ち慶安五年(四三)に永輪番式目と稱する美名の下に表白せられたり、野望家が上方三ヶ寺の輪番を破壊し獨り中山の權勢を振はんと企劃せしに事起る、由來輪制は三年交代にして而も上意にて相勤むるを以て頓に之れを廢止すること能はざれば、永輪番なるものを定むる時は、三ヶ寺輪番交代の期も延引し、三ヶ年番の式目も破れ、從て中山常住持となるべしと思ひ、該式目を立て中山と三山との間に優劣高下を成せんが爲め貴族の出家を請待し、以て三ヶ寺よりの于涉を卻け、貴族出家の傘下に居して院家等自己の我意を張らんと巧案を廻せり。然るに寺僧等は其の謀計劃策の裏面を究めずして、唯不受不施の名の下に讃同捺印せしを以て、茲に永輪番式目なるもの、制定を見るに至れり。其の概要に云く(治要錄ニ依ル)

- 一、當番貫主御隱居之砌被遂上方三ヶ寺御談合替番貫主御定事、
- 一、當山院家中數年懇望故今般雖定永輪番自然向後違背之義有之者如前に可爲三年之輪番事、

右所定如件

慶安五年 壬辰 三月二十八日

本行院日任判

(已下院家各寺僧連署略ス)

件の如き理由の下に承應元年に中興廿世日堯師退山の後、妙國寺番に當れる時院家等の望に付き三山示談の上此の式目を認容せり。即ち妙國寺日俊、本法寺日休、頂妙寺日堯師等其の認容者たり。右の式目に依て本法寺隱居日養師、三ヶ寺總代として入山永輪番の初祖となれり。(日養師ハ輪番ヲ勤ムルコト前後三回第三回目ハ永輪番初祖也) 養師明曆三年中山に遷化するや、頂妙寺日威師、三山總代として萬治元年入山して永輪番二祖となれり。然るに師永輪番制の中山興隆を妨止するを以て爲法爲山痛嘆の事となし、時の院家寺僧等と示談の上此の式目を中止せり。故に永輪番の命脈は承應元年に始まりて萬治三年に終れる僅々九ヶ年の生壽を保せしのみ。

然れども日威師に依りて院家等の謀計は餘義なく撤廢せられしも、彼等の撤廢に對する忿怒の焰は一時的に抑壓せられしも本通日允師の本法寺より晉山するに至りて、曠焔は再然し、寛文二年(四四二)二月八日、安世院、淨光院、法宜院等連判の上、關西三山は中山院家法宜院末寺なること、永輪番制は中山繁榮の爲めに設けたるを以て再興せらるべき等、其の外數個の條々を連ねて奉行に訴ふ、而も其の文面には何等不受不施の事顯然ならずと雖も、當時山内寺僧等は多く不受の義に心醉固執せる輩にして裏面に該運動を試みしなり。

茲に於て允師は同年七月十六日院家等不受不施の禁令を犯せること等を具申して鼠俗の仕置すべき理由の駁書を認め之れを奉行に呈せり。仍て院家等更に允師の駁書に對して堂々乎として、台徳院殿、大猷殿治世に於ける不受不施の出家御構なしとの令、殊に寺領の朱印を被下し等の事證を提けて不受不施の義を真向より主張するに至れり。允師遂に邪流其の威を逞し、水の流に就くか如く、沛然として禦ぎ難きを知るや、三山輪番に關する奉書、從來院家等との紛擾に於ける公證書類、及び三山法宜院末寺に非らざる證券、不受不施は一山の法度なるの書類を携へて公所に院家等を糺明彈斥す。茲に於て同年九月院家等

稽伏して、三山へ起請文を呈して九月五日に落着せり。其の起請文に云く

- 一、祖師日蓮大士並開山日常聖人已來之立義者如三ヶ寺之法理爲不受不施之義敢無疑網信伏仕者也、縱雖及于身命之大難不可立不受不施之義門事、
- 一、御當番之貫首就世儀新儀並御私曲御座候時者急度上方江御斷可申上候、院家寺僧私曲有之節者奏御當番三貫首可致糺明事、
- 一、就是非徒黨引率並私連署判仕間鋪事、

(已下省略治要錄)

と、此の允師對院家等の騷紛は其の決末を公場に執りしを以て院家等尙心服せざりしを以て未だ全く中山に不受不施の義其の姿を滅せしには非らざるなり。果哉、其の後意師を経て、興林日徳師の輪次として寛文三年(四四二)に入山するや、山徒不受義の殘焔尙熾むにして、加ふるに寛文五年幕府より一般に不受不施の寺領なるものを禁示し、且つ不受不施に改派せざれば寺領の朱墨印を寄附せじとの命下りしに刺激せられて固疾ある山徒は再び異見を懐くに至れるより、師宗家法運の爲め、寒心の至りなりしを以て、自から「信施論」一策を著して衆侶の妄見を開覺すること條理整然、一讀舌を結むて不受の義を語らざるに至

れり。幾度かの紛擾と、幾人かの犠牲者を出して剛義を主張せる不受不施に依て呪はれし、中山三山輪番に於ける騷亂は茲に瘦影をも存せざるに至れり。其の後約八十五閏年、山規肅々として治まりしか六十八代日俊師の輪次に當れる延享四年、時の寺社奉行より各宗へ寺院及び本末寺を調査して提出すべきの令下れるに端を開きて、中山と三山との本末提亂勃興せり、此の諍論數年に亘り、數度の公廳對決に依りて漸く其の義審明なることを得るに至れり。(此件今省略)

第三節 三山と法類

今更に三山と法類との關係を略述せん、頂妙寺と法縁との關係を按するに未だ正東庠東法眷に於て精達兩法縁分岐せざる已前に於ては、同山に精師系に囑する智覺日啓師の晋むて十九世となれる。又修光日精師の二十一世の法統を承けしが如く精師法類中樞要の高徳視篆せり。然れども精達派を別つに至てより、了義達上親しく同山に瑞世せざるも、勝光耀上の資にして自身の法弟なる慈光日充師二十二世に雄飛せし已降、達上の法統に屬せる先輩中より順次法燈を掲ぐるに至り。以て頂妙寺は達師法類の出世寺と爲し、同山に視篆して後ち中山

に瑞世せるものなり、

次に本法寺と法縁との交渉を考ふるに、日啓日精の兩尊者は頂妙寺に瑞世し更に龍華に視篆せると同じく、精達二法縁分岐前に於ては同山へ日達師の法祖父たる日允師(本法寺十八)及び師範なる日耀師(同廿一世)瑞世せり。然るに精達流を分つに至るや、本法寺にては允耀兩師を達師法縁と呼び、頂妙寺に於ては啓精二上を精師法縁と稱するに至る。爾してより來、同山は修光精上の門葉を以て繼承し來れり、然るに本是日貞師の同山三十三代に瑞世せる頃よりして中村庠東法眷中に於て貞師の指南を受けしもの一團を成して貞師法縁なるものを派生するに至れり、是れよりして同山十八世日休、二十二世日近、二十八世日禪、三十二世日詮等の貞師の法祖父及び法兄弟たる先匠をば貞師法縁なりと稱せり、其の後數代を経て貞師の資なる三十九代貞朝日相師の代に至りて即ち文化年中、同山精貞兩法縁隔代瑞世の事を協定せしより、同山は精貞法縁の出世寺となり、當山より中山に雄飛することを得たり。

後に妙國寺と法縁とを按ずるに、同山は佛心瑠師の法統を以て十二代迄相續し來れるも寂遠通師の資にして飯高三十三世松和田谷出身なる潮海日嚴師妙國

寺十三代に瑞世し、轉じて中山五十代に晋めよるして從來中山と學閥關係を有せし中村庠は茲に飯高庠松田谷と學閥的交渉を生づるの一變をなせり。已來妙國寺は十八代遠來日晏師を除きては概ね飯高三谷先聖順に晋山せしが如し。然るに飯高七十九世乘(定明日理師より已後は三谷中特に城下谷所生の先輩より同山に晋山するの格を呈せり。通光日侃(飯高七十九世池上巖師ノ資)順正日進(飯高百四世池上巖師ノ資)寬明映(飯高百一十一世)等の諸師の順次妙國寺に歴世せるを見よ。然るに此の城下谷妙國寺專有歴世の制も順正日進師の資なる惠勝日逢師の妙國寺廿四世(中山七八)を紹介するよりして更に變轉して城下谷出身者中、單に巖師法類即ち池上中道庵法類系所生の先輩よりのみ晋山するの事例を示せり。故に其の資辨碩日領(飯高二四四妙國寺廿六中山八八)秦辨日虔(飯高二八四妙國寺廿五中山八五)勝惠日勝(妙國寺廿八中山九四)勝惠日輝(妙國寺廿九中山九七)等と咸く城下谷中道庵法類中より同山へ視蒙せり。然るに法類別の明確なるにつれて中道庵所生の順正日逢師の法脈を「堺法類」と別稱するに至れり。故に同山は中山三輪番として晋山する時は堺法類と稱し、池上眞間等との交渉ある時は中道庵法類の所屬たるなり。

上來略述せるが如く中山三山輪番とは且く之れを靜的寺院の上より論ずれば

頂妙寺、本法寺、妙國寺の三山各番交代なるも、若し動的人物中心、或は法縁別の上より議すれば現今制度に於ては、頂妙寺の了義日達師の系統なる「達師法縁」、本法寺の修光精師並に本是貞師の法脈なる「精眞法縁」、並に順正進師の法系に屬する妙國寺の「堺法類」との三法縁より順次雄飛せるを通格とす。

中山三山輪番の事、方今の如き確乎たる事例を奠むるに至れる其の間、上來略述せるが如く波瀾重疊盛衰、血腥き歴史の跡を存して大成せり、此は全く其の時代に於ける法義的思想の内的刺激と、自家權利擴張の外的要求との二理由が、或は當番貫首に響き、或時は院家寺僧等に起れるに原因するものと云ふ。而して此の波瀾の渦中を代々輪番の先聖克く游泳し、其の逆流の裡に没せずして法運をして倍光耀あらしめ給へるの動功は容易に滅すべからず。點綴此所に到りて其の徳を感謝せざらんと欲するも豈に得べけん哉。(大尾)

聖語

根をければ枝はけし
源をたれば流はたし

光山日次



大正四年十一月十七日着手
大正七年五月十八日印刷
大正七年六月五日發行

〔非賣品〕

發行者 關 觀 朗
千葉縣東葛飾郡行徳町上妙典七拾五番地

印刷者 石川金太郎
東京市京橋區西紺屋町二十七番地

印刷所 秀英舍
東京市京橋區西紺屋町二十七番地



324

867

終